

《論 説》

カノン法と教会法

——プロテスタント教会法学の生成——

藤 田 貴 宏

16世紀半ば、神聖ローマ帝国における宗教的対立は、内紛と皇帝及びカトリック諸侯側の攻勢によってシュマルカルデン同盟が瓦解する一方、新たにフランス国王アンリII世と結んだプロテスタント諸侯が勢力を盛り返すという一進一退の攻防を経て、一旦は終息に向かう。周知のように、パッサウの和約とそれに続くアウクスブルクでの帝国議会最終決議に挿入された協定によって、帝国国制の保持と引き換えに、既に世俗化（接収）済みのカトリック教会財産に対するプロテスタント等族の権利が追認され、そしてまた、ルター派に限定されたとはいえ、宗教上の主権（「教会改革権 *ius reformandi*」）がプロテスタント諸侯に付与乃至回復されたのである¹⁾。この宗教的和平を受けて加速されたプロテスタント領邦での教会諸制度の再編の過程において、教会法の位置づけと整備は最重要の課題の一つとして意識されるようになる。確かに、ルターその人を含めて、教義の差別化に拘る宗教改革者の大半は、ローマカトリックの教会法、いわゆるカノン法を、教会腐敗の象徴として排斥すべき旨強く主張した。しかし、間断なく継続される実務を抱えた法律家にしてみれば、裁判手続を中心にカノン法に対して多大な恩恵を被っている既存の制度的枠組みを白紙に戻すのは現実的ではないどころか事実上不可能であり、実際には、「教会規則 *ordinatio ecclesiastica : Kirchenordnung*」による教会組織や祭式の規律が比較的進んだプロテスタント諸領邦においてさえ、少なくとも法実務上はカノ

1) 「教会改革権」については、さしあたり、Heckel, *Ius reformandi, in : Reformation und Recht*, hg. v. Dingel, Leppin u. Strohm (2002), 75–126. を参照。

ン法が依然妥当し運用されるという状況が続く。このようにカノン法との明白な断絶を伴うことなくむしろ連続的に試行錯誤を伴いながら領邦単位で生成していくプロテスタント教会法に対する学問的反省と、その包括的体系的な叙述は、ほぼ一世紀の後、三十年戦争が終結し宗教的対立に最終的に終止符が打たれた17世紀半ばに、「プロテスタント教会法初の完全な体系書 das erste vollständige System des protestantischen Kirchenrechts」²⁾と呼ばれるベネディクト・カルプツォフ Benedikt Carpzov (1595-1666年) の『教会法学 Jurisprudentia ecclesiastica』(1649年初版)が現れるまで待たねばならなかった。同書は、『教会法学、すなわち、畏くもザクセン選帝侯陛下の宗教顧問会並び最高宗教法院において適切に審理され相応の助言に照らして吟味され正確な判断の下に処理された事件及び問題に関して、神法、カノン法、市民法、勅令、教会法規によって裏付けられ、選帝侯陛下の詔勅、指令、答書によって補強された簡潔な定義集を提示する宗教法院法学 Jurisprudetia ecclesiastica seu consistorialis rerum et quaestionum in Serenissimi ac Potentissimi Principis Electoris Saxoniae senatu ecclesiastico et consistorio supremo probe ventilatarum, maturo consilio deliberatarum, et accurato judicio decisarum definitiones succinctas, jure Divino, canonico et civili, Constitutionibus et Ordinationibus Ecclesiasticis probatas, Rescriptis, Decretis et Responsis Electoralibus corroboratas exhibens』との表題からも明らかのように、ザクセン選帝侯領の最高宗教法院 Consistorium supremum での実務の蓄積に依拠しており、その結果、宗教法院の裁判実務とは直接関わりのない民事及び刑事手続が叙述対象から外されている。そのように「教会法 ius ecclesiasticum」の領域を実務に照らして限定することで、カルプツォフは「まさに福音主義的教会法の学理そのものを創出した schuf recht eigentlich die Doktrin de evangelischen Kirchenrechts」のである³⁾。とはいえ、プロテスタント教会法学の誕生を象徴するこのカルプツォフの著作を契機として、カノン法を完全に排除した形でのプロテスタント教会法の自立化が達成さ

2) Stintzing, Geschichte der Deutschen Rechtswissenschaft, II (1884), 89.

3) v. Schulte, Die Geschichte der Quellen und Literatur des canonischen Rechts von Gratian bis auf die Gegenwart, III (1880), 2, 41.

れたわけでも促進されたわけでもない。むしろ逆に、カノン法の知識は、様々な制約を伴いつつも、プロテstant教会法学の重要な要素として尊重され続けた。この「カノン法の現代的慣用 usus modernus juris canonici」とも呼ぶべき方法を、後にユストゥス・ヘニンク・ベーマー Justus Henning Böhmer (1674–1749年) が、カノン法の完全な排斥でも全面的な受容でもない「中庸の道 media via」と呼んで推奨実践し、その成果は、彼の大著『教皇令集の順序に従ってカノン法の現代的慣用を論じ事実そのものを論拠に裏付けるプロテstant教会法 Jus ecclesiasticum Protestantium usum modernum juris canonici juxta seriem decretalium ostendens et ipsis rerum argumentis illustrans』(1717–37年初版) として結実することになる。このようなカルプツォフからベーマーに至るプロテstant教会法学の成立過程を、個々の論者のカノン法に対する態度決定に留意しつつ辿ることが本稿の課題である。

I

『教会法学』の「読者向け序文 Praefatio ad lectorem」の冒頭、カルプツォフは、「法律家に課されたこの上なく広範な任務を私法という狭すぎる枠に閉じ込め、彼らには、政治の三流部門、すなわち、雨樋や壁の権利、流水の阻止、境界の確定、石灰の採掘、排水溝その他これに類する事柄の取るに足りない訴訟事件を扱う部門、そしてまたそれ故に国家にとってはそれほど重要でない部門のみを残し、逆に、立法や政策助言の部門は専ら政治家に委ねる人々が極めて多い sunt oppido multi, qui amplissimum ICTORUM munus iuris privati cancellis angustissimis includunt, iisque non nisi tertiam politicae partem, quae causas concernit forenses, et minutiores de stillicidiorum ac parietum iure, de aqua pluvia arcenda, de finibus regundis, de calce fodienda, de cloacis, et eiusmodi reliquis, quae non ita magni ad Rem publicam sunt momenti, relinquunt; Legislatoriam vero et consultoriam solis Politicis attribuunt」と述べて、「政治家 Politici」と「法律家 Iurisconsulti」を区別し「公的な事柄に手を出す法律家を <お節介> 呼ばわりする JCtis publica tractandis πολυπραγμοσυνη imputant.」

当時の風潮を嘆いている。カルプツォフ自身の立場は、「勇敢な人々を榮典によって國家の安寧のために奮起させ、悪人どもを刑罰によって罰するべく日夜努力し、公法及び刑法に熟達する pro salute Reipublicae praemiis bonos instigando, malos poenis coercendo vigilant, inque iure publico et criminali sunt solertissimi」こともまた、「法律家の役割や任務 ICtorum functio et munus」に含まれるというものであり、そのような法律家への一見過剰とも思われる要求は、「判断力の限界と準備の不足を理由に、援助の提供を諦めようとはしなかつた pro modulo iudicii et tenuitate suppellectilis deesse nolui, quominus suppetias ferrem」との自負、すなわち、「民事事件の判決や回答を簡潔な方法でまとめる causarum civilium decisa et responsa methodo succincta cumulavi」⁴⁾一方で、「刑事事件の判決集を公表し」⁵⁾、更には、「我々の帝国の仕組みが拠って立つところの皇帝の勅令に注釈を付してみせることで公法を解明するためにも僅かながら貢献している」⁶⁾自らの努力とその成果に裏付けられていた⁷⁾。「私法

4) 『ザクセン選帝侯アウグスト陛下の勅法の編別に従い全四編に区分されたローマ=ザクセン裁判法学 Jurisprudentia forensis Romano-Saxonica secundum ordinem constitutionum D. Augusti electoris Saxoniae in partibus IV. divisa』1638年初版、『選帝侯法回答集 Responsa juris electolia』1642年初版、『注目すべきザクセンの諸判決の集成、すなわち、ザクセン選帝侯陛下のドレスデン上訴裁判所、及び、ライプチヒの領邦最高裁判所、同大学法学部、同參審裁判所における裁判事件及び問題を、吟味解決する部門と、それらを上記法廷乃至裁判機関の回答や判決によって補強する部門の二段階に分けて、全三部構成で叙述する著作 Opus decisionum illustrium Saxoniarum, causas et quaestiones forenses in serenissimi electoris Saxoniae senatu appellationum Dresdensi, curia provinciali seprema, facultate juridica et scabinatu Lipsiensi, utramque in partem ventilatas, discussas et determinatas, responsisque et judicatis tribunalium horum et dicasteriorum corroboratas in tribus partibus exhibens』1646-54年初版。

5) 『帝国及びザクセンの最新刑事実務 Practica nova Imperialis Saxonica rerum criminalium』1638年初版。

6) 『ドイツ人の王法、すなわち、皇帝章令に対する法学的歴史学的政治学の注釈 Commentarius in legem regiam Germanorum sive Capitulationem Imperatoriam juridico-historico-politicus』1623年初版、1640年増補改訂版。

7) PRAEFATIO AD LECTOREM.

Sunt oppido multi, Lector benevole, qui amplissimum ICtorum munum iuris privati cancellis augustissimis includunt, iisque non nisi tertiam politicae partem, quae causas

concernit forenses, et mimutiores de stillicidiorum ac parietum iure, de aqua pluvia arcenda, de finibus regundis, de calce fodienda, de cloacis, et eiusmodi reliquis, quae non ita magni ad Rempublicam sunt momenti, relinquunt; Legislatoriam vero et consultoriam solis Politicis attribuunt. Ita scilicet Politicos a JCTis discriminant, illisque curam et administrationem Reipubl. iurisque publici tractationem plena manu largiuntur; hosce autem ad avaritiam usque tenaces, in privatis litigiis subsistere iubent, ut parum absit, quin JCTis publica tractantibus πολυπραμοσινην imputent et adscribant. Satis inique in nobilissimam Iurisprudentiam, si quid res est, et saniori iudicio alii senserint, fateri lubeat. [...] Ac verissime sibi bene dicitur consulere, qui aliis in causis criminalibus non consulit, modo ratione officii abstinere queat. Nequerunt autem ICti, quorum functio et munus exigit, ut pro salute Reipublicae praemii bonos instigando, malos penis coercendo vigilent, inque iure publico et criminali sint solertissimi. At nec in eo subsistendum, sed et causae ecclesiasticae discretioni, prudentiae et cognitioni ipsorum comittendae. Postquam enim per transactionem Passaviensem et subsecuta Religionis pacificationem iurisdicton ecclesiastica Pontificiorum, in terris et ditionibus Statuum Imperii Augustanae Confessioni addictorum plane fuit suspensa, ipsorumque exercitio restituta, res eo devenit, ut Princeps Evangelici utrumque regimen, tam seculare quam ecclesiasticum in provinciis suis vigore Superioritatis teneant, diverso quantumvis titulo ac respectu: Illud equidem, ut Magistatus politici et seculares: Hoc vero, ut Episcopi, satis decenter ac modo convenienti, non ut praedicationi publicae verbi divini et Sacramentorum administrationi seipsos intromittant, sed iure potestatis externae provideant, quo ministri Ecclesiae secundum normam Evangelicam suum faciant officium, ea sollempmodo, quae iurisdictionis sunt ecclesiasticae er legis dioecesanae, sibi reservantes. Ne autem distinctae iurisdictionis negotia usu usu promiscuo in Senatu politico confundantur, tractari placuit causas hasce ecclesiasticas, hoc est, spiritualis et mixtas in peculiari foro, quod est Cossistorium Ecclesiasticum, cui non modo Theologi, sed et Politici ac ICti assident, prudenter omnino, ne de iure clericorum quidquam remittantur, nec clericis causis secularibus se implicare permittantur.

Ita scilicet ICti non modo causis civilibus criminalibus ac pulicis sunt implicati, sed et negotia ecclesiastica tractant; ex quo quam variis Iurisprudentiae articulis retineantur, satis perspicuum, ut nunquam sat eruditioris collegi, nunquam sat informationis preeberi queat. Ego sane pro modulo iudicii et tenuitate supellectilis deesse nolui, quominus suppetias ferrem. Quantum enim occupationes variae, et labores fere indesinentes mihi concesserunt, iamdudum non modo causarum civilium decisa et responsa methodo succincta cumulavi; sed etiam rerum criminalium iudicata magno sudore collecta publicu iuris feci, et bona fide bonis communicavi. Quin et tandem pauxillum pro enucleando iure publico addidi, non perfectam rerum publicarum notionem, quam quis a me efflagitaverit, petitio suo frustrabitur, sed legem duntaxat fundamentalem, Capitulationem nempe Cæsaream, cui moles Imperii nostri innititur, declaratam exhibendo. Restare videbatur, ut et

de causis ecclesiasticis operis quidquam a me quis desideraret, cui ni satisfacerem, piaculum duxisse. Inter medios itaque labores novum aggressus labore, quod alii et quidem paucissimi de rebus et negotiis Consistorialibus, de personis nempe, bonis ac dotalitiis ecclesiasticis, nominatione, vocatione, praesentatione, ordinatione et investitura Pastorum ac ministrorum Ecclesiae, horum salariis et redditibus, de causis matrimonialibus, gradibus coniugii prohibitis et permissis, dispensatione Magistratus, nuptiis, divortiis, ritibus et ceremoniis sacris, bonis ecclesiasticis, iure sepulturae, Academiarum, de iurisdictione, foro, processu et poenis ecclesiasticis, sparsim et obiter saltem interlinearunt, haud sine labore diligentius excussi, quaeque apud optimi comitatis auctores scitu usque circa hanc materiam digna hinc inde de reperta darent, in unum quasi penu contarxi, inque certum opus, quod heic vides, congesti, idque nomine ac titulo Iurisprudentiae Ecclesiasticae et Definitionum Consistorialium insignitum volui. In quo si quid, ut vereor, levioris notae et discussionis perfectae ac desideratae occurrit, vel etiam rudiori Minerva et stylo scriptum sit, autoritate publica facile compensabitur ; Nec enim quae opere hoc continentur, decisa ex meo vel alterius privati prodierunt ingenio et iudicio, sed ex SERENISSIMI SAXONIAE ELECTORIS Senatu sacratissimo, et Consistorio ecclesiastico supremo, cuius quoque Rescriptis, Mandatis, Decretis et Sententiis sunt firmata, corroborata, adeoque censura Electorali probata. Etenim ne quid dissimulem, quae quandam JCTus eximus Dn. Cornelius Crollius piae memoriae, Professor Academiae Wittenbergensis, antea functus officio Secretarii in Protosynedrio Dresdensi tum temporis, sibi soli consignaverat, amica heredum manu mihi tradita fuere, cumque ea ad rationes et fundamenta iuris revocaverim, et quantum fieri potuit, pensiculatius concinnaverim, aliorum in usum iam elaborata luce publica frunisci, et omnibus fructuosa fieri placuit.

Non autem est, ut hederam aliquam aut mangonia circumposita expectes, cum et instiuti difficultas et rei utilitas per se obviam, nec ulteriore desideret commendationem. Quod si tamen aliquis vehementius Praeconis vocem expeteret, provocare licebit ad eos, qui SERENISSIMO SAXONIAE ELECTORI a Consiliis sunt ecclesiasticis et Consistorialibus, in causis eiusmodi versatissimi, exercitatissimi, veri horum Decisorum autores, qua Theologi, inter orthodoxos Princeps et antesignani ; qua Politici, nunquam non ICti primarii excellentissimi, de quorum praecellentia, laude, fide incorrupta et integritate, si non modestia prohiberet, multa mihi suppeterent verba, at non sufficientia, si dicendum sufficierent foret, quod res est. Et quo tandem literarum ductu, quoque elogio satis a me extolleretur Collegii huius sacratissimi et Consistorii Supremi Praeses, Sacrae Caesar. Majestati a Consiliis, et aerarii Imperialis Praefectus, nec non Serenissimi Saxon. Electoris Consiliarius intimus, fidelissimus : Vir Generosus, Strenuus et Magnificus Dn. Fridericus a Metzsch, hereditarius in Reichenbach, et Friesen, [···].

Praesidis huius et assessorum nunquam sat laudatorum de rebus ecclesiasticis prudenter cogitata, maturo consilio ventilata, acutissimoque ingenio ac iudicio conclusa et judicata quis non dixerit totius Electoratus Saxonici Oracula ! Quibus Lector amicissime,

sive studio theologico, sive juridico operam naves, multum debebis, si qua ex his meis luctracionibus ad te utilitas redibit, de quo nullus dubito, idque ut fiat, Deum animitus precor, a te vero nil quidquam aliud, quam ut operariorum errata, quibus per incuriam correccitorum Opus hoc misere scatet, condones, ac ea ipsem haud gravatim et amice corrigas. Vale.

(*Jurisprudentia*, 4.r.-6.r. 引用は1652年ハノーファー刊のテクストによる)

「読者への序文」

親愛なる読者よ、御存知のように、法律家に課されたこの上なく広範な任務を私法という狭すぎる枠に閉じ込め、彼らには、政治の三流部門、すなわち、雨樋や壁の権利、流水の阻止、境界の確定、石灰の採掘、排水溝その他これに類する事柄の取るに足りない訴訟事件を扱う部門、そしてまたそれ故に国家にとてはそれほど重要でない部門のみを残し、逆に、立法や政策助言の部門は専ら政治家に委ねる人々が極めて多い。このように、彼らは、政治家と法律家を区別し、政治家には、國家の管理や統治、及び、公法の運用を一致して委ねるのに対して、常に貪欲さを失わない法律家には私法上の訴訟に留まるよう命じており、公的な事柄に手を出す法律家をくお節介^フ呼ばわりしない者はいないほどである。もしこれが本当であるならば、もっと健全な判断を下す人々もいるにせよ、比類無き法学にとっては極めて不当な事態であると言わざるを得ない。…また、刑事事件において他人に助言せず、仕事があるという理由だけでそれを免れることのできる者は、実際のところ、自らの利益を図っているものと解される。これに対して、法律家はそのような振る舞いはできない。というのも、法律家の役割と任務は、勇敢な人々を榮典によって国家の安寧のために奮起させ、悪人どもを刑罰によって罰するべく日夜努力し、公法及び刑法に熟達するよう求めるからである。しかも、単にそれに留まることなく、更に、教会法上の事件もまた、法律家たちの分別、思慮、審理に委ねられるべきである。なぜなら、パッサウの和約とそれに続く宗教和議によって、司教の教会裁判権は、アウクスブルク信仰告白に賛同する帝国等族の領地や支配地では完全に停止され、これらの帝国等族の権限が回復された後、福音主義の諸侯は、それぞれの領邦における世俗及び教会双方の統治を、その名目や観点は異なるとはいえ、自らの主権に基づいて担うことになった。すなわち、前者については、政治的かつ世俗的な指導者として、他方、後者については、司教として、である。これは、教会裁判権や管区法規に属する事柄を独占的に自らに留保する諸侯が、説教や秘蹟執行に自ら深入りすることなく、外的な権能に基づいて、司祭たちが諸侯の定める福音主義的規範に則って如何に職務を果たすべきか予め定めておくには全く好都合であり相応しいやり方である。しかし、相異なる裁判権の行使が国政評議会の下で無差別に混同されないように、教会関係の事件、つまり、靈的事件や聖俗混合的事件を、特別な裁判所たる宗教法院において扱うべきものと諸侯は考えた。この宗教法院に、神学者のみならず、政治家や法律家も列席し、聖職者の権利について何かが削減されたり、聖職者に世俗事件への関与を許すことのないようにしているのは全く賢明である。

このように、法律家は、市民法、刑事法、公法上の事件に関わっているだけでな

く、宗教的事項を扱う。これほどに多様な法学の諸部門に取り囲まれている以上、十分な知識を蓄積したり満足な情報を提供したりすることは到底不可能なのは全く明らかである。確かに、私は、判断力の限界と準備の不足を理由に、援助の提供を諦めようとはしなかった。というのも、様々な職務とほとんど絶え間ない仕事が許す範囲において、私は、かなり以前に、民事事件の判決や回答を簡潔な方法でまとめただけでなく、大変な苦労をして編集した刑事事件の判決集を公表し、善意から優れた人々にお配りしたからである。それどころか、公法を解明するためにも僅かながら貢献した。つまり、国家の完全な概念ではなく（そのようなものを誰かが私に要求してもそのような要求故に失敗することであろう）、ただ単に、基本法、つまり、我々の帝国の仕組みが拠って立つところの皇帝の勅令に注釈を付してみせたのである。更に、教会法の事件についても何らかの仕事をこの私に誰かが求めてくるという可能性が残されているように思われたし、その者を満足させねば罪を犯すことにもなりかねなかつた。こうして、中途半端な仕事の中で、更に新たな仕事に取りかかった私は、宗教法院の事件や活動、つまり、教会の人、財産乃至寄進、牧師や教会役職者の叙任候補指定、召命、推薦、叙品乃至叙任、彼らへの俸祿や定期金について、そして、婚姻事項、婚姻を禁じられるいは許される親等の範囲、管区指導者による特免、離婚について、更には、宗教的儀式や祭式、教会財産、埋葬権、大学の権利、裁判権、裁判所、手続、教会罰について、他の僅かな人々が雑然と片手間に扱っているにすぎない事柄を、苦労しながらもより注意深く考究した。これらの事柄については、同僚の優秀な著者たちがこの問題に関する知識と経験に基づいてそこから見出された有益な事柄を提示しているが、私は、それらをいわば食糧備蓄として集約し、ここに御覧の著作としてまとめ、それに『教会法学』あるいは『宗教法院定義集』という名称乃至表題を付そうとした。その中に、私の恐れているように、軽率な記述や議論不足が見出さたり、愚鈍なミネルヴァの導きあるいは文体によって何かが書かれているとしても、それらは公的な権威によって償われるはずである。というのも、この著作に含まれているものは、私や他の個人の洞察や判断だけでなく、ザクセン選帝侯陛下の宗教評議会や最高宗教法院に由来しており、しかも、後者の回答、指令、命令、判決によって裏付けられ補強され、更には選帝侯陛下の査閲によって承認されているからである。また、決して隠すべきではないのは、ヴィッテンベルク大学教授で、以前ドレスデンの最高顧問会の法律顧問職を務めていた卓越せる法律家、故コルネリウス・クロリウス氏が、その当時、専ら自らのために書き留めたものが、相続人の厚意によって私に提供されたという事実である。私は、それらを法の論拠や基礎に結びつけ、可能な限り調和させるべく努めた上で、他人が使用できるように整理済みのものを公表し、万人のために役立てる決心をした。

とはいえ、木鳶や花輪を期待するほどのことではない。なぜなら、企画の難しさと事柄の有益さそれ自体から好意的な推奨を期待できても、それ以上のものは求められないからである。しかし、誰かが推奨者の声をより一層強く期待するのであれば、宗教評議会や宗教法院におけるザクセン選帝侯陛下の助言者であり、そのような事件に熟達し経験豊かで、それらによる判決の真の書き手である人々を呼び立てることも許

ius privatum」の枠に閉じこもることなく「国家の管理や統治 cura et administratio Reipublicae」にも積極的に関わろうとするそのような姿勢を教会法の領域において実践した成果が『教会法学』に他ならない。しかし、「教会法上の事件 causae ecclesiasticae」や「教会裁判権に属する事項 ea, quae iurisdictionis sunt ecclesiasticae」がそもそも何故に「国家の統治 administratio Reipublicae」の一環として位置づけられることになるのか、そしてまた、「政治家」でも「聖職者 clericci」でもない「法律家」によって取り組まれるべき「教会法学」とは一体如何なる内容のものであるのか。これらの疑問への答えは、読者向け序文やザクセン選帝侯ヨハン・ゲオルク I 世宛の献呈文⁸⁾からも読み取ることはできるが、カルプツォフの観方をより詳細かつ明確に伝えるのは序文の後に収録されている「開講宣言 programma invitatorium」である。

この「開講宣言」では、まず、フランス国王と神聖ローマ帝国皇帝のそれぞれの紋章、すなわち、「百合 Lilia」と「双頭の鷲 biceps Aqualia」が比較された上で、後者の象徴的意味から「宗教上の大権 ecclesiasticum jus Majestatis」

されよう。それはすなわち、正統主義者の先頭に立つ戦士である神学者、政治家、そして、首位に位置しこの上なく卓越した法学者に他ならない。彼らの卓越性、名声、不滅の誠実さと公正さについては、もし節度がそれを禁じなければ、多くの言葉を用意したであろうし、そのような事実について十分に述べることができたとしても依然不十分であろう。この文章の最後に、十分な賛辞をもって私が誉め讃えねばならないのは、この極めて神聖な最高宗教法院の判事団の長であり、神聖ローマ帝国皇帝陛下の顧問、帝国財務長官、そして何よりも、ザクセン選帝侯陛下の最も親しく信頼厚い助言者である、フリデリクス・ア・メッツュ閣下である。閣下は、ライヘンバッハ、及び、フリーゼンの継承者であり、…。…

このような裁判長及び称賛されるべき陪席判事等が教会法上の問題について思慮深く審理し、熟慮をもって吟味し、鋭敏な洞察と判断の下に結論し判決した事柄を、ザクセン選帝侯領の全ての者に対する神託と解さない者などいるだろうか。親愛なる読者よ、貴方が何を用いて神学や法学の研究に努めるにせよ、もしこの私の仕事の中の何かが貴方に於て有用であったならば、私はこのことに些かも疑問を持っていないのであるが、彼らにこそ感謝すべきである。そうなることを心から神に祈る一方で、読者の貴方にお願いしたいのは、校正の怠慢の故にこの著作に残念ながら溢れている植字工の誤りを大目に見て、それらを遠慮なくそして愛情を持って訂正いただくことだけである。ご機嫌よう。”

8) Juriprudentia, 2.r.-3.r.

の帰属の問題が説き起こされている⁹⁾。それによれば、「双頭の鷲」は、「コン

9) De caetero, cum Definitiones hasce Consistoriales jam ante quadriennium auditoribus meis publice in Collegio ICtorum Petrino praelegere ac profiteri coepерim, programma invitatorium hisce praeverti merito visum fuit.

In Nomine IESU CHRISTI BENEDICTUS CAPRZOV J. U. D. Consiliarius Electoralis Saxon. et Facultatis juridicae in Academia Lipsiensi Ordinarius, Lectori salutem.

Lillia illa Gallica, [...].

Non ita SS. Caesarea Majestas, quam in Aquila Imperiali veneramur, [...].

Inter memorabilia enim, quae sub constantini Imperio acciderunt, illud maxime praedicitur illustrе, quod Constantinopolin extruxerit, eamque alteram Imperii Romani sedem constituerit, Aquilamque Romanam bicipitem fecerit. Nam cum ultima Monarchia sub Augusto Caesare caepta dudum Romae perstitisset ; tandem per Constantimum Magnum, cum eam Constantinopolin transferret, indeque novam appellaret Romam, divisum est Imperium, in Orientale et Occidentale, quod bicipiti Aquila videtur adumbratum. Dogma hoc est aliquot seculorum, sed ad rigidum si vocetur examen, vix oraculum. Sicuti nec illud, quod fissa Aquilae imago a Carolo Magno Germanorum, et Nicephoro Graecorum Imperatorum conventione ortum duxerit. Conjecturae scilicet sunt hierogryphicae, quae imaginario tantum sustinentur fulcro ; mihi si penitiores cogitationum recessus sint explicandi, dixerim, insignia Aquilae duplex designare Regimen, seculare et ecclesiasticum Imperatori divinitus demandatum ; Unicum enim Aquilae corpus quemadmodum binis exornatur capitibus, ita Imperator unus duplex sustinet Regimen, duplex Imperium ; Unum caput ecclesiasticum jus Majestatis, alterum seculare designat ; Unum, Ecclesiae caput Episcopum et Pontificem, alterum Imperii caput, Regem et Caesarem repraesentat. Ita nempe Imperator qui est idem quoque supremus Ecclesiae Praefectus, Advocatus, Pontifex et Nutritius, cui Religionis cura incumbet, ad exemplis Davidis, qui arcum foederis in civitatem reduxit, et juxta altare starent Cantores, dulciaque ejus cantica sacra decantarent, constituit : Iosuae, qui cultum Dei restituit purum, et explosa Idololatria congregatis omnibus et senioribus Judae et populo a parvo usque ad magnum, omnia verba libri foederis cunctis audientibus legit foedusque cum Domino percussit, ut custodirentur praecepta ejus ; Ezechiae, qui reformationem templi et cultus instatem, ita instituit, ac Phase celebravit. Aquila ergo avis Regia in stemmate ut regiam innuit potestatem, ita biceps Aquila binum Ecclesiae et Imperii Regimen infert, utrumque Regiae potestatis jure ; quod toties Imperatores fassi sunt, quoties ratione potestatis Caesareae, Kraft ihres obligenden Käyserlichen Ampts / curam Ecclesiae in Recessibus Imperii sibi Solis vindicarunt. Nec enim decet Imperatorem quicquam aliis communicare de eo, quod insigne est Majestatis supremae, et de Imperii Reservatis ; Insignia hinc Aquilae Imperialis sacra censentur et inviolabilia, in tantum, ut non facile quiaquam tanta audacia verecundiae limites fuerit supergressus, qui imperialis Aquilae participationem expetierit, nec ullus Impera-

tor extiterit, qui eam alio voluerit communicatam, nisi (quod perrarae et singularis gratiae decus) praeclarata et singularia praeclarorum Virorum demerita hanc tenacitatem superaverint, et communicationem Aquilae bicipitis extorserint, quod virtutes Martini Cromeri in Polonia, familiam Tessaurorum in Pedemontio, Pistoriorum de Nidda, et Appianorum in Germania in suis insignibus reportasse novimus. Quod quidem de privatis dictum velim. Electores vero, Principes ac Status in Imperio qui sunt, licet nec ipsis Insignia bicipitis Aquilae fuerint communicata, Majestatis tamen Imperatoriae summaeve potestatis ex lege Regia, sive capitulatione Caesarea participes facti, ipsum obtinuerunt insignatum. Recte omnino : Cum enim in territoriis sua Proceres ac Status Imperii ipsum Imperatores repraesentent, Privilegio ac Reservatis Imperatoriis utantur, praeminentiis Imperatori indultis coruscent, inque ditionibus suis quilibet ipsorum pro Imperatore habeatur, juxta illud vulgi : Ein ieder Herr ist Kayser in seinem Lande / sciso quasi Imperio, juribusque Imperialibus tam quoad secularem quam ecclesiasticam potestatem et curam Religionis, quodammodo divisis, Aquila biceps tam arcte constringi nequit, quin saltem plurimis sui splendoris eos exornaret, praedamque suam inter ipsos distribueret. Scilicet cum per transactionem Pssaviensem et subsecutam Religionis pacificationem jurisdictio Ecclesiastica Pontificiorum in terris et ditionibus Augustanae Confessioni additorum, plane fuerit suspensa, hisce jurisdictio seu regimen tam Ecclesiasticum quam seculare in terris ac provinciis suis vigore territorialis superioritatis. Krafft habender Landes Fürstlicher Obrigkeit / datum, vel potius restitutum est. Nam sicut Archi-Episcopi et multi ex praelatis utrumque tribunal Principum benignitate nacti, jamdudum exercuerunt, ita multo aequius visum fuit, ut et seculares Imperii Status ex causis gravissimis utramque jurisdictionem decenter et convenienter usurpent tam in his, quae Ordinis, quam quae Jurisdictionis sunt Episcopalis ac legis diocesanae, non quidem ut Principes et Status Augustanae Confessionis seculares praedicationi publicae verbi divini, administrationi Sacramentorum et potestati seipso intromittant, sed saltem curam gerant, ac jure potestatis externae provideant, ut per Superintendentes et Ministros Ecclesiae, secundum ordinem divinitus institutum ad normam Evangelicam, decenter perficiantur ; ea vero quae sunt jurisdictionis Ecclesiasticae et legis diocesanae, per Cosistoriales expediant. Noluerunt siquidem Status Evangelici utriusque tam secularis, quam ecclesiasticae potestatis genera promiscuo usu confundi, sed diverso Senatu tractari, quo altera alteram non turbaret, sed potius mutuis adminiculis juvaret, et quidem ita, ut ad decisionem causarum spiritualium, vel mixtarum, una cum Politicis personae adhiberentur ecclesiasticae, ne de jure Clericorum quicquam remittatur, neque Clericis secularibus se implicare permittatur : quod non modo ab Hervetiis, in Chor= oder Ehe Gericht / et Anglis in Christianitatis curia plurimis ab hinc annis observatum est ; sed etiam totius Germaniae consuetudine generali receptum, ut Principes et Status Augustanae Confessionis sua propria habeant Consistoria, in quibus a tot Theologis quot Jurisconsultis conjunctim assidentibus cause eiusmodi tractentur et definiantur. Sunt hinc Consistoria judicia Eccle-

siastica, in quibus omnes indifferenter causae, pertinentes ad Ecclesiae personas, res ac dotalitia, patronatus atque matrimoniales casus, et id genus aliae, nomine supremi Magistratus, ceu Episcopi ventilantur ac deciduntur. Invident equidem Catholici ac novissime JCTi Dillingenses hoc Principibus Evangelicis, causas matrimoniales, aliasque ratione saltem consequentiae spirituales vel mixtas, a suspensa Episcorum Pontificiorum jurisdictione imprudenter eximentes; sed contra tenorem Sanctionis Religiosae, longissimamque temporis immemorialis observantiam, qua Status Evangelici firmissime sunt muniti, ut sine ulla victoriaespe inanem desuper controversiam Consistorii denuo movere censeatur, quicunque id facere praesumat. Rectius vero faciet quisquis, operamque impendet longe utiliorem, et dignitatis palmam laudumque primarum merebitur, si ad ipsam materiarum et quaestionum Ecclesiasticarum disquisitionem se accingat: Eas nempe, quae in Consistoriis tractari et ventilari solnet, examinet, et rationes et fundamenta juris divini, civilis et canonici revocet, decidat, aut a peritoribus in Consistoriis decisas aliis communicet, jurisque publici faciat. Dolendum sane et vehementer dolendum, quod inter tot multos JCTos longe praeclarissimos, quos superior, vel etiam nostra aetas tulit, quique innumera fere scripta et tot librorum millia divulgantur, paucissimi duntaxat de materiarum ac quaestionum Consistorialium suppellecstile, obviis quod ajunt, manibus et primoribus labris aliqua saltem fragmenta obiter et sparsim interlinearint, et digito tantum tetigerint, nullus vero ex professo quicquam publicarit, et intacta hactenus praeclaro conatu diligenter excusserit, licet hoc plurimi tam studio theologico quam juridico addicti maximopere expetierint et optarint, quorum desiderio ego pro mea tenuitate diutius deesse nequeo, quin nec debeo. (Jurisprudentia, 6.r.-8.r.)

“ところで、私は、これらの宗教法院定義集を既に四年に渡って法学部「ペトルス講堂」における私の聽講者に対して講述し公表しているので、その導入宣言をここに前もって掲げておくのは有益であると思われた。

イエス・キリストの名において、ザクセン選帝侯顧問官にして、ライプチヒ大学法学部正教授であるベネディクトゥス・カルプツォフ両法博士が読者にご挨拶申し上げる。

かのフランスの百合は、…。

帝国の鷲の中に我々が奉ずる皇帝陛下はそうではなく、…。

コンスタンティヌス帝下で生じた記憶に留められるべき事件の中でもとりわけ注目すべきものとして賛美されているのは、コンスタンティノープルを建設し、もう一つのローマ皇帝の所在地を設けることによって、ローマの鷲を双頭にしたことである。すなわち、アウグストゥス帝の下に確立された〔四帝国移転論における〕最後の君主制は、久しくローマに存続していたが、コンスタンティヌス大帝がコンスタンティノープルへ遷都し、そこを新たなローマと呼んだとき、大帝によって帝国が東西に分割され、それが双頭の鷲によって表現されたものと解されている。このような説は、数世紀にわたって唱えられているが、厳密な検証を求めるならば、神託の名にはほとんど値しない。例えば、引き裂かれた鷲の像が、ゲルマン人たちの皇帝カール大帝とギリ

シャ人たちの皇帝ニケフォロス帝の合意に由来するという説もまたそうである。要するに、それらは、図像という土台だけに支えられた象形文字的な推測にすぎない。その趣旨のもっと奥深いところから私に知られた限りでは、鷲の紋章が象徴しているのは神が皇帝に求め給うた俗界及び聖界の二重の統治であると言えよう。鷲の一つの胴体に二つの頭部が備わっているのは、つまり、一人の支配者が、二重の統治を担い、二重の命令権を保持するという趣旨であり、一方の頭が宗教上の大権、もう一方が世俗上の大権を象徴している。従って、一方の頭は教会における司教や教皇を、もう一方は国家における国王や皇帝を表示していることになる。このように、支配者は、同時に、教会の最高位の指導者、弁護人、司教、教育者であって、宗教の監督を委ねられている。例えば、契約の櫃を町に戻し、祭壇の前に歌い手が立ってその甘美で神聖な歌を捧げができるように取り計らったダヴィデ、神の汚れない祭儀を取り戻して、ユダヤの長老たちや貧しい者から富める者に至る全てのユダヤ人の集まりから偶像崇拜を排斥し、一人一人の聴衆に契約の書の全ての言葉を読み聞かせ、主の命令を遵守すべく主との契約を実践したヨシュア、神殿再建と祭儀改革を企て、過越祭を祝ったエゼキエルが、そのような支配者であった。従って、紋章において、王の鳥たる鷲が王権を示唆するのと同様に、双頭の鷲は、いずれも王権に基づいて、教会及び国家双方の統治を表示している。歴代の皇帝は、帝国議会最終決議の中で帝権に基づき（「皇帝の崇高なる職権の故に」）教会の保護を自らにのみ要求する度に、そのように表明してきた。実際、皇帝が、最高の権威の象徴であるもの、そして、帝国に留保された事項を、他の人々と共有することは不当であり、皇帝の鷲という紋章は、それ故、神聖で不可侵のものと解されるべきであって、皇帝の鷲の分け前に与ろうとする者も如何に無謀であるにせよ恭順さという限界を踏み越えたことはほとんどないし、また、皇帝の鷲を他者に付与することを欲した皇帝も一人としていない。ただし、（非常にまれで特別な恩顧の印であるとの理由で）悪名高き人々の目に余る例外的な過ちがこのような節度を越えて、皇帝の鷲の供与を強いることがあった。例えば、ポーランドにおけるマルティヌス・クロメルスの勇敢な働きを理由に、ピエモンテのテッサウルス家、ニッダのピストリウス家、ドイツのアッピアヌス家が皇帝の鷲をそれぞれの紋章に取り込んでいるのを我々は知っている。私としてはそれを全く私的な事柄について言い立てたものと解したい。これに対して、たとえ双頭の鷲の紋章が供与されていないとしても、王法、つまり、皇帝の章令に基づいて皇帝大権あるいは主権に与している帝国の選帝侯、諸侯乃至等族は、紋章そのものを手にしていることになる。これは全く正当なことである。というのも、帝国の貴族や等族はそれぞれの領邦において皇帝を代表し、皇帝の特権や留保権を享受し、皇帝の限りない慈悲深さに訴え、「如何なる君主もその領地においては皇帝である」という世の人々の言葉の通り、それぞれの所領において皇帝とみなされるべきである以上、あたかも帝国を分割するように俗界と聖界の権能や管理に関わる帝権を分離して、双頭の鷲を強く縛りつけることなどできないし、それどころか、この双頭の鷲はその多大な威厳を彼らに備えてやり、その利得を彼らに分配してきた。すなわち、パッサウの和約とそれに続く宗教講和により、アウクスブルク信仰告白に賛同する等族の領邦及び支配地において

は、カトリック司教の教会裁判権が完全に停止されたので、かれらの領邦や領地においては、宗教についても世俗についても裁判権や管理権が、領邦君主権を根拠に（「領邦君主の高権によって」）付与され、あるいはむしろ、回復されたのである。確かに、大司教や多くの高位聖職者たちは、諸侯の寛容さの下に両法の法廷を設置し、長い間運営してきたけれども、次のように解する方がより一層公正である。すなわち、帝国の世俗諸身分は、事件の重大さを理由に、帝国等族に帰属する裁判権と司教や教区に帰属する裁判権の何れも利用できるということが都合が良くまた適当であり、また、アウクスブルク信仰告白を支持する世俗の諸侯や諸身分については、公衆への説教、秘蹟の執行や権威に自ら介入しないのは確かだととも、少なくともその監督を担い、それらが、教会の教区監督や役職者によって、神が福音主義的規範として定めた秩序に則って適切に行われるべく、外的な権能に基づいて配慮すること、つまり、教会裁判権及び教区法規に属する事件を宗教法院の裁判権や法規を通じて解決することができる、と。というのも、福音主義の帝国等族は、俗界の権能と聖界の権能双方のあり方が無差別な運用によって混同されることなく、別々の評議会によって扱われることを望んできたからである。その結果、一方の権能が他方を阻害することはなく、むしろ相互の協力によって一方が他方を支えることとなり、実際、靈的事件や聖俗混合事件の判断に、政治家とともに聖職者が動員され、聖職者の権利について何かが縮小されたり、世俗事項への関与を聖職者に許すことのないようになっている。このようなあり方は、イス人が司教座聖堂参事会あるいは婚姻裁判所において、イングランド人がキリスト教会裁判所において、それぞれ既に多年にわたり遵守しているだけでなく、ドイツ全体に共通の慣習としても継承されたために、アウクスブルク信仰告白を支持する諸侯や等族は自らの宗教法院を設置する必要が生じ、そこでは、同じ人数の神学者と法学者が共に列席する中、上記の仕方で事件が取り扱われ判断されるべきものとされた。従って、宗教法院とは、宗教裁判所であり、そこでは、教会の人、物乃至寄付金、保護権、婚姻事項その他この種の事柄に関わる全ての事件が差別無く、最高指導者あるいは司教の名において、審理され判断される。確かに、カトリック司教や、最近では、ディッリンゲンの法律家たちが、これを嫌んで、福音主義諸侯は、なし崩し的に、婚姻その他の靈的あるいは聖俗混合の事件をカトリック司教の停止された裁判権から軽率にも引き離している旨非難しているけれども、それは、アウクスブルク信条の内容だけでなく、福音主義等族の立場を確実に裏付ける遙か昔から慣行にも反しており、それ故、あえてそのような非難をする者は、いかなる勝利の見込みもなしに、宗教法院に対して全く空虚な異論を投げかけているものと解さねばならない。これに対して、教会の事件や問題の探究そのものに備えるならば、つまり、宗教法院で通常扱われ審理される事件や問題を吟味した上で、神法、市民法、カノン法の理由や論拠を援用して判断し、あるいは、宗教法院において専門家によって判断された事件や問題を他の人々と共有し公にするならば、その者は誰であれ、より適切に振る舞い、遙かに有益な労力を費やすことになり、第一人者たる功績として栄誉の棕櫚を受け取るはずである。実際のところ極めて惜しまれるのは、古い世代にせよ我々の世代にせよ現れているこれほど多くの極めて卓越した法律家、しかも、ほと

スタンティヌス大帝がコンスタンティノープルへ遷都し、そこを新たなローマと呼んだとき、大帝によって帝国が東西に分割された per Constantinum Magnum cum eam Constantinopolin transferret, indeque novam appellaret Romam, divisum est Imperium, in Orientale et Occidentale」ことや「ゲルマン人たちの皇帝カール大帝とギリシャ人たちの皇帝ニケフォロス帝の合意 Carolo Magno Germanorum, et Nicephoro Graecorum Imperatorum conventio」などではなく、「神が皇帝に求め給うた俗界及び聖界の二重の統治 duplex Regimen, seculare et ecclesiasticum Imperatori divinitus demandatum」の象徴であるとされる。「鷲の一つの胴体に二つの頭部が備わっているのは、つまり、一人の支配者が、二重の統治を担い、二重の命令権を保持するという趣旨であり、一方の頭が宗教的大権、もう一方が世俗的な大権を象徴している Unicum enim Aquilae corpus quemadmodum binis exornatur capitibus, ita Imperator unus duplex sustinet Regimen, duplex Imperium ; Umnum caput ecclesiasticum jus Majestatis, alterum seculare designat」というのである。このように「教会の最高位の指導者、守護者、司教、教育者でもある支配者 Imperator qui est idem quoque supremus Ecclesiae Praefectus, Advocatus, Pontifex et Nutritius」の例として挙げられた、「契約の櫃を町に戻し、祭壇の前に歌い手が立ってその甘美で神聖な歌を捧げができるように取り計らったダビデ David, qui arcam foederis in civitatem reduxit, et ut juxta altare starent Cantores, dulciaque ejus cantica sacra decantarent, constituit」、「神の汚れない祭儀を取り戻して、ユダヤの長老たちや貧しい者から富める者に至る全てのユダヤ民衆の集まりから偶像崇拜を排斥し、一人一人の聴衆に契約の書の全ての言葉を読み聞かせ、

「…んど無数の論考と万巻の著書を公にしている彼らの中に、宗教法院の一連の事件や問題について、人の言うように「手近な方法」あるいは「唇の先」でにせよ、少なくとも断片的なものを何かのついでに様々な箇所に書き散らす者さえ僅かしかいないという点であり、彼らはただ指先で触れているにすぎない。他方、神学及び法学の研究に従事する極めて多くの人々が強く願い期待しているにも関わらず、何か専門的なものを公表したり、称賛に値する企てによって慎重に未知の領域を探究した者は皆無である。私は、非力の許す限りにおいて、そのような人々の願望をこれ以上長く放置することはできないし、してはならない。」

主の命令を遵守すべく主との契約を実践したヨシュア Iosua, qui cultum Dei restituit purum, et explosa Idolatria congregatis omnibus et senioribus Judae et populo a parvo usque ad magnum, omnia verba libri foederis cunctis audientibus legit foedusque cum percussit, ut custodorentur paecepta ejus」、「神殿再建と祭儀改革を企て、過越祭を祝ったヒゼキア Ezechia, qui reformationem templi et cultus instituit, ac Phase celebravit」といった旧約聖書中のユダヤの王と同様に、神聖ローマ帝国の「歴代の皇帝 toties Imperatores」も「帝国議会最終決議の中で帝権に基づき教会の保護を自らに固有のものとして要求している curam Ecclesiae in Recessibus Imperii sibi Solis vindicarunt」¹⁰⁾。それ故、「皇帝

10) 以下、『教会法学』の本文から「定義 definitio」を幾つか引用して、「開講宣言」におけるカルプツォフの主張を補うことにする。

“定義 1：宗教及び聖界の統治は君主及び政治指導者に委ねられる

〈1. 宗教の監督は政治指導者の職務に属する〉宗教の監督や教会の保護を、正義の執行と同様に、政治指導者の職務に数え入れる人々は決して誤ってはいない【バルタサル・マイスネルス『節度ある哲学』第3部2章2節第1問、ペトルス・シュリンギウス『宗教和平論』解決12のB、ダナエウス『キリスト教政治学』第5巻3章、ダウイド・パラエウス『ローマ書注解』第13章疑義5、ヨアンネス・ゲルハルドゥス『神学綱要』第6巻「政治指導者」の項165節以下及び『統治権論』解決12冒頭、ヘンリクス・ホプフネルス『ザクセンの福音主義』145頁以下、メルキオル・ゴルダストゥス・ハイミンスフェルドゥス『帝国議会最終決定、勅令、規則集成』第3巻34頁、ヘニンギウス・アルニサエウス『国王大権論』第2巻6章、クリストフォルス・ペソルドゥス『政治学』第1巻4章冒頭】。〈2. 宗教事項に関する権利は最高命令権に属する〉また、アルノルドゥス・クラブマルスが、『隠れた国家について』第1巻15章において、宗教事項に関する権利を最高命令権に帰しているのも適切であるし、同じ権利は、一般に、国王大権に属する宗教権、あるいは、教会に関する王の政治的権能とも呼ばれている【ダウイド・パラエウス『教皇に対抗する王の権能に関する論考』74頁】。〈3. 古代の君主は神官と王の任務を兼ねていた〉古代の人々もそれが君主に固有のものと解し、その結果、多くの君主が神官と王の任務を兼ねていた【ペトルス・グレゴリウス・トロサヌス『国家論』第8巻2章6番、クリストフォルス・ペソルドゥス『国王大権論』第2部1章3節、ヘニンギウス・アルニサエウス『聖職者の帰属及び免属に関するペラルミヌスへの反論』第1章4番】。〈4. かつてローマの皇帝たちも教皇の称号によって顕彰された〉グラティアヌス教令集第1部区分21第1章所収のイシドルスの証言によれば、かつて、ローマの皇帝たちも教皇の称号で顕彰され【メルキオル・ゴルダストゥス『帝国法集成』第3巻序言は典雅かつ詳細にこれを論じている】、神事の知識は法学に含められていた【学説彙纂1巻1章「正義及び法に

ついて」第10法文2節へのディオニシウス・ゴトフレドゥスの注釈】。〈5. 今日でも両法について博士号が授与される〉そして、今日でもなお、両法について同時に博士号が授与される【ペソルドゥス前掲『政治学』第1巻1章及び『国王大権論』第1章3節】。〈6. 信仰が失われると国家の品位は潰える〉実際、宗教の儀礼や宗教事項の監督はあたかも堅固な鎖のように国家を規律し安定させる。というのも、信仰が失われるならば、正義、つまり、国家の品位と規律が潰えるからである【1532年帝国議会最終決議の文言：「それと並んで、あらゆる規律、名譽、臣従その他の美德が聖界俗界双方から失われるという事態が生じるであろう】】。〈7. あらゆる幸福は宗教に依存する〉しかも、これが宗教の固有かつ主要な役割とみなされ、魂の救済を促す以上、永遠の幸福と同時の俗世のそれもまた宗教に左右されると解されねばならない【1566年帝国議会最終決議の文言：「俗世及び永遠の幸福はこれに左右される」、テオドルス・レインキンギウス『俗界聖界統治論』第3巻1部1章7番】。〈8. 指導者の名誉ある称号〉そうだとすれば、国家の指導をただ一人で担う君主や指導者が宗教や祭儀事項の管理を自らの任務と要求しないことなどあるだろうか。〈9. 同上〉1) この点については、まず神法の権威が根拠となる。指導者が、教会の扶育者【イザヤ書49章[23行]】、教会の防壁の建設【同60章[10行]】あるいは崩壊した神殿の再建【列王紀下12章5行以下】を任せられた者、そしてまた、民族の牧者【イザヤ書44章28行、エレミア書49章19章】と呼ばれるのはそのためである。〈10. 同上〉こうして、指導者は、俗界の統治のみならず、多くの場合、教会の保護のためにも、政治的な権能が自らに付与されていることを自覚する。これは、グラティアヌス教令集第1部区分90第12章所収のレオI世の皇帝宛書簡及び同第2部事例23問題5第20、26章、フーゴー・グロティウス『ホラント州諸身分の敬虔さについて』、アルニサエウス前掲書第6章9番、ペソルドゥス前掲『国王大権論』第2部3章3節で、それぞれ述べている通りである。〈11. イスラエルの国王たちは宗教の監督を司った〉2) 次に、旧約聖書の王たち、すなわち、ヨシニア【民数記27章18及び19行、ヨシニア記3章5行】、契約の箱を町に運び込んだだけでなく【サムエル記下6章12行、歴代志上15章12行】、歌い手を祭壇の前に立たせ、その聖なる歌を捧げさせた【集会書47章11行】ダビデ【サムエル記下6章20行、詩篇2章10及び11行】、ソロモン【歴代志下1章以下】、神殿と祭儀の改良を図ったヒゼキア【同29及び30章】の例を根拠とする。〈12. 指導者は新旧両約の保管者である〉更に、指導者は新旧両約の保管者と解されている【グラティアヌス教令集第2部事例23問題5第20及び24章】ということ自体もまた根拠となる。従って、全ての監督と配慮を指導者に集約して、指導者がとりわけ信仰の窮屈の立脚点と解されるようにしなければならない【ヨハネス・ボディヌス『国家論』第6巻1章986頁】。これを見事に成し遂げた者として、ローマ皇帝からは、コンスタンティヌス大帝、テオドシウス帝、マルキアヌス帝その他が挙げられる【トレウトルレス『助言集』助言110第103番】。世俗の生活に劣らず教会に対しても配慮を怠らなかつたと、新勅法の勅法3末尾で証明されているユスティニアヌス帝その人もまたそうである。〈13. 皇帝は教会の保護者であり守護者である〉4) そのため、歴代の皇帝は、宗教の監督もまた自らの使命であると意識しており、それ故、教会の保護者乃至守護者、

「キリスト教会の弁護者、防壁、守護者、キリスト教最高の保護者」【1518年、1541年、1530年の帝国議会最終決定の文言】であり、かつ、そのように呼ばれている。

〈14. 以上の点は偉大なルターの模範と行動によって裏付けられる〉だからこそ、ルターは、カールV世に対して、まるで祭壇が要塞であるかのように最高指導者の地位に逃げ込んでいると書き送って、キリスト教理の保護者たる任務を果たすように求めたのであり、それはアタナシウスの例に倣ったものに他ならない【ヨハンネス・スレイダヌス『皇帝カールV世統治下の信仰と国家の状態に関する注釈』第2巻】。その後、ルターは、公となっているこの問題について皇帝が理解を示すことが極めて望ましい旨、ザクセン大公に述べている【スレイダヌス前掲書55頁】。〈15. 皇帝は章令の中で宗教の監督を義務づけられている〉5) また最後に、皇帝章令において、それを確証する宣誓の下に、皇帝がそのように義務づけられている（「皇帝はキリスト教会をその守護者として誠実な保護と庇護の下に維持することを欲する云々」）のは、『王法論』で詳しく述べた通りである。〈16. 教会の保護は如何にして為されるのか〉ところで、教会の保護とは、ペラルミヌスが『教会の戦闘的部門について』第3巻18章で述べているように、外的な暴力、欺罔、混乱といった内部における害悪が教会から遠ざけられているということだけでなく、宗教の祭儀が純粹素朴で教会の地位が外敵から守られているということをも意味する。それらの外敵に対抗しなかったならば、君主はその使命をほとんど果たしていないと解されねばならない【アルニサエウス前掲書第6章9番】。〈17. トリアー選帝侯の証言が引用される〉それ故、トリアー選帝侯は、1519年のスペイン王カルロスの皇帝選出に際して、この点を考慮し、特に以下のような文言で自らの要求を明らかにした。すなわち、「何よりもまず教会の地位を確立し改善するような国家が望ましい」と。〈18. 同じくマインツ選帝侯の証言〉この点は同じようにマインツ選帝侯も思慮深く指摘している【ゲオルギウス・サビヌス『カールV世選挙戴冠記』、カスパルス・エンス『ローマ王の選挙及び任命に関する小論』第5章、スレイダヌス『注釈』第1巻28頁】。〈19. この問題をめぐる諸権威の引用は省略〉この問題についてより多くを知りたい者は、ゲルハルドゥスの前掲『神学綱要』第6巻「政治指導者」の項165節以下を参照すべきである。そこでは、宗教の監督から諸侯を排除する歴代教皇の論拠が逐一反駁されている。

〈20. 最高宗教法院の決定〉例えば、ドレスデン最高宗教法院は、マイセンの教区監督に対して1624年11月15日付けで以下のように命じている。決定の文言：「畏れ多くも慈悲深き我らの君主が、当選帝侯領内において、信仰心を高めるのに極めて有益な教会の祭式、とりわけ、礼拝の執行、秘蹟の授与、婚姻、埋葬その他の統一乃至均一化を可能な限り実現することに不適任であるとは言えないし、実際にそれをお望みである。しかし他方で、選帝侯大公陛下は、それに先立つてまず、それぞれの場所で現在どのようにそれが行われているのかについて正式な報告を受け取ることをお望みである。従って、陛下は、汝等の指導の下にある牧師や副牧師、その他の教会役職者から所定の諸点について情報を収集するよう努め、それについての平明かつ明確、丹念かつ詳細な報告を、本命令書の到達から遅くとも六週間以内に、また、教会及び宗務監督官から聞き及んでいる点についても黙秘することなく、それらの報告書が集

の鷲の分け前に与ろうとうする者も如何に無謀であるせよ恭順さという限界を踏み越えたことはほとんどないし、皇帝の鷲を他者に付与することを欲した皇帝も一人としていない non facile quisquam tanta audacia verecundiae limites fuit supergressus, qui Imperialis Aquilae participationem expetierit, nec ullus Imperator extitit, qui eam alio voluerit communicatam」一方で、「たとえ双頭の鷲の紋章が供与されていなくとも、王法、つまり、皇帝の章令に基づいて皇帝大権あるいは主権に与している帝国の選帝侯、諸侯、等族は、紋章そのものを手にしている Electores, Principes ac Status in Imperio qui sunt, licet nec ipsis Insignia bicipitis Aquilae fuerint communicata, Majestatis tamen Imperatoriae summaeve potestatis ex lege Regia, sive capitulatione Caesarea participes facti, ipsum obtinuerunt insignatum」ことになる。というのも、彼らは、「如何なる君主もその領地においては皇帝である ein ieder Herr ist Kayser in seinem Lande」と一般に言われる通り、「それぞれの領邦において皇帝その人を代表し、皇帝の特権や留保権限を享受している ipsum Imperatorem repraesentant, Privilegio ac Reservatis Imperatoriis utuntur」からである。それ故、「パッサウの和約とそれに続く宗教的和平により、アウクスブルク信仰告白に賛同する等族の領邦及び支配地において、カトリック司教の教会裁判権が完全に停止された per transactionem Passaviensem et subsecutam Religionis pacificationem jurisdiction Ecclesiastica Pontificiorum in terris et ditionibus Augustanae Confessioni addic-torum, plane fuit suspensa」ことは、とりもなおさず、「彼らの領邦や領地において、世俗上ののみならず宗教上の裁判権乃至監督権もが、領邦君主権を根拠に

まり次第直ちに、選帝侯の最高宗教法院までそれぞれ送付した上で、選帝侯大公陛下の慈悲深い御心に相応しい解決を待つように汝等にお望みである云々」。

〈21. 同上〉同じく、ハーンの教区監督及び知事に対して、1626年3月3日付けで以下のように命じている。決定の文言：「余は、ザルケニッツの支部教会の人々がペリツツの本部教会において被っている頑強な拒絶について報告する教区監督からの汝等の上申書を受理し聴取したが、余の教会規則に誤りが存するとは全く思われない。そこで、以下の通り余は命ずる云々。上記の余の命令に従い、再び上申書を提出することを差し控え、更なる命令の必要が今後ないようにするよう汝等に望むものである云々」。(Jurisprudentia, 1-4.)

付与されあるいはむしろ回復された *jurisdictio seu regimen tam Ecclesiasticum quam seculare in terris ac provinciis suis vigore territorialis superioritatis datum, vel potius restitutum est*』といふことを意味する¹¹⁾。このような「宗教上の裁

- 11) “定義2：宗教和議によって司教権は諸侯や帝国等族に帰属し、その結果、宗教的人格と政治的人格双方を代表し、宗教的権能と政治的権能を共に行使する。

〈1. 宗教の監督は政治指導者に委ねられる〉従って、信仰及び宗教祭儀の監督権限は政治指導者に帰属する【前述定義1】。〈2. それは神自身によって承認された支配者の権利である〉それは、グラティアヌス教令集第1部区分63第23章末尾への標準注釈の説くような教皇の特許によるのではなく、神自身によって任じられた指導者あるいは支配者の権利に基づく。というのも、キリスト教徒の国家のいわば土台であり基礎に相当する【1566年帝国議会最終決議の文言、ラクタンティウス『神の撰理について』第5巻、アルトゥシウス『政治学』328頁10及び11番】、そのような宗教の監督や管理がなければ、神が支配者に命じた目標を上手く達成することはできないからである。〈3. この点は確かな論拠によって裏付けられる〉そして、神によって権能や権威を付与された者には、神によって定められた目的を適格に実現するために不可欠なものも与えられねばならない。論拠は学説彙纂2巻1章「裁判権について」第2法文【アンニバル・ロベルトゥス『既判事項論』第3巻1章】。〈4. 皇帝自身の承認によっても裏付けられる〉皇帝自身も、神から付与された任務、つまり、王としての権能の故に、宗教の監督が自らに課されている旨述べている【1544年シュパイヤー帝国議会最終決議の文言：「余に課せられた皇帝としての職務を適切に全うすべく義務づけられている」、1548年アウクスブルク帝国議会最終決議の文言：「余に課せられた職務に従つてそれをなす所存である云々」、テオドルス・レインキンギウス『俗界聖界統治論』第3巻1部6章14番、ヘニンギウス・アルニサエウス『国王大権論』第2巻6章10番】。〈5. 諸侯は教皇の司教権を継承しているわけではない〉しかし他方で、アウクスブルク信仰告白に賛同する諸侯や帝国等族が教皇の司教権を継承するというわけでは決してない。〈6. それは宗教和議によって宣明された〉というのも、1534年のカーデン自治和約に始まり、1552年のパッサウにおける和約において繰り返され、1555年にアウクスブルクで確認され、その後の帝国議会おいても誠実に更新され補強された宗教和平の枠組の下で、福音主義等族の領邦における司教権は、教皇権に基づいて司教やその役人に帰属するのではなく、独自の合意乃至協約に基づいて諸侯に帰属しているからである【ヨハンネス・ゲルハルドゥス前掲『神学綱要』『政治指導者』の項第174節、ラウレンティウス・オームス『司教権論』結論20のC、テオドルス・レインキンギウス前掲書第3巻1部10章1番】。〈7. それでは、諸侯は司教であり、二つの人格を代表していることになるのか〉そうすると、これらの諸侯は司教であり、彼らによって教会及び政治の二重の権能が行使されると解すべきなのか。〈8. 肯定的判断〉全くその通りである。まず、フリデリクス・ホルトレデルス『ドイツ戦争論』第1巻35章263頁にみえる皇帝陛下への返答によれば、プロテスタント諸侯は、カト

リック司教についても、この点を否認しているわけではない。そこには、「司教が皇帝やその他の諸侯から与えられた財産や支配権を保持することには反対しない」、とある。〈9. アウクスブルク信仰告白は教皇の政治的権能を疎んじているわけではない〉そればかりか、アウクスブルク信仰告白は、教皇、つまり、最高位の司教の聖ペテロの遺産の関する政治的世俗的権能を否定しているわけでもなく、ただ、そのような権能が宗教的権能と決して混同されではなくとされているだけである【アウクスブルク信仰告白及びシュマルカルデン条項】。〈10. 肯定的判断〉そして、それが、教会和合の試みについてフランス国王フランソワ1世宛の返書【ゴルダストウス『帝国政治論』第28部所収】における、フィリップス・メランクトン、マルティヌス・ブケルス、カスパルス・ヘディオン、マルティヌス・フレクトゥスその他のプロテスタント神学者たちの意図に他ならなかった。〈11. アウクスブルク信仰告白は教皇の政治的権能を疎んじているわけではない〉このように、我々がカトリック司教に政治的権能と宗教的権能双方を認めているのだとすれば、同じ権能を福音主義諸侯に認め、彼らを君主であると同時に司教とみなしてはならない理由があるだろうか。〈12. 神法に基づく異論が排される〉宗教と政治、つまり、聖俗両次元の支配権が一個の主体に並存することは神法に反するなどと主張する者がいるかもしれない【マタイ書20章25行、マルコ書10章42行、ルカ書22章25行、ヨハネ書18章36行、ルカ書12章、マタイ書17章27行】。というのも、使徒の中には、政治的命令権を行使した者はいなかったからである。ベルンハルドゥスが言うように、使徒の誰かが人の争いの判定者、遺産の分割者、あるいは、土地の分配者になった場合を挙げることはできないであろう。つまり、我々は、確かに使徒が判決を従ったことを読み取ることはできるが、彼らが判決を下したことを見ることはできない【ヘンリクス・エッカルドゥス『宗教と政治の秩序』第1部6章問題1】。〈13. この異論が明確な区別によって反駁される〉しかしながら、宗教的権能については内的なものと外的なものがはっきりと区別される必要がある。前者の内的な宗教的権能、すなわち、説教、秘蹟の執行、司牧から成り、聖職そのもの関係する権能は、教会の司祭に留保され、諸侯や政治的諸身分これに介入することはできない。〈14. 教会の内的権能と外敵権能が互いにどのように異なるのか〉一方、後者の外的な宗教的権能、つまり、信仰の増進、教会裁判権、教会の監督と保護に関わる権能は、政治指導者から決して奪ってはならない。〈15. 君主は教会外の司教である〉司教に対して以下のような言葉で指示を与えたコンスタンティヌス帝はこの点をよく承知していた。「汝等教会の司教たより、朕は神によって教会すなわち聖堂の外の司教に任せられた」【エウセビオス『コンスタンティヌス帝の生涯』第4卷24章】。〈16. 司教としての君主の任務とは何か〉司祭が説教し、靈的な剣を用い、言葉をもって敵及び不信心者と戦うのに対して、指導者は、神の言葉の伝達者や聽罪者を守護し、キリスト教国家の敵に対して剣を振るい、武力をもって敵と戦う。〈17. 同上〉更に、敬虔なキリスト教徒たる指導者は、教会の同意の下、神への礼拝の実践と眞の信仰の増進に資する事柄を定めるけれども、それらの実施や聖職位の差配は教会役職者に留保される【ヨハンネス・ゲルハルドゥス『神学綱要』「政治指導者」の項第177節831頁】。〈18. 諸侯は称号においてのみ司教と呼ばれ

判權乃至監督權 *jurisdictio seu regimen Ecclesiasticum*」の付与乃至回復を受けて¹²⁾、「アウクスブルク信仰告白を支持する世俗の諸侯や諸身分は、公衆への説教、秘蹟の執行や権威に自ら介入しないのは確かだとしても、少なくともその監督を担い、それらが、教会の教区監督や役職者によって、神が福音主義的規範として定め給うた秩序に則って適切に行われるべく、外的な権能に基づいて配慮すること、つまり、教会裁判権及び教区法規に属する事件を宗教法院の裁判権や法規を通じて解決することができる *non quidem Principes et Status Augustanae Confessionis seculares praedicationi publicae verbi divini, adminis-*

る〉以上の通り、教会役職者と政治指導者の任務を互いに異なっているが、にもかかわらず、諸侯は外的であるといえ宗教的権能を担っており、その観点から、あるいはまた、司教権を行使する根拠となる宗教和約によって少なくとも名義上、司教と呼ばれるのである【ヤコブス・グレトセルス『ローマ教皇座に対する皇帝の寛大さについて』に関するレオンハルドゥス・フッテルスの報告書第2章】。〈19. 同上〉それ故、プロテスタント諸侯は、『教会改革案』の中でこの点を顧慮し、「ドイツ国民の中には司教の名と称号と有する者が多くいるが、その職務を果たしている司教はいない」と述べたのである【フリデリクス・ホルトレデルス『ドイツ戦争論』第1巻37章272頁】。

〈20. 最高宗教法院の決定〉例えば、ザクセン選帝侯陛下はヴィッテンベルクの宗教法院に対して1632年1月30日付けで以下のように命じられた。決定の文言：「都市や教区監督の訴えに対して然るべき指示を与えるのは余の役目であつて、この点について余に対し目的や基準を示すことは汝等に相応しいとは言えない。特に、昨年12月30日及び本年今月4日付けで、聖歌隊長の解任を汝等に命じるとともに、汝等の意向とは無関係に別の適格者を試問及び堅信に推薦すべき旨トルガウの教区監督及び参事会に対して通知することも既に命じた以上はそうである。たとえこのように解するとしても、汝等及びトルガウの教区監督の権威と同様、余の司教権もまた損なわれることはなく、むしろ、保持され安定する云々」。

〈21. 同上〉同じく、ライプチヒの宗教法院に対して1634年6月13日付けで以下のように命じられた。決定の文言：「以上全ては余の領邦君主としての高権及び保持されるべき司教権に反する。従つて、余は、このような事態が今後生じることなく、余の司教権が尊重され、これに反することが許されることのないよう努めることを、汝等に対して強く望みかつ命ずる。これこそ余の意図に適う云々」。(Jurisprudentia, 4-6.)

12) プロテスタント諸侯の「教会改革権」取得の正当化をめぐる、いわゆる「司教権移譲主義 Episkopalsystem」と「領邦君主権主義 Territorialsystem」の対立、及び、カルプツォフの立場に関しては、Stintzing, Geschichte II, 90-92, 205-207. 参照。

trationi Sacramentorum et potestati seipsos intromittant, sed saltem curam gerunt, ac jure potestatis externae provideant, ut per Superintendentes et Ministros Ecclesiae, secundum opdinem divinitus institutum ad normam Evangelicam, decenter perficiantur ; ea vero quae sunt jurisdictionis Ecclesiasticae et legis dioecesanae, per Consistoriales expediant」ようになった。「宗教法院 Consistoria」の設置は、「公衆への説教 praedicatio publica verbi divini」や「秘蹟 Sacra menta」のような神学上の教義に直結する事柄には直接関わることなく、あくまで「外的な権能 potestas externa」に基づいて領邦内の教会を規律できる点で、領邦君主にとり好都合であるだけでなく、「俗界の権能と聖界の権能双方のあり方が無差別な運用によって混同されること utriusque tam secularis, quam Ecclesiasticae potestatis genera promiscuo usu confundi」を防ぐためにも不可欠である。しかしながらといって、宗教法院の運営が、政治家や法律家に委ねられて「俗界の権能 secularis potestas」の完全な統制下に入るわけでもないし、「聖界の権能 ecclesiastica potestas」の専権事項として聖職者の手に留保されるということでもない。むしろそこでは、「聖職者の権利について何かが縮小されたり、あるいは逆に世俗事件への関与を聖職者に許すことのないように ne de jure Clericorum quicquam remittatur, neque Clericis secularibus se implicare permittantur」との配慮から、「靈的事件 causae spirituales」及び「聖俗混合事件 causae mixtae」¹³⁾が「同じ人数の神学者と法学者が共に列席す

13) “定義 1：婚姻事件は教会事件であると同時に世俗事件であり、それ故まさに聖俗混合事件である。

〈1. カトリック司教によれば婚姻事件は教会事件と解されている〉カトリック司教にとって好ましいのは、婚姻事件が教会事件とみなされ、教会裁判所で受理され審理されることである【グラティアヌス教令集第1部事例35第6問10章、同事例2第3問7章、グレゴリウスIX世教皇令集5巻7章「異端について」第9節、同4巻1章「婚約及び婚姻について」第13及び18節、同4巻19章「離婚について」第3節、同5巻31章「高位聖職者及びその従属者の職務違反について」第12節、勅法彙纂1巻4章「司教の聴聞について」第16及び32法文、グレゴリウスIX世教皇令集2巻10章「審理の順序について」第3節へのパノルミタヌスの注釈、ディダクス・コワッルヴィアス『婚約論』第2部1章1節2番及び8章12節、プロスペルス・ファリナキウス『刑事実務』第1巻1章8問146番、アントニウス・ファベル『信仰指導論』第2巻9章12

番】。〈2. 我々のザクセン選帝侯領においてもまたそのように解されている〉このような観方は、我々においても受容され、ザクセン選帝侯領においても、「宗教法院について」と題された宗教規則の第3章「宗教法院の管轄に属する事件」の「第一に、あらゆる婚姻事件云々」という箇所によって裏付けられており【アンドレアス・クニッヒエン『領邦君主権論』第3章234番、キュプラエウス『婚約論』第14章29節9番、リッテルスフシウス『市民法カノン法相違集』第1巻3章48頁、テオドルス・レインギュウス『俗界聖界統治論』第3巻1部10章20番、パウルス・タルノウイウス『婚姻論』第3巻35章以下、ニコラウス・ペトシウス『有力貴族家憲論』第6章145頁、法学提要1巻10章「婚姻について」第1節へのヨハンネス・ハルブレクトゥスの注釈第89番、コトマヌス『助言集』第1巻助言560以下】、しかも、カトリック司教の裁判権は宗教和平によって停止され、アウクスブルク信仰告白に賛同する諸侯や帝国等族へと移転され、その効力によって婚姻事件に関する裁判もまたこれらの諸侯や帝国等族の担うところとなる【ペトルス・シュリンギュウス『宗教和平論』論題29のd、レインギュウス前掲書第10章20番】。〈4. たとえ教皇派の人々がこれを認めたがらないとしても〉教皇派の人々、特に、ディッリンゲンの法律家たちは、福音主義の諸身分に対してこの点を快く思わず、彼らから奪い返そうと企てているのは【『平和の構想』第42問6章及び序言】、前述第1巻定義7で論じた通りである。〈5. 婚姻事件は民事事件でもある〉ところで、婚姻事件が教会事件ではなくむしろ民事事件に含まれるべきではないかと疑問に思う人もいるかもしれない。なぜなら、婚姻は、教会の安全や信用、あるいは、教会の規律や運営に関わる事柄を全く含んでおらず、むしろ、経済上の事柄であって、アリストテレスの『経済学』によれば、まさに経済の主要部門である中核とされるからである。〈6. 同上〉同様に、かつて、マルシリウス・デ・パドウアやグイリエルムス・オッカは皇帝ルートヴィヒIV世に対して婚姻事件は民事事件であると答申したとされ【ペザルドゥス『婚姻論』第4章2番18頁】、偉大なルターの『婚姻論』冒頭、モネルス『婚姻論』第3部1章6番及び9章3番、アルベルトゥス・ゲンティリス『婚姻論』第1巻1、2、7章もまたこの見解と異なる。〈7. 婚姻は私法に属する〉婚姻はまた疑いなく私法に属している。というのも、専ら私法だけを教示する法学提要【1巻1章「正義及び法について」第4節】においても婚姻が扱われているからである。〈8. 婚姻事件は公法に關係する〉それ故、公法に關係する事柄を婚姻事件とみなすのは【学説彙纂1巻1章「正義及び法について」第1法文2節】、不当である。〈9. 婚姻は契約である〉そればかりか、ユスティニアヌス帝その人が、勅法彙纂5巻17章「婚姻解消、及び、悪習懲罰裁判の廃止について」第12法文の「婚姻の契約において云々」、新勅法第22勅法「婚姻について」19章の「婚姻の契約のように云々」の行、同第74勅法4章前書の「しかし虚偽の契約によって云々」の行において、婚姻乃至結婚は契約であると明確に宣言している。また、教皇インノケンティウスIII世は、教皇令集録第3巻22章の「適法な契約云々」の箇所、同第4巻26章末尾及び27章の「そのような契約によって云々」の箇所において、グレゴリウスIX世は、グレゴリウスIX世教皇令集4巻1章「婚約及び婚姻について」第32章において、それぞれ同じように述べている。〈10. 如何なる契約か〉そして、婚姻が締

結されると表現されている以上【法学提要1卷10章「婚姻について」前書、学説彙纂23卷2章「婚姻の儀式について」第22法文】、婚姻が生活共同体の契約であるということはそこから容易に導かれる【学説彙纂25卷2章「横領物訴権」第1法文、同23卷2章「婚姻の成立について」第1法文、勅法彙纂9卷32章「遺産略奪の罪について」第4法文】。〈11. 同上〉また、その契約は合意によって成立する【学説彙纂50卷17章「古法の諸準則について」第30法文、同35卷1章「遺言記入事項の条件について」第15法文、アルベルトゥス・ゲンティリス『婚姻論』第2巻6章、法学提要4卷6章「訴権について」第29節へのマッタエウス・ウェーセンベキウスの注釈、モジウス『婚姻論』冒頭、キュプラエウス『婚約論』第5章最終節、ドネルス『市民法注解』第2巻20章及び第13巻15章、ボルコルドゥス『親等論』56頁】。〈12. 婚姻は法定行為でもある〉確かに、結婚乃至婚姻が法定行為であると主張する人々もいる【学説彙纂50卷17章第77法文へのペトルス・ファベルの注釈、アルキアトゥス『パレルガ』第3巻4章、コワッルウィアス『グレゴリウスIX世教皇令集第4巻略述』第2部3章】。しかし、婚姻が契約であれ法定行為であれ、民事事件として、他の契約や法定行為の例に倣って扱われることは以上から全く明らかである。

〈13. にもかかわらずやはり、婚姻を教会事件の中に加えるのが正しい〉それにもかかわらず、婚姻乃至結婚は、やはり教会において扱われるいは関係している。というのも、神はこの契約に介入し、神自身が教会の司祭を介して夫婦を結びつけるとされているからである。〈14. 司祭による仲介がなければ如何なる婚姻も適法とはみなされない〉それ故、新婚者が神聖な儀式と祝福とによって教会で公に承認を得るという宗教的風習は、依然として有効であり、そのような儀式を欠いた婚姻は決して正当で適法とは見なされないが故に、今日では一層必要である【グラティアヌス教令集第2部事例30問5第1章以下及び事例35問2第19章、グレゴリウスIX世教令集4巻3章「秘密婚約について」第3章、勅法彙纂7巻14章「解放された生来自由人について」第5法文へのブラエルスの注釈第2章23番、ヤコブス・メノキウス『助言集』第1巻助言69、キュプラエウス『婚姻法』第1部『婚約論』第11章14節以下】。〈15. 婚姻事件には良心に関する事件も含まれる〉更に、良心に関わる事件が婚姻事件に加わることを一体誰が否定するであろうか。そのような事件については聖職者や神学者の助言を受けるべきである。遺産の分割の訴えには全く耳を貸さないけれども【ルカ書12章[14行]】、離婚の問題については、神の言葉に即して、婚姻という神の制度の掟に何が合致し何が反するのかを明らかにしている救世主はこの点を予示している。〈16. 婚姻を教会事件の中に加えるのがやはり正しい〉それどころか、むしろ、婚姻事件は教会事件と見なされるべきである【マタイ書第19章へのオシアンデルの注解、ヨハンネス・ゲルハルドゥス『神学綱要』「婚姻」の項第692節以下、テオドリクス・レインギュウス前掲書第10章23番、マルティヌス・ケムニトゥス『トリエント公会議検証』第2部12章、ベーザ『婚姻解消及び離婚について』245頁】。

〈17. 婚姻事件は混合事件であり、民事事件であると同時に教会事件でもある〉それでは一体どういうことになるのか。婚姻事件は民事事件であると同時に教会事件でもあると解すべきなのであろうか。全くその通りである。つまり、婚姻事件は、聖

る中で取り扱われ判断される a tot Theologis quot Jurisconsultis conjunctim as-

俗混合事件であって、混合事件について一般説明されている通り、ある場合には教会裁判所に、ある場合には世俗裁判所に、それぞれ係属するのである【ユリウス・クラルス『通説集』第5巻問題37最終節、マルティヌス・ナボリタヌス『教会事件と世俗事件の裁判権について』第2部2章、ウインツレルス『ドイツの教会裁判権について』第15章】。〈18. ただしそれは異なる観点からである。どのように異なるのか〉1) 婚姻事件は、まず、その形式、つまり、永続的同居と人間的結合に関する限り、民事事件であるが、しかし、教会の制度や玄義に関する限り、つまり、神が明らかに介入し夫婦を結びつけ、その際に良心の問題に立ち入る以上は、明らかに靈的で宗教的な事件である【ペトルス・フリデリス・ミンダヌス『帝室裁判所訴訟手続論』第1巻10章2及び3番、ペソルドゥス前掲『婚姻論』第5章3番18頁、シギスムンドゥス・フィンケルタウス『教会保護権論』第4章16番、法学提要1巻10章第1節へのヨハンネス・ハルブプレクトゥスの注釈第88番】。〈19. 同上〉2) また、婚姻の本質そのもの、婚姻の拘束力、権利、有効性、つまり、婚姻の結びつきが問われているか、それとも、妻の取戻を求める原状回復訴訟が問題なのか、を区別する必要があり、前者ならば、教会裁判所の管轄であり、後者ならば、世俗裁判所に委ねられる【マウセルス『婚姻論』】。〈20. 同上〉3) 最後に、相続を欲する者の父と母の間に婚姻関係が存在していたかどうかを事実として探究される場合には、事件は世俗裁判所で扱われるべきであるが【グレゴリウスIX世教皇令集5巻19章「暴利について」第12節、ウイラロブス『通説集』第1巻107及び108番、ヨハンネス・ゴッダエウス『供託論』第1章41番】、婚姻を締結した当事者間に婚姻関係が成立し得たかどうかが法的に吟味される場合には、事件は教会裁判所に委ねられる【グラティアヌス教令集第2部事例35問6第10章、グレゴリウスIX世教皇令集4巻17章「如何なる者が嫡出子とみなされるのか」第5節、アンニバル・ロベルトゥス『既判事項論』第3巻5章、レインキンギウス前掲書第10章21及び22番】。〈21. 婚姻事件は混合事件であり、民事事件であると同時に教会事件でもある〉以上の通り、婚姻事件は、問題の相違に応じて、教会事件であると同時に民事事件でもあり、そのような混合事件であるが故に、宗教法院においても、聖職者と共に政治家によって判断され得る【前述第1巻1章定義11】。

〈22. 最高宗教法院の決定〉例えば、ドレスデンの最高宗教法院は1608年8月17日にシュトルペンの査問官に対して以下のように命じている。決定の文言：「N. N. が所定の予審日に命令に従い出頭したにもかかわらず、被告の妻がこれを妨げ、その父はこの事件が汝の職務に属するか否かにつき異議を申し立てている。ところで、婚姻及び同種の事件は、世俗的事項のみならず靈的事項についても、世俗の当局ではなく、教会裁判所たる我々によって判断されるべきであるから、我々は、汝が違反の程度の高いCに三ショックの刑罰を、残りをKにそれぞれ課し、双方が、聖母生誕の祝日後の金曜日、すなわち、9月9日に必ず我々の下に改めて出頭し、聴取と審理を経て適切な回答が為されるのを待つよう命ずるものである云々」。(Jurisprudentia, 305-308.)

sidentibus tractantur et definiuntur」のである。プロテスタント諸侯乃至「福音主義諸侯 Principes Evangelici」がこのような周到な配慮をもって設置した宗教法院に対しては、例えば、三十年戦争半ばのいわゆる教会財産返還令 Restitutionedikt に象徴されるカトリック諸侯側の攻勢を後押しする形でディッリングエンで公刊されたイエズス会による『平和の構想 Pacis Compositio』(1629年)が、「婚姻その他の靈的あるいは聖俗混合の事件をカトリック司教の停止された裁判権から軽率にも引き離していると非難している causas matrimoniales, aliasque spirituales vel mixtas, a suspensa Episcoporum Pontificiorum iurisdictione imprudenter eximentes」けれども、「双頭の鷲」に象徴される皇帝の聖俗の統治権を介して帝国等族がそれぞれの領邦における「教会裁判権 jurisdiction ecclesiastica」を本来的に享受しており、少なくとも「アウクスブルク信仰告白を支持する世俗の諸侯や諸身分 Principes et Status Augustanae Confessionis seculares」はこれを回復するに至ったとするカルプツォフの理解¹⁴⁾からすれば、それは「全く空虚な異論 inanis desuper controversia」にすぎない¹⁵⁾。

- 14) カルプツォフは、ラインキングとともに、「司教権移譲主義 Episkopalsystem」の代表的論者と位置づけられることもあるが（例えば Schulte, Der Geschichte, II, 2, 76）、「開講宣言」での議論等をみる限り、むしろ、「領邦君主権主義 Territorialsystem」に近い立場のように思われる。
- 15) “定義 7：宗教和平、及び、それに基づいて取得した司教権に基づいて、アウクスブルク信仰告白を支持する諸侯及び諸身分は婚姻事件について審理し判断する。

〈1. 婚姻事件は教会事件である〉婚姻事件が、宣誓、暴利、十分の一税、保護権と同じく、教会事件と見なされるべきことにはほとんど疑問の余地はない【グレゴリウスIX世教皇令集4卷1章及び第六書1卷「婚約及び婚姻について」全體、グラティアヌス教令集第2部事例35問6第10章、グレゴリウスIX世教皇令集5卷31章「高位聖職者及びその従属者の逸脱行為について」第12節、勅法彙纂1卷4章「司教の聴聞について」第32法文、ラウレンティウス・オーミウス『司教権論』第18節のd、テオドルス・レインキンギウス『俗界聖界統治論』第3巻1部10章20番】。〈2. 従って教会裁判所で処理されねばならない〉それ故、婚姻事件が、教会裁判所において、つまり、司教代行裁判官の面前で扱われねばならないということを、教会領内で否定する者はいない。〈3. アウクスブルク信仰告白に与する諸身分には婚姻事件の裁判が委ねられるのか〉しかし、カトリック司教の裁判権が宗教和議によって停止され、アウクスブルク信仰告白に与する諸侯乃至帝国等族に委譲された以上、これらの諸侯や帝国等族は、婚姻事件その他類似に教会事件を審理し判決できるのではないか。〈4. カトリック司教及

びディッリンゲンの法律家たちはこれを否定する〉これはカトリック司教にとって不利であり、ディッリンゲンの法律家たちは、『平和の構想』の第6章第42問及び序言において、まさにこの点を否定している。〈5.それはいかなる理由および論拠に基づくのか〉講和の効力を信仰及び宗教上の事項に限定する彼らによれば、信仰と宗教の実践に直接関係していない婚姻その他の事件の裁判権は、福音主義等族の領邦においてもなお、カトリック司教に残されていると考えるべきだというのである。〈6.同上〉彼らは、そのような限定を宗教和議の「更にまた云々」の条文【第20条】における以下のような文言そのものに基づいて証明している。すなわち、そこには、「しかし、アウクスブルク信仰告白、宗教、信仰、教会慣行、教会規則、祭式、聖職者の叙任に関係しない事項乃至事件については、大司教、司教、その他高位聖職者の聖界裁判権が、それが如何なる場所で行使され、彼らによってそれが実施され、運用され、保持されようとも、従来通り今後も、妨げられることなく行使され、実施され、運用されるものとする」とある。〈7.同上〉つまり、婚姻、離婚、暴利、十分の一税その他これに類する事件は、純粋な靈的事件ではなく、聖俗混合事件と解されるべきであるので、これらの事件に関する裁判権は、上記文言によれば、決して停止されてはおらず、司教に留保されていると、ディッリンゲンの人々は主張するのである。〈8.以上の見解が反駁され、肯定的判断が提示される〉しかしながら、これは、アウクスブルク信仰告白に与する等族からこれらの事件に関する裁判権を取り戻そうと画策するカトリック司教の駄弁に過ぎず、周知の通り、アウクスブルク信仰告白に与する等族は、宗教和議以降、それぞれの宗教法院においてこれらの事件を審理して判断している【ペトルス・シュリンギウス『宗教和平論』論題29のD、テオドルス・レインキンギウス『俗界聖界統治論』第3巻1部10章20番】。〈9.その判断理由は何か〉この見解は全く正しい。1) というのも、アウクスブルク信仰告白に与する等族が、一般に「教会規則」と呼ばれる教会に関する特別な勅令を制定し、そこには婚姻規則が付加され、婚姻、婚姻可能親等、特別免除その他の教会法について規定している。〈10.教会の規則や祭式について福音主義等族に迷いがあつてはならない〉とはいえ、宗教和議の前掲条文からも明らかな通り、福音主義等族が教会の規則や慣行において混乱すべきではない。ましてや、ディッリンゲンの人々が考えるように、婚姻その他の事件が教会裁判権の停止から除外されることなどあり得ない。〈11.婚姻事件は信仰と良心に関わる〉2) また、婚姻の学説をめぐってルター派と教皇派の間で交わされている論争に目を向けるならば、婚姻事件が、良心、更には、信仰や宗教そのものに関わるものであることは明らかなのではなかろうか。〈12.信仰や宗教に関わる事件についてカトリックの裁判権は停止された〉とりわけ、婚姻がローマカトリックによって秘蹟の一つとみなされており、そうである以上、少なくとも、信仰や宗教に関する事件についてカトリックの裁判権がプロテスタントと関係でバッサウの和約によって停止された停止された後では、婚姻事件の裁判権は福音主義等族に委ねられていることになる【宗教和議前掲条文の「聖界裁判権は云々」の行】。〈13.判断理由は何か〉それどころか、もし仮に、婚姻その他の混合事件についてルター派の人々がカトリック司教の面前に訴えを提起しなければならないとするならば、相手方が上訴する場合、そ

の上訴は、靈的事件について帝室裁判所が上告を受理しないために、大司教、更には、福音主義者に好意的ではないローマ教皇の元へとしばしば持ち込まれることになる。〈14.福音主義者の事件は教皇の元へ持ち込まれるべきではない〉その結果、多くの策略をもって、事件がローマへと呼び寄せられることにもなるが、そのようなことは、宗教和議の趣旨に明らかに反する。更には、何人も帝国外の教皇の元に訴えを提起してはならないとのマキシミリアンI世帝の国事詔書にも矛盾する【ペトルス・シュリュンギウス前掲『宗教和平論』結論29のd】。〈15.当該判断の論拠として、既に確立された帝国の慣習が援用される〉4) 90年以上を経て依然存続しているが故に既に根付いたと言える帝国の慣習もこの立場を支持している。つまり、福音主義等族は、普遍的教会の裁判権が停止される中、婚姻事件に関する裁判権をカトリック側に大きな動搖を与えることなく取得して、これまで持ちこたえ、今もなお存在しているのである。ディッリンゲンの人々の悪意に満ちた攻撃に対しても、この慣習をもってすれば極めて有効に防御できる。〈16.慣習は真理としての効力を有する〉というのも、慣習は、真理【勅法彙纂3巻34章「役権について」第1法文へのバルドゥス及びシッカルドゥスの注釈、アンドレアス・ガイル『実務考叢集』第1巻考叢58第7番】、王の權威【アルベリクス・リミナルドゥス『助言集』助言135】、皇帝の命令【ヒエロニムス・スクルフィウス『助言集』第1部助言72第29番】に匹敵する効力を有するからである。〈17.慣習は特権にも優越する〉そしてまた、慣習は、人の記憶を超越する限りにおいて、特権に優越する【学説彙纂39巻3章「水流及び雨水阻止訴権について」第1法文23節、及び、同43巻20章「當時及び夏期の用水について」第3法文4節】。〈18.当該慣習は帝室裁判所の先例によって裏付けられている〉5) しかも、当該慣習は、アドリアヌス・グリュマヌスの『訴状集成』『信仰』の章18頁の証言によれば、帝室裁判所の多くの先例や令状によって裏付けられているだけに一層有効である。そこには次のような所見が援用されている。すなわち、アウクスブルク信仰告白に与する人々の信仰、良心、祭式に関する教会裁判権が停止された以上、プロテスタントに関する限り、婚姻事件を含めて如何なる場合にも教会裁判権は停止されたことになる、と。というのも、司教区の存在しないところには、靈的裁判権もまた存在しないからである【ペトルス・シュリュンギウス前掲箇所、ヘンリクス・ブルニンギウス『法人の種類と権利に関する論考』結論20】。

〈19.最高宗教法院の決定〉例えば、選帝侯の最高宗教法院はオシャツの教区監督に対して1617年3月24日付けで命じている。決定の文言：「余は、原告がC.G.被告がC.S.で第三者M.W.も関わる婚姻及び姻戚関係に関する事件の汝の報告を受理した。汝の上記報告の通り、原告が婚姻関係の確認を求めているのであるならば、被告は余の法的許可無しには当該婚姻から解放され免れることはできない云々」。

〈20.同上〉同じく、シュトルベンの知事に対して1608年8月17日付けで命じている。決定の文言：「仮名Kが所定の予審日に命令に従い出頭したにもかかわらず、前述のCがこれを妨げ、その父はこの事件が汝の職務に属するか否かにつき異議を申し立てている。ところで、婚姻及び同種の事件は、世俗の当局ではなく、教会裁判所たる我々によって判断されるべきであるから、選帝侯大公陛下に代わって、我々は、汝

しかし、プロテスタント諸領邦の宗教法院が以上のような確固たる基盤の上に実務を積み重ねている反面、「古い世代にせよ我々の世代にせよ続々と登場するこれはほど多くの極めて卓越した法律家、しかも、ほとんど無数の論考と万巻の著書を公にしている彼らの中に、宗教法院の一連の事件や問題について、断片的なものを何かのついでに様々な箇所に書き散らす者さえ僅かしかいない *inter tot multos JCtos longe praeclarissimos, quos superior, vel etiam nostra aetas tulit, quique innumera fere scripta et tot librorum millia divulgarunt, paucissimi duntaxat de materiarum ac quaestionum Consistorialium suppellectile aliqua saltem fragmenta obiter et sparsim interleverint*」し、「神学及び法学の研究に従事する極めて多くの人々が強く願い期待しているにも関わらず、何か専門的なものを公表したり、称賛に値する企てによって慎重に未知の領域を探究した者は皆無である *nullus ex professo quicquam publicavit, intacta hactenus praeclaro conatu diligentius excussit, licet hoc plurimi tam studio theologico quam juridico addicti maximopere expetierint et optarint*」。1644年、カルプツォフは、時のザクセン選帝侯ヨハン・ゲオルクI世によって「ライプチヒ大学正教授職 officium Ordinariatus in Academia Lipsiensi」に招聘され「カノン法の教授 professio juris Canonicci」を委ねられたが、それは、このような非常に憂慮すべき事態を自らの手で打開する絶好の機会となった。つまりそこでは、宗教法院において実際に運用適用されている「教会法 *jus ecclesiasticum*」とは何かという観点から、「カノン法 *jus Canonicum*」が講じられたのである。「カノン法は、プロテスタント諸領邦の実務に受容されている限りにおいて、二つの主題、すなわち、靈的乃至教会的な事項と裁判上の事項を我々に提示している *jus Canonicum quatenus in terris Protestantium usu receptum, duplicem nobis exhibet rerum materiam, spiritualium nempe seu Ecclesiasticarum, et forensium*」が、「宗教法院での審理 *quaestiones Consistoriales*」に関わるの

が違反の程度の高いCに三ショックの刑罰を、残りをKにそれぞれ課し、双方が、聖母生誕の祝日後の金曜日、すなわち、9月9日に必ず我々の下に改めて出頭し、聴取と審理を経て適切な回答が為されるのを待つよう命ずる云々」。(Juriapudentia,12-15.)

は前者であり、それ故、「宗教法院法学 jurisprudentia Consistorialis」としての「教会法学 jurisprudentia Ecclesiastica」が扱う対象もこの「靈的乃至教会的な事項 rerum materia spiritualium seu Ecclesiasticarum」に限定されねばならない^{16)。}具体的には、それは、「教会の人や財産乃至寄進、牧師や教会役職者

16) Ecce enim, postquam *Serenissimus et Potentissimus Princeps ac Dominium, D. IOHANNES GEORGIVS, Dux Saxoniae, Iuliae, Cliviae et Montium, Sacri Romani Imperii Archi-Marschallus et Elector, Landgravius Thuringiae, Marchio Misniae, nec non superioris et inferioris Lusatiae, Burggravius Magdeburgensis, Comes Marchae et Ravenspergae, Dominus in Ravenstein, Dominus meus clementissimus officium Ordinariatus in hac Academia Lipsiensi, et una professionem juris Canonici superioribus diebus clementissime mihi, licet indigno obtulerit, fideique meae crediderit, provinciam hanc submissa reverentia aggredi et pro modulo ingenii ac tenuitate virium jus Canonicum profiteri, mearum partium existimavi.* Hoc autem quatenus in terris Protestantium usu receptum, duplcem nobis exhibet rerum materiam, spiritualium nempe seu Ecclesiasticarum, et forensium; illa quaestiones concernit Consistoriales, haec juris processum: Neutra negligenda, utraque tractanda; Sed cum de posteriori iam plurima Doctorum scripta in manibus Studiosorum versentur, hujus explanationem in aliud differam tempus, quo si Deus gratiam, vitam et valetudinem concederet, processum juris in nostro foro, imprimis in curiis Electoralibus et Supremo appellationum judicio Dresdensi introductum et observantia comprobatum, annexis semper modis ac formulis petensi et sententionandi, breviter et succincte studiosae juventuti in calum dictabo et communicabo. Nunc autem, Deo adjuvante, quaestiones illas Consistoriales sive Ecclesiasticas diu desideratas, de personis nempe, bonis ac dotalitiis ecclesiasticis, vocatione, presentatione et ordinatione Pastorum ac ministrorum Ecclesiae, horum salariis et redditibus, ceremoniis ac ritibus sacris, causis matrimonialibus, gradibus permissis ac prohibitis, dispensatione Magistratus, divortiis, jure sepulturae, jurisdictione et poenis ecclesiasticis, aliquis plurimis in Consistoriis quotidie occurrentibus, proponam. Hoc vero breviter et succincte faciam, ita ut quaestioris cuiusque decisio fundamento aliquo et textu juris divini, civilis vel canonici, Ordinationis harum terrarum ecclesiasticae, Decreti Synodalis, vel Articulorum generalium probetur, veritasque sine taedio verborum multisque ambagiibus demonstretur, ac tandem ex singulari permisso Protosynedrii Dresdensis singulum quodque decisum uno atque altero eiusdem praejudicio speciali, expresso semper illius tenore confirmetur, methodo haut dissimili, qua Definitiones meae forenses tam ante sexennium in publicum prodierunt, ex quo tandem opus hoc, Jurisprudentia Consistorialis seu Ecclesiastica insigniri queat. Aggredior equidem rem utique impeditam, negotiumque curae et laboris plenissimum, sed vincunt omnem difficultatem fructus inde

sperandi, quos non modo utriusque Juris, sed etiam sacrosanctae Theologiae Studiosis, si quandoque Pastores, Episcopi et Superintendentes evadant, maxime utiles et proficuus fore, confido, et certissime polliceor. Quae cum ita sint, utrique tam juris quam theologiae Studiosi preelectiones meas audire et excipere, continuaque frequentia studium et laborem meum excitare velint, rogo vehementer, forsan ne horula praeteribit, qua si non integrum decisum scitu tamen quid dignum percipient.

Horum laborum auspiciis, more sic recepto, praemittam ad diem Martis proximum post preces statim matutinas, in Auditorio Petrino, velut augurium aliquod, Orationem, in qua vinculum pacis Religiosae firmissimum, et iurisdictionem Statuum Evangelicorum Ecclesiasticam in causis matrimonialibus, aliisque mixtis, et spiritualibus ex sanctione Passavensi; ab iniuriis Autoris autonomiae sinistroque JCtorum Diligensium intellectu, et iniqua restrictione vindicabo. Huic ut suspensis caeteris, quibus detinentur Decani, Magistri et Doctores, Virique omnium ordinum ac dignitatum in hac Academia et Civitate amplissimi, Consultissimi, Excellentissimi, Clarissimi, praestantissimi, gravissimi, oro reverenter officiose, et amice. Vosque sequimini Studiosi Nobilissimi, Eruditissimi, Doctissimi, Favete novo Ordinario, Favate novo Professori. Vicissim ille vobis ex animo faet, vestraque Studia omnibus modis promovere indesinenter laborat. Perscrb. Libsi.1.Maji, Anno reparatae Salutis M. DC. XLV. (Jurisprudentia, 8.r.-8.v.)

“というのも、御存知の通り、ザクセン、ユーリッヒ、クレーフェ、ベルクの大公にして、神聖ローマ帝国の大元帥、選帝侯、テューリンゲン方伯、マイセン及び上下ラウスニッツの辺境伯、マクデブルク城伯、マルク及びラーフェンスブルクの伯、ラーフェンシュタイン領主、そして我が慈悲深き君主であられる、比類無きヨハンネス・ゲオルギウス陛下が、このライプチヒ大学正教授の職務とともに、カノン法の教授を、過去のある時期に、畏れ多くもこの私にお委ねになり、たとえそれが相応しからざる者へ委任であったにせよ、私を信用して下さった後、私は、畏敬の念を抱きつつこの領域に着手し、判断力の限界と実行力の不足を顧みずカノン法を講じた結果、これを自らの領分を自覚するに至った。ところで、カノン法は、プロテスタント諸邦の実務に受容されている限りにおいて、二つの主題、すなわち、靈的乃至教会的な事項と裁判上の事項を我々に提示している。前者は宗教法院での審理に、後者は法手続にそれぞれ関わっており、何れも看過されるべきではなく、双方とも論じる必要がある。とはいっても、後者については既に、諸博士による極めて多くの著書が学習者の手に行き渡っているので、その解明は別の機会に試みることとし、その際には、神が厚意と命と健康を授け給う限り、我々の法廷、とりわけ、選帝侯の各裁判所、そして、ドレスデンの最高上訴裁判所において導入され尊重承認されている法手続を、訴えや判決の方式や書式とともに、熱心な若者たちに対して簡潔かつ簡便に講述筆記させて教授するつもりである。今はしかし、神の助力によって、長い間求められていた宗教法院あるいは教会法上の問題、つまり、教会の人や財産乃至寄進、牧師や教会役職者の召命、推薦、叙任、及び、彼らの俸禄や定期金について、宗教的祭式や儀式、婚姻事件、婚姻を禁じられあるいは許される親等の範囲、管区指導者による特免、離婚に

の召命、推薦、叙任、及び、彼らの俸祿や定期金、宗教的祭式や儀式、婚姻事件、婚姻を禁じられあるいは許される親等の範囲、管区指導者による特免、離婚、更には、埋葬権、裁判権、教会罰その他、宗教法院において日々持ち込まれる非常に多種多様な事柄 personae, bona ac dotalitia ecclesiastica, vocatio, praesentatio et ordinatio Pastorum ac ministrorum Ecclesiae, horum salario et redditus, ceremonia ac ritus sacri, causae matrimoniales, gradus permissi ac prohibiti, dispensatio Magistratus, divortia, jus sepulturae, jurisdictio et poenae ec-

ついて、更には、埋葬権、裁判権、教会罰その他、宗教法院において日々持ち込まれる非常に多種多様な事柄について、論じることにしたい。これを私は次のような仕方で簡便かつ簡潔に行うつもりである。すなわち、個々の問題の判断を、神法、市民法、カノン法、プロテスタント諸領邦の教会法令、教会会議決議、一般的な信仰箇条の論拠や法文によって裏付け、表現の冗長さや過度の曖昧さなしに真理を論証し、最後に、ドレスデン最高顧問会〔宗教法院〕の特別な許可に基づいて、そのような個々の判断内容を、最高顧問会の幾つかの注目すべき先例とその常に明白な内容によって補強するという、要するに、六年前に公刊された私の『裁判定義集』と全く変わらない方法で行い、それ故、この著作は『宗教法院法学あるいは教会法学』と名づけることができる。確かに、私は、厄介な事柄、極めて多くの不安と労力を要する仕事に着手するわけではあるけれども、そこに期待される成果はあらゆる困難を凌駕する。というのも、それらの成果は、両法学の研究に勤しむ者のみならず、いずれ牧師や司教、教区監督になるであろう聖なる神学の徒にも大いに有益かつ有用であろうと信じているし、堅く御約束する。そのようなわけで、両法並びに神学の学習者が私の講義を聴講受講し、絶え間なく殺到しては私の研究と努力を励まそうとしてくれているので、彼らが、無為に時が過ぎ去ることなく、完璧ではないにせよ価値ある何かを見出してくれることを強く願うものである。

これらの仕事の記念に、慣例に従い、私は、来年3月1日に、暁の祈願の後に「ペトルス講堂」において、何か予言のようなものとして、演説を行い、その中で、宗教和議の確固たる拘束力と、パッサウの和約に由来する婚姻事件その他の聖俗混合事件や靈的事件における福音主義等族の裁判権を、起草者の自主性の不当な侵害、そしてまた、ディッリンゲンの法律家たちの稚拙な理解や不合理な限定から解放するつもりである。ここには、職務に忙殺されている人々は除いて、本大学の学長、三学部の長、修士、博士、本大学及び市のあらゆる階級の威厳に溢れた、極めて熟達、卓越、明敏、優秀、著名な人々がご列席されることを、尊敬の念と親愛の情を込めてお願いしたい。そして、それに続くこの上なく高貴で学識に溢れた学生諸君よ、諸君の正教授、教師をどうか拍手喝采頂きたい。代わりに、彼もまた、諸君に拍手喝采し、諸君の勉学をあらゆる手段で助けるべく絶えず努める所存である。ライブチヒにて、救いの取り戻された後1645年5月1日記す。”

clesiasticae, aliaque plurima in Consistoriis quotidie occurrentia」に及ぶ。これらの諸事項を扱った講義を著作としてまとめるにあたって、カルプツォフは、『ローマニザクセン裁判法学』と「全く変わらない方法 methodus haut dissimilis」、つまり、固有法の要点を個々の簡潔な「定義 definitiones」にまとめて論証し裁判実務によって裏付けるやり方を用いる旨表明しており¹⁷⁾、ザクセンの「教会法」を論じる『教会法学』では、「教会の人、すなわち、聖職者、及び、彼らの任命、職務、定期金、俸祿に関する第一巻 liber I. de jure personarum ecclesiasticarum sive clericorum eorumque vocatione, officiis, redditibus et salariis」、「教会の物乃至財産、及び、靈的事件、聖俗混合事件に関する第二巻 liber II. de rebus ac bonis ecclesiasticis, causisque spiritualibus et mixtis」、「教会の裁判とその手続、及び、当該法廷において言い渡さるべき刑罰に関する第三巻 liber III. de iudicio et processu ecclesiastico, poenisque in hoc foro dictandis」から成る法学提要的な三部構成の下に、「個々の問題の判断を、神法、市民法、カノン法、プロテスタンント諸領邦の教会規則、教会会議決議、一般的な信仰箇条の論拠や法文によって裏付け、表現の冗長さや過度の曖昧さなしに真理を論証し、最後に、ドレスデン最高宗教法院の特別な許可に基づいて、そのような個々の判断内容を、最高宗教法院の幾つかの注目すべき先例とその常に明白な内容によって補強する quaestiones cuiusque decisio fundamento aliquo et textu juris divini, civilis vel canonici, Ordinationis harum terrarum ecclesiasticae, Decreti Synodalis, vel Articulorum generalium probatur, veritasque sine taedio verborum multisque ambagibus demonstratur, ac tandem ex singulari permissu Protosynedrii Dresdensis singulum quodque decisum uno atque altero ejusdem praejudicio speciali, expresso semper illius tenore confirmatur」という「方法 methodus」が採用されたのである。

17) 『裁判法学』の「方法」については、Heine, Zur Methode in Benedikt Carpzovs zivilrechtlichen Werken, in: ZRG RA 82 (1965), 227–301.、学説史上の位置づけについては、Lipp, Die privatrechtliche Wirken Benedikt (II.) Carpzovs im Kontext der europäischen Zivilrechtswissenschaft, in: Wittenberg, hrsg. v. Lück u. de Wall (2006), 245–272. をそれぞれ参照。

II

ところで、裁判実務に照らして既存のカノン法の内容を取捨選択するというカルヅォフの姿勢それ自体は、決して目新しいものではなかった。例えば、改革派プロテスタンントが大勢を占めていたネーデルラント共和国出身のアルノルト・コルフィヌス（ラーフェンス）・ファン・ベルデレン Arnold Corvinus (Ravens) van Belderden (?-1680年) による『法学提要の体系に従い簡潔な章句を用いて正確に解明されたカノン法 Ius canonicum, methodo Institutionum per aphorismos strictim explicatum』（1642年初版）の読者向け序文でも、カノン法の知識の「有用性 utilitas」が強調されている。元々アムステルダムで出版されたこの『カノン法』は、18世紀初頭にザムエル・シュトリューケ Samuel Stryk (1640-1710年) の編集によってハレで復刊され、その後もその弟子にあたるペーマーの手で版を重ねるなど、ドイツのプロテスタンントの間に広く流布したカノン法便覧である。しかし、復刊に際して付されたシュトリューケの序文¹⁸⁾でも言及されている通り、著者のコルフィヌスは「その後、

18) SAMUEL STRYKIUS Jct. Lectori Benevolo Salutem.

Inter Juris Canonici compendia, quorum non pauca in scenam produci possent, nullum certe occurrit, quod ARNOLDI CORVINI industriam hoc passu utilitate superet, et quod ea propter studiosae juventuti magis commendandum sit. Etenim ad ductum Institutionum Justiniani Imperatoris materias juris Canonici non tantum ex Decretalibus, sed etiam ex Decretis, et aliis hujus juris partibus ita perspicue digessit, ut praeter singularium materiarum accuratas definitiones et divisiones, nihil eorum omitteret, quae ad hujus juris succinctam cognitionem desiderari poterant. Conscriptis autor hic Clarissimus hunc libellum Amstelodami An. 1648. Cum adhuc sacris Reformatorum addictus esset, sicut ipse testis est in Praefatione his subjecta. Transiit vero postea ad Romanocatholicos, ubi ab Electore Moguntino ad Consiliarii munus, et ad Professionem Ordinariam Juris evocatus. Edidit ibi denuo hunc libellum Anno MDCLXII. nec quicquam in eo mutavit, nisi quod in igresso praefationis, pro fide Romana, *fidem Catholicam Apostolicam Romanam* in signum mutatae Religionis substituerit. Postea tamen libellum divulgavit Moguntiae Anno 1668. sub titulo; IMPERATOR JUSTINIANUS MAGNUS CATHOLICUS, in quo hoc potissimum demonstrare fategit, Justinianum Imperatorem

Pontificiorum sacris addictum fuisse ; quo arguento simul ostendere voluit, quantum a recta fide et antiquitate discesserint Protestantes. Verum enim vero libelli hujus praeципuum de hierarchia Ecclesiastica argumentum justa censura prostravit Dn. Caspar Zieglerus in praefatione Tractatus *De Diaconis et Diaconissis veteris Ecclesiae*, quorsum plura desiderantem remitto. Quicquid vero hujus rei sit, non ea propter laude sua privandus est Autor ; nec preferendos ex nostris existimo illos, qui dum jus Canonicum proponere cupiunt, nihil aliud agunt, quam ut ubivis reprehendant Pontificem Canonumque Complilatores, et ita magis destruant, quam exponant Jus Canonicum. Certe LL. Cultoribus praeprimis incumbit, hoc nosse, quid proprie sit juris Canonici ; ut in casibus ex hoc jure decidendis, quales eitiam in nostris Ecclesiis Cathedralibus, et Collegiatis seu Canonicorum conventibus adhuc occurrunt plurimi, certam ferre possint sententiam, quid juris hic sit ; non attendendo, an aliquid iniquitatis sub illo latitet. Est enim ICTi officium, non de Legum Justitia, sed secundum leges judicare, et jus, licet durum sit, sequi, illudque casui obvenienti prudenter applicare, nisi qua juri divino hoc refragari manifeste constat. Et hoc colligat pragmatica illa sanctio inter Catholicos et Augustanae confessionis consortes Status in solenni pace Osnaburgensi publicata, ubi *Articulo V. §. 48. In f. subditii Augustanae Confessionis*, qui Anno 1624. jurisdictionem Ecclesiasticam agnoverunt, illi porro subesse debent, modo ipsis occasione processus nihil injungatur, *Augustanae Confessionis vel conscientiae repugnans.* [...] (Ius canonicum, 2.r.-4.r.引用は1705年ハレ刊のテクストによる)

“サムエル・ストリュキウスが親愛なる読者にご挨拶申し上げる。

世間に少なからず見出し得るカノン法の便覧の中で、有用性においてアルノルドゥス・コルヴィヌスの努力を匹敵し、それ故勉学に勤しむ若者たちに推奨されるべきようなものは全く見当たらない。というのも、そこでは、ユスティニアヌス帝の法学提要を模範に、カノン法の題材を、教皇令集のみならず教令集やその他のカノン法の部分からも取り集め、個々の題材の正確な定義や区分に加えて、カノン法の簡潔な理解に欠かすことのできない事柄を漏らすことのないようにまとめているからである。この極めて聰明な著者は、「1648年」にアムステルダムで本書を著したのであるが、後に収録した序文において自身が証人となっている通り、当時彼は依然として改革派の信仰に身を捧げていた。しかしその後、マインツ選帝侯から顧問官職及び法学正教授職に招聘された際、ローマカトリックに改宗した。次いで、著者は、1662年に本書を再度公刊したが、改宗の証として、序文冒頭の「ローマ教会信仰」を「使徒伝承のローマカトリック信仰」に置き換えた以外は、如何なる変更も加えなかった。ところが、その後、「1668年」に「マインツ」で、『偉大なカトリック主義者ユスティニアヌス帝』との表題で小著を公にした。その中で、著者は、ユスティニアヌス帝カトリック信仰に身を捧げていたことの証明にとりわけ努めた。しかも、彼は、そのような主張によって、同時にまた、プロテstantの人々が正しい信仰と古代の史実からどれほど離反してしまっているか論じている。一方、同書による教会位階制に関する独自の主張は、カスパル・ジエグレルス氏がその『眞の教会の助祭及び助祭長に関する論

マインツ選帝侯から顧問官職及び法学正教授職に招聘された際、ローマカトリックに改宗した transiit postea ad Romano-Catholicos, ubi ab Electore Moguntino ad Consiliarium unus, et ad Professionem Ordinariam Juris evocatus。改宗後に再刊された際にも、「改宗の証として、序文冒頭の<ローマ教会信仰>を<使徒伝承のローマカトリック信仰>に置き換えた以外は、如何なる変更も加えなかった nec quicquam in eo mutavit, nisi quod in ingressu praefationis, profide Romana, fidem Catholicam Apostolicam Romanam in signum mutatae Religionis substituerit」とされ、実際、「カトリック信仰や良俗に反する内容は全く見出されない nihil occurrit aut fidei Catholicae, aut bonis moribus adversum」との判断の下にマインツ当局の検閲¹⁹⁾も通過している。とはいえ、著者が、「ローマ教会信仰から離れた人々 ii, qui a fide Romana recessere」の一人として、「カノン法がそれに相応しい評価を得ること Jus Canonicum in eum, quo dignum est, aestimatum venturum」をプロテスタント同胞に期待しつつこの便覧を著したのは、その序文からも明らかであり、そうである以上、当該序文に

考』の序文の中で、適切な検討の下に退けている。多くを知りたい人はそちらを御覧頂きたい。とはいえ、この出来事が如何なるものであるにせよ、それを理由に著者への称賛が失われるわけではないし、カノン法を論じようとするにしても、教皇令やその編集者たちを力の限り批判する以上のことを望まず、カノン法を解明するというよりはむしろ排斥する人々が我々の中で評価されているとも思われない。カノン法とは何かという知識が専ら法律の専門家に依存しているのは確かであり、カノン法に基づいて判断するにあたっては、そのような司教座聖堂参事会員や司教区評議会員またはカノン法学者の集団に匹敵するような専門家が、我々の教会にも依然として幾らでも見出されるし、彼らは、カノン法に何が不合理な点が潜在しているかどうか詮索することなく、何がカノン法であるか確実な判断を下すことができるはずである。というのも、法律家の職務とは、法規の正当性について判断することではなく、法規に従って判断し、たとえ厄介な法であっても、神法に明らかに抵触する場合は除いて、その法を直面する事案に思慮深く適用することであるから。オスナブリュックでの講和条約中に掲げられた、カトリック等族とアウクスブルク信仰告白を支持する諸侯との間の周知のような国事詔書も、この点に由来する。すなわち、その第5条第48節の末尾では、「1624年の時点で」教会の裁判権を承認していたアウクスブルク信仰告白支持の封臣は、「裁判に際して、アウクスブルク信仰告白や良心に反する事柄を強いられない限り」、引き続き教会裁判権に服さねばならない、とされているのである。…”

19) Ius canonicum, 7.r.

示されたカノン法に対する以下のような一見好意的に過ぎる姿勢も、あくまで一プロテスタンツト法律家の態度決定として受け取らねばならない。「カノン法を教令や教皇令の無秩序な集合体とみなし、代々の教皇によってキリスト教徒共同体のためにではなく自らの利害のために編纂されたもので、誤謬に溢れ、それ故にまた、その知識などは不要であるばかりか、無益で、有害でさえあると考える *Jus Canonicum judicant inconditam esse Decretorum et Constitutionum farraginem, a Pontificibus non ad Reipublicae Christianae, sed proprium commodum editam, erroribus scatentem : ac proinde ejus cognitionem non tantum non esse necessariam, sed inutilem, imo noxiām*」当時の一般的観方に対抗する論拠として、「今日一般に我々が用いている裁判の手続や方式は、その大部分をカノン法に負っている *judiciorum ordinem et stylum, quo hodieque fere utimur, nos maximam sui partem Juri Canonici debere*」という周知の事情に以外にコルフィヌスが持ち出しているのは、カノン法と市民法の比較である²⁰⁾。

20) ARNOLDUS CORVINUS a BELDERN, JC. Lectori Candido S.

Non sum ignarus, miraturos multos, maxime eos, qui a fide Romana recessere (Inter quos sum natus, educatus, studiis imbutus,) quid me moverit Ius Canonicum in compendium redigere. Quippe qui omnes, imperiti, periti, imo et qui caeteris acriore esse judicio videri volunt, Jus illud judicent inconditam esse Decretorum et Constitutionum farraginem, a Pontificibus non ad Reipublicae Christianae, sed proprium commodum editam, erroribus scatentem : ac proinde ejus cognitionem non tantum non esse necessariam, sed inutilem imo noxiām. At vero quandoquidem scio, Judiciorum ordinem et stylum, quo hodieque fere unimur, nos maximam sui partem isti Juri debere, illis assentire nequeo. Accedit quod illud neque origine, neque rerum, quaestionum magnificentia, dignitate, gravitate, utilitate et necessitate ; neque ordinis, dispositionis et connexitatis elegantia (puta quoad Decle tales;) neque rationabilitate, aequitate Juri Civili sit postponendum, imo in multis ei praeferendum. Quippe sola aequitate nitens, in multis Juris Civilis scrupulosas subtilitates et observationes rigidas temperat, emmendat, corrigit. Praeterea Jus Civile est maxime ex Ethnicon legibus ; Canonicum partim ex Sanctorum Patrum scriptis, et veterum Conciliorum canonibus ; partim Rescriptis Pontificum Romanorum compilatum. Illis constat Decretum ; His Decretales, Extravagantes, Clementiae. Quae non pares, secundum multos, sanctitate et sinceritate. Siquidem Decretum in prisca magis volunt Christianae Ecclesiae disciplina consistere : ab ea vero non parum recedere Decretales et reliquas hujus juris partes. Utpote quae eo tempore, quo Ecclesiasticae

causae antiquam simplicitatem, homines, Ecclesiae titulo insigniti, antiquos mores jam amiserant, a Pontificibus Romanis, adhibitis in consilium Juris consultis, constitutae. Non tamen propterea minus quam Decretum retinedet et observandae. Imo vero, fere dixerim magis. Quia cum ex civilium legum rationibus sint desumptae, et proprius quam Leges veterum ad seculum nostrum et mores hodiernos accedant, ex iis non tantum multarum legum obscurarum applicatio colligi, sed et alia, quae ad juris non tantum Canonici, sed et Civilis cognitionem sunt necessaria, hauriri possunt. Proinde quisquis cum utilitate hodie in foro nostro versari cupit, utirusque Juris, Canonici et Civilis, cognitionem conjungere debet. In quo utrumque, sed eatenus tantum servatur, quatenus nec religioni, nec aequitati naturali, nec statutis nostris repugnat. Quippe Civile Jus, non minus quam quos volunt habere Canonicum, praeter dogmata suos naevos habet. Hae et similes rationes moverunt, ut hoc Canonici Juris compendium concinnarem. Putabam enim, mihi non tantum rem utilem, sed et aliis gratissimam me facturum. Idque non tantum in scholis adhuc militantibus, sed et Doctoris laurea jam ornatis. Solent enim in hisce regionibus non tantum omnes Jus hoc Canonicum negligere, sed ex iis multi illud cane peius et angue odio prosequi. At quam turpe sit, Jus, ex cuius cognitione tanta, ut ostendimus, utilitas hauriri potest, et cuius titulo gaudemus, ignorare, nemo non videt. Quam maculam mihi ut abstergarem, simulque viam ad istius Juris penitorem cognitionem sternerem, hoc feci Breviarum. Illud publici iuris ut facerem, Amicis rogantibus denegare nolui. Evidem illis erat persuasum, haud minorem alias ex ejus lectione, quam ego ex ejus digestione percepseram, fructum fore percepturos. Quem alias invidere, non esse hominis ingenui, semper judicavi: Praeterea sperabam, me eo alias ad aemulationem excitaturum; et inde Jus hoc Canonicum in eum, quo dignum est, aestimum venturum. Utrumque si consecutus fuero, satis amplum ex labore meo praemium re tulisse judicabo. Valete. *Amsteloa, Anno Dom. MDCXLVIII.* (Jus canonicum, 5.r.-6.v.)

“法律家アルノルドゥス・ゴルウィヌス・ア・ベルデルンが親愛なる読者にご挨拶申し上げる。

多くの人々、とりわけ、ローマ教会信仰から離れた人々が（私自身、彼らの中で、生まれ、育てられ、学問を習得した）、一体何故に私がカノン法を便覧にまとめたのか不思議に思うであろうことに、私自身、気付いていないわけではない。というのも、学のあるなしに関係なく、あらゆる人々が、他よりも一層辛辣な判断を下していくように思われたがっている人々も含めて、カノン法を教令や教皇令の無秩序な集合体とみなし、代々の教皇によってキリスト教徒共同体のためにではなく自らの利害のために編纂されたもので、誤謬に溢れ、それ故にまた、その知識などは不要であるばかりか、無益で、有害でさえあると考えているからである。しかしながら、今日一般に我々が用いている裁判の手続や方式は、その大部分をカノン法に負っていることは私は知っているので、彼らに同意することはできない。更に付け加えるならば、カノン法は、その由来においても、問題とその探究と判定の偉大さ、品位、重要性、有用性及び必然性においても、その編別、配置、相互連関の精確さにおいても（私は教皇

令集を含めてそのように考えている)、その合理性や衡平さにおいても、市民法に引けを取らず、それどころか、多くの点で市民法よりも優っていると考えられるべきである。また、専ら衡平さを旨とするカノン法は、市民法の多くの箇所において、細かすぎる詮索や厳格な遵守を緩和し修正し戒めている。加えて、市民法の大半が異教徒の法律から成り立っているのに対して、カノン法は、一部、教父の著作や初期公会議の定律から、一部、ローマ教皇の答書から編纂されている。教令集は前者を、教皇令集〔グレゴリウスⅧ世教皇令集(別書)及び第六書〕、追加教皇令集、クレメンス集は後者をそれぞれ収録している。多くの人々によれば、これらは、その神聖さや純潔さにおいて等しいわけではないとされる。というのも、彼らが主張するには、初期の教令がキリスト教会の規律に留まっているのに対して、教皇令をはじめとするカノン法の残りの部分はそこから全く後退しているからである。つまり、後者は、教会の事件がかつての単純さを既に失い、教会を代表する人々が初期の慣行から離れてしまった時代に、ローマ教皇が法律家の助言に照らして定めたものだと言うのである。しかしながらといって、これらが、教令集と同様に、保持され遵守されるべきであることに変わりはない。それどころか、むしろそうあらねばならないと言うべきであろう。なぜなら、それらは、市民法の論拠から選び取られたものであるため、古代の法律に比べて、我々の時代や今日の習慣により近く、そこから、多くの曖昧な法文への対処法を引き出せる他、カノン法や市民法の理解に必要な事柄を取り出すこともできるからである。それ故、今日、我々の法廷において有利に立とうする者は誰であれ、カノン法と市民法の知識を相互に結びつける必要がある。ただしその場合、何れの法も、それが信仰、自然的衡平、そして、我々の法令に反しない限りにおいて、遵守されねばならない。というのも、市民法にも、人々がカノン法についてそのように主張するのに劣らず、改革後の信仰の教義に反する事柄に加えて、固有の欠点も含まれているからである。以上のような理由によって、私は、このカノン法便覧の著述を促された。実際、私は、それが私自身にとって便利なものであるだけでなく、他の人々にも大いに喜ばれるはずと考えたのである。しかもここで言っているのは、大学で勉学に勤しむ人々のみならず、既に博士号を取得した人々にも、ということである。それというのも、一般に、この地域では、誰もがカノン法を無視しており、しかもその内の多くが、「犬や忌まわしい蛇以上に」〔Horatius, Epistulae, I.17, 30.〕カノン法を毛嫌いしているからである。しかし、既に述べた通り、その知識からこれほど多くの有益な事柄を汲み取ることができ、我々がその成果を実際に享受しているカノン法を無視することがどれほど馬鹿げたことであるかは、誰の目にも明らかであろう。そのような汚名をそそぎ、カノン法のより深い理解への道筋を切り開こうと、私はこの概論を著した。また、それを公にするようにとの友人たちの勧めを退けるのも本意ではなかった。というのも、私がこれを執筆中に想定していたよりも決して少なくはない果実を、他の人々がそれを読むことによって得られるであろうと彼らから説得されたからである。他人を羨むことは公正な人間に相応しくはないと思つてゐる。その上、そうすることによって他の人々を競争へと驅り立て、カノン法がそれに相応しい評価を得ることを期待したのである。もし両者を達成することができたならば、私は

それによれば、「カノン法は、その由来においても、問題とその探究と判定の偉しさ、品位、重要性、有用性及び必然性においても、その編別、配置、相互連関の精確さにおいても（私は教皇令集を含めてそのように考えている）、その合理性や衡平さにおいても、市民法に引けを取らず、それどころか、多くの点で市民法よりも優れている *Jus Canonicum neque origine, neque rerum, quaestionum et decisionum magnificentia, dignitate, gravitate, utilitate et necessitate ; neque ordinis, dispositionis et connexitatis elegantia (puta quoad Decretales) ; neque rationabilitate, aequitate Juri Civili est postponendum, imo in multis ei praferendum*」し、また、「専ら衡平さを旨とするカノン法は、市民法の多くの箇所について、細かすぎる詮索や厳格な遵守を緩和し修正し戒めている *sola aequitate nitens, in multis Juris Civilis scrupulosa subtilitates et observaciones rigidas temperat, emendat, corrigit*」とされる。更に言えば、そもそも「大半が異教徒の法律から成り立っている *est maxime ex Ethnicorum legibus*」市民法よりもカノン法の方が「キリスト教徒の共同体 *Respublica Christiana*」に相応しいのは自明である。プロテスタントの立場からすれば、「何れの法も、それが信仰、自然的衡平、そして、我々の法令に反しない限りにおいて、遵守されねばならない *utrumque, eatenus tantum servatur, quatenus nec religioni, nec aequitati naturali, nec statutis nostris repugnat*」のは確かであるが、「市民法にも、人々がカノン法についてそのように主張するのに劣らず、改革後の信仰の教義に反する事柄に加えて、固有の欠点が含まれている *Civile Jus, non minus quam quos volunt habere Canonicum, praeter dogmata religioni, sed reformatae, contraria, et suos naevos habet*」。また、「教父の著作や初期の公会議の定律 *Sanctorum Patrum scripta, et veterum Conciliorum canones*」を収録した「教令集 *Decretum*」に比べて、「残りの部分 *reliquae partes*」、つまり、「ローマ教皇の答書 *Rescripta Pontificum Romanorum*」から成る各種「教皇令集 *Decretales*」は、「教会の事件がかつての単純さを既に失い、教会を代表する人々

自らの努力から十分すぎる栄誉を得ることになろう。ご機嫌よう。主の紀元1648年、アムステルダムにて。」

が初期の慣行から離れてしまった時代に、ローマ教皇が法律家の助言に照らして定めたものである *eo tempore, quo Ecclesiasticae causae antiquam simplicitatem, homines, Ecclesiae titulo insigniti, antiquos mores jam amiserant, a Pontificibus Romanis, adhibitis in consilium Juris consultis, constituae*」が故に、その「神聖さや純潔さ *sanctitas et sinceritas*」において劣るという見解に対しては、教皇令の多くが「市民法の論拠から選び取られたものであるため、古代の法律に比べて、我々の時代や今日の習慣により近く、そこから、多くの曖昧な法文への対処法を引き出せる他、カノン法や市民法の理解に必要な事柄を取り出すこともできる *cum ex civilium legum rationibus sint desumptae, et proprius quam Leges veterum ad seculum nostrum et mores hodiernos accedant, ex iis non tantum multarum legum obscurarum applicatio colligi, sed et alia, quae ad juris non tantum Canonici, sed et Civilis cognitionem sunt necessaria, hauriri possunt*」との理由から、「教令集と同様に保持され遵守されるべき *non minus quam Decretum retinendae et observandae*」とされる。「誰もがカノン法を無視しているだけでなく、彼らの内の多くが＜犬や忌まわしい蛇以上に＞カノン法を毛嫌いしている *solent non tantum omnes Jus Canonicum negligere, sed ex iis multi illud cane peius et angue odio prosequi*」という現状を憂うコルフィヌスは、何よりもまず、「我々の法廷において有利に立とうする者は誰であれ、両法の知識、すなわち、カノン法と市民法の知識を相互に結びつける必要がある *quisquis cum utilitate hodie in foro nostro versari cupit, utriusque juris, Canonici et Civilis, cognitionem conjungere debet*」との実利的観点からカノン法の利用価値を啓蒙すべく本書を世に送ったのである。

とはいっても、コルフィヌスのような立場はカノン法に対する過剰な敵意の反動として逆にカノン法に肩入れし過ぎるくらいがあり、そこにはプロテスタント固有の教会法への志向はほとんど窺われない。しかしその後、カノン法の恩恵を正面から認めた上で、プロテスタント世界においてなお実効性を保っている部分を冷静に腑分けしようと努める者も現れた。例えば、ザクセン出身で宮廷勤務を経て後にシュトラスブルク市法律顧問となるヨハン・シルター Johann Schilter (1632–1705年) は、『初期及び現代の教会の状況に適応したカノン法

提要 *Institutiones iuris canonici ad ecclesiae veteris et hodiernae statum accomodatae』(1681年初版)の「カノン法を志す若者 cupida iurisprudentiae canonicae juventus」に向けられた序文の中で、そのような態度を表明している。シルターによれば、カノン法を必要以上に敵視する風潮は、「カノン法に含まれる教会並びに市民の自由に反した主張や法文を取り上げて、カノン法を廃棄すべきと考えた *ius canonicum abolendum censuerint, collectis asseritonibus et articulis, libertati ecclesiasticae pariter ac civili contrariis, iure canonico comprehensis*」宗教改革者、「カノン法によって多くの害悪が法廷に持ち込まれたと嘆き、特に裁判における手続規則に関しては、市民法が全体として維持され継受されたほうが格段によかったと主張する *hoc conquesti sunt, per ius canonicum multum mali in forum introductum, satiusque fuisse, si ius civile per omnia retentum receptumve fuisset, imprimis quoad ordinem procedendi in iudiciis*」法律家、そして、「ドイツ人国家にとって害悪や恥辱なしには耐えられないような更に多くの事柄をカノン法の中に見出す *pluscura in iure canonico notarunt, quae sine iniuria et contumelia reipublicae Germanicae tolerari non possint*」政治家の三者によってもたらされたものであり、その非難は、カノン法の「目的 finis」、「作用因 caussa efficines」、「内容 materia」、「形式 forma」に向けられているとされる。すなわち、カノン法は、「教皇国家の確立 *stabilita monarchia pontificia*」を目的に、「キリスト教から不当な教理や誤謬を取り除くことのなかったローマ教皇自身 *pontifices Romani, qui prava dogmata et abusus in religione Christiana non sustulerint*」によって作り出され、「国家や個人の利益に反した不合理な規定 *constitutiones iniquae, utilitati publicae singulorum inimicæ*」をその内容とし、「体系や文体 *methodus ac stylus*」といった形式においても「市民法の優美さに遙かに劣っている *longe est infra iuris civilis decorum*」というのである²¹⁾。これに対するシルターの反論は、個々人の立場がどうであ*

21) CUPUDAE IURISPRUDENTIAE CANONICAE IUVENTUTI S.

Altera Iurisprudentiae nostræ positio, quæ circa sacra versatur, quam utilis reipublicæ, quamque digna academiis sit, non est, ut plura, praesertim ad Vos, eius amatores, praedicemus ; sive enim finem sive obiectum inspiciamus, res ipsa se commendat. Enim-

vero dubium quem reddere possit, quod superiori seculo ecclesiarum Germanicarum reformatores ius canonicum abolendum censuerint, atque ex hac sententia illud ad rogum condemnarint, collectis affectionibus et articulis, libertati ecclesiasticae pariter ac civili contrariis, iure canonico pontificio comprehensis. Cui accedit auctoritas magnorum IC-torum, Fr. Duarenii, Hub. Giphani, et aliorum, qui hoc conquesti, per ius canonicum multum mali in forum introductum, satiusque fuisse, si ius civile per omnia retentum receputumve fuisse, imprimis quoad ordinem procedendi in iudiciis. Succedunt politici summae auctoritatis, qui pluscula in iure canonico notarunt, quae sine iniuria et contumelia reipublicae Germanicae tolerari non possint. Quibus tandem subueniunt rationes partim a fine iuris canonici, affectata per id et stabilita monarchia pontificia; partim a causa efficiente, ipsis pontificibus Romanis, qui prava dogmata et abusus in religione Christiana non sustulerint; partim a materia ipsa et constitutionibus iniquis, utilitatibus publicae ac singularum inimicis; partim a forma denique, quod methodus ac stylus longe sit infra iuris civilis decorum. Ad haec primo generatim, deinde et speciatim respondebimus. Atque primo ab effectu constat, valorem iuris canonici in foro Germanico semel fuisse receptum, et quidem prius, quam iuris civilis Iustiniane: unde nec potuit sine confusione in republica simul ac semel abrogari: igitur e re publica est, quod eo adhuc usque utimur. Deinde si finem eius primarium, saltem ut is esse debet, ispicimus, expositionem iuris circa personas et res caussasque ecclesiasticas, usus illius eo magis appetit, quo minus diducit haec iure civili Iustiniano pertractentur. Ceterum stabilitio imperii pontificii videtur potius effectus esse potestatis iam tum aliunde quaesitae, quam ex conditione canonum. Sane dependentia imperii circa sacra est summae potestatis in republica accidentis αχωριστον, quod regulariter quidem inest illi, separari tamen per pacta conventa aliisve modis potest: quae separatio an ab Henrico V. Imperatore iuste facta sit, alibi disputavimus. Tertio nec omnes iuris canonici auctoris heterodoxias possunt inculpari, nec nisi vis et prudentia legislatoria his in rebus attenditur: quomodo et ius civile Romanum maxima ex parte ab alienis a Christiana fide exstructum appetit. Quarto non tantum canones, sed et epistolas pontificum decretales iusta aut probabili ratione niti cernere est: processus vero magis ex usu fori, quam ex conciliorum canonibus, aut epistolis decretalibus ortum dicit: minus autem est, introductum non abrogare, quam introducere. Denique ut miser nemo est, nisi comparatus: ita et iuri canonico contingit, collato ad Romanam veterem iurisprudentiam. Id tamen verum est, quod ratio ac stylus iuris canonici accommodatior est foro nostro. Sed haec in universum. Speciatim pro ita hac de re habendum. Primo tolerari posse ac debere ius canonicum in nostri rebus publicis et ecclesiis quoque, sive in civili, sive in ecclesiastico foro, quoniam mutationes legum perniciose reipublicae continent, amputandum. Deinde haud negligenda est differentia inter ius canonicum et pontificium Romanum, quae potissimum triplex est. Ius canonicum enim tractat per se tantum res ecclesiasticas, unde et ecclesiasticum clarius dicitur: ius pontificium vero etiam res et caussas civiles. Intentio iuris canonici est, sacra ordinare et

ενσχημοσυνην ecclesiae tueri : iuris pontificii, imperium etiam in civilibus usurpatum firmare. Est enim ius canonicum a conciliis atque Imperatoribus et regibus proiectum, et tam in ecclesia orientali, quam occidentali promulgatum : ius pontificium a curia tantum Romana. Itaque ius canonicum in decreto Gratiani, in decretalibus jus pontificium magis cernitur. Haec uti sua natura differunt, ita usu fere commiscentur. Nos porro hoc agimus, ut non solum ius canonicum, multo minus pontificium, sed ecclesiasticum, h. e. plenius ius sacrum circa persona et res ecclesiasticas, ex iure divino, conciliorum canonibus, legibus Imperatorum, sed et pontificiudecretalibus, ac statuum evangelicorum ordinationibus ecclesiasticis usque fori, iusta ac concinna methodo exponamus. Quid praestitum fierit, iudicio ecclesiae submitto. Vale atque fuere spes futuri orbis. A. C. MDCLXXXI. (Institutiones iuris canonici, 5.v.-7.v.引用は1728年ライプチヒ刊第8版のテクストによる)

“カノン法を志す若者にご挨拶申し上げる。

宗教的事項を扱う我々の法学の立場は、国家に寄与しかつ大学に相応しいものに他ならないので、当法学の愛する諸君には特に、多くのことを前もって申し述べておるべきであろう。つまり、事柄自体が、目的や対象に目を向けるように勧めているのである。前世紀のドイツの教会の改革者たちが、カノン法に含まれる教会並びに市民の自由に反した主張や法文を取り上げて、カノン法を廃棄すべきと考え、そのような判定に基づいてカノン法に火刑を言い渡していたという事実の故に、実際、不安になる人もいるかもしれない。フランキスクス・ドゥアレスヌやベルトウス・ギファニウスといった偉大な法律家たちの権威がこれにつけ加わる。というのも、彼らは、カノン法によって多くの害悪が法廷に持ち込まれたと嘆き、特に裁判における手続規則に関しては、市民法が全体として維持され継受されたほうが格段によかったと主張しているのであるから。彼らに続くのは、最高の権威を誇る政治学者たちであり、彼らは、ドイツ人国家にとって害悪や恥辱なしには耐えられないよう更に多くの事柄をカノン法の中に見出している。彼らを支える論拠となっているのは、時に、カノン法の目的、すなわち、カノン法によって裏付けられ確立された教皇国家であり、時に、カノン法の作用因、すなわち、キリスト教から不当な教理や誤謬を取り除くことのなかったローマ教皇自身であり、時に、カノン法の内容、すなわち、国家や個人の利益に反した不合理な規定であり、そして最後に、カノン法の形式、すなわち、体系や文體が市民法の優美さに遙かに劣っているという点である。我々は、これらの点に、まずは一般的に、統いて個別的に、応答していくことにしたい。第一に、結論から言えば、カノン法の効力はドイツの法廷において一旦承認され、しかもそれはユスティニアヌスの市民法の効力が承認されるよりも早かったのであるから、国家に混乱のない限り一挙に廃止されることもあり得ず、結局のところ、我々がカノン法を今もなお用い続けているのは国益に適っていることになる。従って、カノン法の主たる目的が、少なくともそうあるべきである以上、教会の人や物や事件に関する法の宣明に存すると考えるならば、カノン法の有用性は、それらの事柄がユスティニアヌスの市民法においてそれほど詳細には扱われていないだけに一層明らかである。他方、教皇支配の確立は、カノン法の規定ではなく、むしろ、既にどこか他から獲得されていた権能の

れ、カノン法が過去に継承され宗教改革を経た現在も「ドイツの法廷 forum Germanicum」において運用され続けているという既成事実を確認し、それが

帰結であるように思われる。宗教的事項の支配権の従属が、国家において偶然生じた主権の<未分離状態>であることは明らかであり、そのような<未分離状態>は、確かに、国家に通常見出されるけれども、協定の締結その他の方法によって分離できる。そのような分離が皇帝ハインリッヒ五世によって正当に為されたかどうかについては、別の機会に既に論じた。第三に、カノン法について著作する者たちを全て異端であると断罪することはできないし、これらの問題において重視すべきなのは立法上の権限や思慮だけである。これは、ローマ市民法の大部分がキリスト教信仰とは無縁の人々によって創出されたのと同様に、明らかである。第四に、教令だけでなく教皇令たる書簡についても、それらが正当あるいは蓋然的な論拠に依拠している旨判定するのは裁判手続であり、この手続は、実際、公会議の教令や教皇令たる書簡ではなくむしろ法廷実務に由来し、しかも、何かを導入するのみならず導入したものを廃止する手続でもある。結局のところ、カノン法が古代ローマ法学に比肩すると考えたりしない限りは、誰も嘆く必要はない。とはいって、カノン法の体系や文体のほうが我々の法廷により適合しているのは確かである。ところで、以上に述べたことはあくまで一般論である。個別的には以下のように解すべきである。第一に、我々の国家や教会においても、それが世俗裁判所であろうと宗教裁判所であろうと、カノン法を甘受できかつ甘受しなければならない。というのも、市民的賢慮〔政治学〕の教えるところによれば、法律の変更是国家に害を及ぼすからである。しかし、修正する必要はある。異端的な事柄や不合理な事柄、あるいは、教会や国家の自由に反する事柄を含んでいる場合には、それらは取り除かれねばならない。次に、カノン法とローマ教皇法との相違は決して看過されてはならず、主たる相違点は以下の三点である。まず、カノン法がそれ自体としてはただ教会の問題を論じるだけであり、それ故、教会法と呼んだ方がより分かり易いものであるのに対して、教皇法は市民法上の問題や事件も扱っている。カノン法の趣旨が、祭式を規律し、教会の<適正さ>を保持するところにあるのに対して、教皇法のそれは、市民的事項にも及ぶような支配権を確立するところにある。カノン法が、公会議や皇帝、国王に由来し、西方教会のみならず東方教会においても公布されているものであるのに対して、教皇法はローマ聖庁にのみ由来する。従って、カノン法はグラティアヌスの教令集に見出されるのに対して、教皇法はむしろ教皇令の内に定められている。両者はその性質において確かに異なってはいるが、実務上はほとんど同列に置かれている。我々は、更に、教皇法よりは一層多くのカノン法を、しかしそれだけではなく、教会法、つまり、教会の人や物に関わる宗教法を、神法、公会議の教令、皇帝法、そして時には、教皇令、更にはまた、福音主義等族の教会規則、及び、裁判慣行に基づき、正当かつ均整のとれた方法でより詳細に解明すべく努めねばならない。[本書で] どれほどのが達成されているかは、教会の判断に委ねたい。ご機嫌よう、そして、将来に希望を。1681年。”

「國益に適う e re publica est」旨正当化するところから出発している。「カノン法の効力はドイツの法廷において一旦継受された以上、国家に混乱のない限り一举に廃止されることもあり得ないのは明らかである *constat, valorem iuris canonici in foro Germanico semel fuisse receptum ; unde nec potuit sine confusione in republica simul ac semel abrogari*」し、「市民的賢慮の教えるところによれば、法律の変更は国家に害を及ぼす *mutationes legum perniciosas reipublicae civilis prudentia docet*」のであるから、「我々の国家や教会においても、それが世俗裁判所であろうと宗教裁判所であろうと、カノン法を甘受できかつ甘受せねばならない *tolerari posse ac debere ius canonicum in nostri rebuspublicis et ecclesiis quoque, sive in civili, sive in ecclesiastico foro*」。市民法との関係においても、カノン法は「ユスティニアヌスの市民法より早く *prius quam iuris civilis Iustinianei*」その効力を承認され、その「体系や文体 *ratio ac stylus*」においても「我々の法廷により適合している *accommodatior est foro nostro*」のであり、また、「カノン法の主たる目的が教会の人や物や事件に関する法の宣明に存すると考えるならば、カノン法の有用性は、それらの事柄がユスティニアヌスの市民法においてそれほど詳細には扱われていないだけに一層明らかである *si finem iuris canonici primarium inspicimus, expositionem iuris circa personas et res caussasque ecclesiasticas, usus illius eo magis appetit, quo minus diducte haec iure civili Iustinianeo pertractentur*」。とはいって、「異端的な事柄や不合理な事柄、あるいは、教会や国家の自由に反する事柄が含まれている場合に、それらを取り除く必要がある *si quid heterodoxi, si quid iniqui, si quid adversus libertatem ecclesiae aut reipublicae continet, amputandum*」のは確かであり、その際には、「カノン法とローマ教皇法の相違 *differentia inter ius canonicum et pontificium Romanum*」が重要な意味を有する。すなわち、「ローマ聖庁 *curia Romana*」に由来する「教皇法 *ius pontificium*」が「市民法上の問題や事件 *res et caussae civiles*」にも介入し「市民的事項にも及ぶような支配権を確立すること *imperium etiam in civilibus usurpatum firmare*」を企図しているのに対して、「カノン法 *ius canonicum*」は、「公会議や皇帝、国王に由来し、西方教会のみならず東方教会においても通用している *est a conciliis atque Imperatori-*

bus et regibus profectum, et tam in ecclesia orientali, quam occidentali promulgatum」ものを広く含む反面、「教会の問題 res ecclesiasticae」のみを扱い、「祭式を規律し、教会の<適正さ>を保持すること *sacra ordinare et ενσχημοσυνην ecclesiae tueri*」に専念しており、それ故にまた、「教会法と呼んだ方がむしろ分かり易い *ius ecclesiasticum clarius dicitur*」とも言える。「実務上はほとんど同列に置かれている *usu fere commiscentur*」両者を敢えて区別することは、各種教皇令集よりも「グラティアヌス教令集 *decretum Gratiani*」を尊重することに繋がる。結局、そのような「性質 *natura*」の違いに留意しつつ、プロテスタント国家にとっても有用な「教会法 *ius ecclesiasticum*」を両者から選り分け、それを固有法によって補充すること、つまり、「教会の人や物に関わる宗教法を、神法、公会議の教令、皇帝法、そして時には、教皇令、更にはまた、福音主義等族の教会規則、及び、裁判慣行に基づき、正当かつ均整のとれた方法でより詳細に解明する *ius sacrum circa personas et res ecclesiasticas, ex iure divino, conciliorum canonibus, legibus Imperatorum, sed et pontificum decretalibus, ac statuum evangelicorum ordinationibus ecclesiasticiis ususque fori, iusta ac concinna methodo exponemus*」ことが『提要』の執筆意図であった。カノン法の実効性の可否の決定そのものは「立法上の権限や思慮 vis et prudentia legislatoria」の專権事項とみなし、カノン法一般の実効性を前提とした選別作業として「法廷実務 *usu fori*」を位置づけるシルターの法実証主義的立場は、コルフィヌスの『カノン法』を推奨する際に、「法律家の職務とは、法規の正当性について判断することではなく、法規に従って判断し、たとえ厄介な法であっても、神法に明らかに抵触する場合は除いて、その法を直面する事案に思慮深く適用することである est Icti officium, non de Legum Justitia, sed secundum leges judicare, et jus, licet durum sit, sequi, illudque casui obvenienti prudenter applicare, nisi qua juri divino hoc refragari manifeste constat」²²⁾と述べたシュトリュークによても共有されている。そして、このような潮流を「中庸の道 media via」と呼び、カノン法の「現代的慣用」に相応し

22) 注18参照。

い教会法学の「方法」として位置づけたのが次にみるベーマーであった。

III

かねてよりシルターの『提要』を評価していたベーマーは、『ヨハンネス・スキルテルスのカノン法提要への修正と補充 Emendationes et additamenta ad Johannis Schilteri Institutiones iuris canonici』(1712年初版)を公刊して間もなく、出版者の要請に応えて、『提要』第五版(1713年)のためにカノン法学の方法を論じる小論を書き下ろした。「プロテスタントの下でカノン法を研究し適用する際に採られるべき中庸の方法に関する序論 Dissertatio praeliminaris de media via, in studio et applicatione iuris canonici inter protestantes tenenda」と題されたその論考が、議論への導入の意味でまず指摘しているのは、「法文本来の意味内容と利用価値 sensus et usus legum genuinus」、つまり、法の「趣旨 mens」と「実務 praxis」を殊更に意識せざるを得ない状況が、ローマ法のみならずカノン法にも見出されるという点であった²³⁾。「自然法の単純さ iuris

23) §. I. Quemadmodum conclamatum est, in *sensu* et *usu* legum quarumcunque genuino omnem ICti meditationem et curam versari, ita hoc multo magis asserendum esse arbitor de iuris *Romani* et *Canonici* scitis, quippe quae ita comparata sunt, ut vix quicquam occurat, quod, sive *mentem* eorum excutias, sive *praxin* inspicias examinesque dubium ancipitemque animum reddere nequeat. Notae sunt difficultates, quae iuris Romani tradita, quoties a iuris naturalis *simplicitate* recedunt, eique aliquid vel *addunt* vel *detrahunt*, mirifice turbant et obscurant, non aliam ob caussam, quam quod rationes rei Romaniae civilis, formularum laquei aliaque solennia, ex quibus tot supersunt conclusiones, sufficienter haud eruantur, et ex intima antiquitate excutiantur. Non minora *praxis* habet impedimenta, cum mores antiqui Germanorum, a romanorum principiis abhorrentes, in totum eliminari et eradicari haud potuerint, ac circa eam et *mores Germanorum* saepissime occurrat, ut vel insulsa applicatio, vel inepta interpretatio fiat.

§. II. Eadem, si non infelicia, fata habet *ius Canonicum* in terris protestantium, cuius *mentem* pauciores debita industria evoluunt; multi *usum* vel negant, vel adeo restringunt, ut studium eius plane intermittendum, vel levi brachio tractandum esse censeant; alii Canones ubique incaute sequuntur, sine debito examine caussis emergentibus applicant omnemque movent lapidem, ne vel iota ex iure Canonico inter protestantes pereat. Fluxere tot diversi animorum motus ex principio in ter protestantes vulgatissimo,

ius canonicum robuhr inter nos habare ex *recepto* et ipso *usu* tacitaque approbatione vim accepisse, non tamen in omnibus, verum quibusdam tantum, articulis. Sed de his ipsis adhuc mira concertatio est, dum alii plures, alii pauciores tradunt, adhuc alii regulis quibusdam insistunt, ex quibus iudicari debere contendunt, in quantum inter protestantes obtineat, et iuri Civili vel praeferrendum vel postponendum sit ? qui tamen, teste experientia, ipsa praxi saepius refutantur.

§. III. Tanta est incertitudo studii huius et sententiarum varietas, ut, qui inter hos scopulos sine discriminione navigare rectumque tenere cursum desiderat, magna cautione opus habeat. Sicuti autem hi, qui pericula maris et discriminata tempestatis marinae evitare cupiunt, nihil non agunt, ut scopulorum occultorum, voraginum, ventorum, et omnium eorum, quae navigationem ancipitem reddere possunt, exactam notitiam consequantur, reputantes, tela praevisa minus nocere : ita quoque qui per medium profundum huius studii ire, et inoffenso pede procedere cupit, ante omnia in occultos variorum praeiudiciorum scopulos inquirere, et duo *extrema* illa, quae vel ius Canonicum plane destruunt, vel illud coeco amore quidem, sed imprudenti utplurimum conatu, ubique sequendum suadent, evitare debet, ut *media via*, quae tutissima est, incedere queat. (Dissertatio praeliminaris, 1.r.-2.r. 引用は前掲シルター『カノン法提要』第8版所収のテクストによる)

“1. 如何なる法律であってもその「本来の意味内容と利用価値」にこそ法律家のあらゆる省察と注意は向けられるべきである旨声高に唱えられているが、思うに、「ローマ」及び「カノン」法に精通した者についてはこの点が一層強くが求められるべきである。というのも、これらの法は、その「趣旨」を探究するにせよ、あるいは、その「実務」に目を向け吟味するにせよ、頭を混乱させ悩ませないものがほとんどないようにできているからである。よく知られているのは、自然法の「単純さ」から離れ、自然法に何かを付け加えそこから何かを取り去る度に、ローマ法教育を著しく動搖させ不安定にする難解さであり、それは、ローマ人の訴訟の市民法的仕組みや方式書の複雑さその他の諸要式を原因とするものに他ならず、そのような難解さの故にこれほど多くの障害が残され、それらの障害は、未だ十分に探索されたとは決して言えず、古代史に関する極めて専門的な知見に基づいて克服されねばならない。実務もこれに劣らず障害を抱えている。なぜなら、ローマ人の諸原理とは異なる古代ゲルマン人の慣行は全て消し去り根絶することはほとんど不可能であるし、また、実務、つまり、「ゲルマン人の慣行」を巡っては、非常にしばしば、馬鹿げた適用や不適切な解釈がなされているからである。

2. 「カノン法」もまた、プロテスタント領邦において、それほど不幸ではないとしても同様の運命を辿っており、その「趣旨」を当然の勤勉さをもって解明する人々は少なく、多くの人々はその有用性を否定するか、そうでなければ、その研究を中断するか片手間に片づけるべきであると考える程に制限している。他方、軽率にも至るところで教会法文に依拠し、新たに発生する諸事件に必要な吟味を経ることなくそれらを適用し全ての障壁を取り除いて、プロテスタントの間においてもカノン法から少し

naturalis simplicitas」とは対照的に、「古代史に関する極めて専門的な知見 *intima antiquitas*」無しには克服不能な「難解さ *difficultates*」を伴うだけでなく、実務においても、「ローマ人の諸原理とは相容れない古代ゲルマン人の慣行 *mores antiqui Germanorum, a Romanorum principiis abhorrentes*」について「不適切な解釈 *inepta interpretatio*」をもたらす要因となっているローマ法ほどではないにせよ、「カノン法もまたプロテスタント領邦において同様の運命を辿っている *eadem fata habet ius Canonicum in terris protestantium*」というのである。ペーマーによれば、カノン法が抱える問題点は、主として、「研究の不確実さと見解の多様さ *incertitudo studii et sententiarum varietas*」に存するとされる。というのも、「カノン法は、全てではなく幾つかの法文に限って、継受や運用そのものを介して我々の下で重要さを保ち、默示の承認によって効力を発揮するとの原則 *principium, ius canonicum robuhr inter nos habere ex recepto et ipso usu tacitaque approbatione vim accepisse, non tamen in omnibus, verum quibusdam tantum articulis*」が実務上確立されているにも関わらず

も失われるところのないようになっている人々もいる。カノン法が、全てではなく幾つかの法文に限って、「継受」や「運用」そのものを介して我々の下で重要さを保ち、默示の承認によって効力を発揮するというプロテスタントの下で流布している原則から、これ程相異なる精神の働きが流れ出たのである。しかも、それらの法文それ自体についても未だ論争が絶えず、ある者はより多くの法文を、ある者はより少ない法文を提示しており、更には、カノン法がプロテスタントの間でどの程度妥当し、市民法に優先あるいは劣後すべきかそれに従って判定されねばならないとされる何らかの準則を教示する者もいるが、それらの法文は、経験の示す通り、実務そのものによってしばしば避けられている。

3. 当該分野の研究の不確実さと見解の多様さは、そのような岩礁の間を無分別にも航行し正しい航路をとろうとする者が用心に用心を重ねる必要がある程に、著しいものである。しかし、海の恐ろしさや嵐の危険を避けようとする者たちが、隠れた岩礁や渦潮、風向きその他航海を不確実にする可能性のあるあらゆる事柄について正確な情報を得るためにあらゆる手立てを尽くし、そのような武器を予め用意しておくことが無益ではないと考えるように、当該分野の深みの真っ直中を進み安全な歩みで前進しようとする者は、何よりも先ず、隠れた岩礁に相当する様々な臆見を吟味し、二つの「極論」、すなわち、カノン法を端的に退ける立場と、盲目の愛であるとはいえ極めて無思慮な衝動によってあらゆる場面でカノン法に従うべき旨説く立場を回避した上で、最も安全な「中庸の道」を進むことができる。」

ず、「その有用性を否定するか、そうでなければ、その研究を中断するか片手間に片づけるべきであると考える程に制限する usum vel negant, vel adeo restringunt, ut studium ejus plane intermittendum, levi brachio tractandum esse censeant」人々と、「軽率にも至るところで教会法文に依拠し、新たに発生する諸事件に必要な吟味を経ることなくそれらを適用し全ての障壁を取り除いて、プロテスタントの間においてもカノン法から少しも失われるところのないようにしている Canones ubique incaute sequuntur, sine debito examine caussis emergentibus applicant omnemque movent lapidem, ne vel iota ex iure Canonico inter protestantes pereat」人々とが学説上真っ向から対立しているからである。安全な航海を妨げる「隠れた岩礁 occulti scopuli」に相当するこれら「二つの極論 duo extrema」を論駁し、「最も安全な中庸の道 media via, quae tutissima est」を提示することがペーマーの論考の目的に他ならない。

一つ目の「極論 extrellum」、すなわち、「カノン法を端的に退ける立場 ius Canonicum plane destrunnt」を支えているのは、「聖書の内に啓示された眞の信仰が教皇法によって汚され、偉大なルテルスの働きによって神の恩寵が福音の光という真理へと再び引き戻された後は、プロテスタントが良心に悖ることなく教皇法を用いることなどできない iure pontificio vera religio, in Sancta Scriptura revelata, adeo corrupta est, ut protestantes, postquam gratia divina, ministerio Boni Lutheri, ad veritatem lucis evangelicae rursus traducti sunt, salva conscientia eo minime uti possint」との「先入観 praeiudicium」である²⁴⁾。この

24) §. IV. Videlicet quidam tam abiecte de hac disciplina iudicant, ut eam non commendandam, sed e scholis et foris aliminandam esse censeant, addentes, tempus omne, quod ei impenditur, frustraneis et otiosis teri meditationibus, et quidem iuri ecclesiastico, in se spectato, suam praestantiam, sed minime eandem iuri pontificio, quod in *Decreto* et *Decretalibus* continetur, tribuendam. Ducuntur vero hisce praeiudiciis : 1) quod hoc iure vera religio, in S. Scriptura revelata, adeo corrupta sit, ut protestantes, postquam gratia divina, ministerio B. *Lutheri*, ad veritatem lucis evangelicae rursus traducti sunt, salva conscientia eo minime uti possint. Veritatem huius asserti adstruxit ipse LUTHERUS in epistola ad Electorem Saxoniea d. 29. Nov. 1518. scripta, ubi monet, non esse rarum nec novum, ut Pontifices et Doctores torqueant et in alienum sensum ducant scripturas ; quod exemplo Hebr. VII, 12. declarat, additque : *Talia sunt in iure Canonico*

multa, quibus (ut cum fiducia loquar) si non corrupta, certe obscurata est scriptura. Ita censuit LUTHERUS eo tempore, ubi praesul Romani auctoritatem haud impugnaverat, nec a sacris Romanis recesserat. Graviora adfert in *epist. 99.* Anno 1518. exarata, ubi ita : *Verso decreta pontificum pro mea disputatione (Lipsiae habenda) et (in aurem tibi loquor) nescio, an Papa sit Anti-Christus ipse, vel Apostolus eius, adeo misere corrumpitur et crucifigitur Christus (i. e. veritas) ab eo in Decretis.* Anno sequente libellum edidit ad Caesarem et nobilitatem Imperii, tom. I. Altenb. fol. 480. extantem, quo inter alia reiicit ius Pontificium seu Canonicum, emendandum vero et contrahendum Caesareum et in subsidium tantum eo utendum censem, restitutis ligibus patriis. Vid. *Seckendorff in historia Lutheran.* Lib. I. §. 72. n. 3. Eodem tempore plures impias sententias ex iure hoc collegit, quae referuntur tom. II. Ien. lat. fol. 334. et in genere de libris iuris Canonici ita iudicat : *Quodsi in illis etiam aliquid boni inesset, quod de decretis fateri cogor, totum tamen eo detortum est, ut noceat et Papam in sua Anti-Christianam et impia Tyrannide confirmet.* Cum vero, his non obstantibus censuris, adhuc ius Canonicum Wittembergae traderetur, grave admodum tulit, et lib. I. ep. 237. anno 1521. scripta censuit, *ius omne Pontificium prorsus excludendum esse*, addito voto, *ut principes, animo aliquando accepto, iurisdictionem vel censuras istas penitus antiquarent in suis terris.* Recentiorum iudicia addere nolo, quae ubique fere obvia sunt et satis decantata.

§. V. Hoc posito II) per se inde fluit, ius ecclesiasticum, quod religione evangelicae inservire debet, hoc iure Pontificio corrumpi et variis infici erroribus. Habuit EBERHARDUS A WEIHE anno 1588. Wittembergae orationem, cum iuris Canonici interpretationem susciperet, quam STRAUCHIUS dissertat. *Canonice sua adiecit, ubi p. 132.* hoc ius *amicitu specioso ornatum, impiae fraudis, exitiosae falsitatis, superstitionis vanissimae et erroris turpissimi plenum esse* ait. Neque, si veritatis daudus locus, a via aberravit, quod ipsa principia huius iuris ostendunt. Ecclesiae *reipublicae* separateae formam et schema tribuunt, eique civilem cum regibus subiiciunt. In hac ecclesiastica republ. imperium sacrum exercent clerici, laicis gloria parendi est relicta, sub quibus illa etiam Imperatores, reges et principes complectuntur. Omnia ad hunc dominatum stabiendum in hoc iure sunt directa, quae minus recte statui ecclesiarum nostrarum applicari posse vindentur. (Dissertatio praeliminaris, 2.r.-3.r.)

“4.確かに、ある人々は、当該学問を強く軽蔑するあまり、それが推奨に値せず、大学や法廷から排除されるべきものと考えており、当該学間に費やされた時間は全て無益で無駄な考察によって浪費されるとまで言っている。「教会法」は、それ自体に着目すれば、確かに卓越さを保持しているけれども、同様の卓越さを、「教令」や「教皇令」から成る「教皇法」に認めるべきではないというのである。実際、彼らは以下のような先入観によって導かれている。それはすなわち、1) 聖書の内に啓示された眞の信仰がこの教皇法によって汚され、偉大なルテルスの働きによって神の恩寵が福音の光という眞理へと再び引き戻された後は、プロテスタンントが良心に悖ること

なく教皇法を用いることなど不可能である、との先入観である。このような言明の正しさについては、ルテルス自身が1518年11月29日付けのザクセン選帝侯宛の書簡の中で述べており、その中で氏は、「司教や博士たちが聖書を歪曲し不当な意味に解するのは稀なことでも目新しいことでもありません」と教示し、ヘブライ書第7章第12行を例にそれを明らかにした上で、更に、「カノン法の中にはそのようなものが多く、それらによって、(私は自信を持ってそう言えるのであるが) 聖書が、たとえ損なわれていないとしても、明瞭さを奪われているのは確かあります」と付け加えている。ローマ教皇の権威を未だ争うことなくローマ教会から離れてもいなかった時期に既に、ルテルスは以上のように考えていたのである。1518年に書かれた〔アルテンブルク版著作全集第1巻所収の〕第99書簡ではより一層強い調子で次のように述べている。すなわち、「私は(ライプチヒで行われる予定の)討論のために教令についてあれこれ考察しておりますが、(貴方のお耳にそっとお伝えしたいのは)教皇が反キリストあるいはその使徒であるかも知れず、キリスト(つまり真理)が教令の中のキリストによって全く哀れにも辱められ疎にされているという点です」と。次の年、ルテルスは、アルテンブルク版著作全集第1巻480頁に収録されている「皇帝と帝国諸侯に向かう」小冊子を公刊し、そこではとりわけ、教皇法乃至カノン法を排撃する一方で、皇帝法についてはこれを修正制限しく補充的にのみ用いるべきで、地域の法律が回復されねばならないと考えられている。ゼッケンドルフ『ルター派史』第1巻第72章第3番を参照せよ。また同時に、ルテルスは、イエナ版著作全集羅語篇第2巻334頁に挙げられているような多くの不信心な見解をこのカノン法から引き出していたのであり、カノン法の諸巻一般については以下のように評していた。すなわち、「それらの諸巻に何か善きことが書かれていて、実際、教令についてはそのように述べざるを得ないけれども、全体として歪められているために、有害で、教皇の反キリスト的性質と不信心な専制とを確証する結果となっている」と。逆に言えば、そのような評価にも関わらず、依然としてカノン法がヴィッテンベルクで講じられていたからこそ、ルテルスはそのように強く主張し、前掲アルテンブルク版全集第1巻所収の1521年に書かれた書簡でも、「全ての教皇法を直ちに排除すべき」旨論じており、「諸侯が、何らかの望ましい決意の下、それぞれの領邦において〔司教の〕裁判権や検閲を徹底して退けるように」との希望を付け加えている。最近の人々の評価をこれに付け加えようとは思わない。それらはほとんど至る所に見出され絶えず繰り返されている。

5. 以上のように考えるならば、2) そこからは、福音信仰に尽くすべき教会法が、教皇法によって損なわれ、様々な誤謬によって汚されているという結論が自ずと導かれる。エベルハルドゥス・ア・ウェイヘは、1588年にヴィッテンベルクにおいて演説を行って、カノン法の解釈を試みており、ストラウキウスによってその『カノン法論』に追録されたその演説の132頁において、当該法が「見かけ倒しの装いで飾り立てられ、不信心な欺罔、有害な虚言、虚栄に満ちた迷信、この上なく見苦しい誤謬に満ちている」と述べている。真理に居場所を与えられたならば、カノン法は道を外れることはなかった。それは当該法の諸原理そのものが示しているところである。それ

ような「先入観」は、ベーマーが引用する通り、「教皇法 ius Pontificium」としてのカノン法が「教皇の反キリスト的性質と不信心な專制とを確証している Papam in sua Anti-Christiana et impia Tyrannide confirmat」が故に「全ての教皇法を直ちに排除すべきである ius omne Pontificium prorsus excludendum esse」とのルターその人の主張以来広く流布している。つまり、教皇を頂点とする「国家 respublica」の樹立と保持がカノン法の窮屈の目的であり、「このような宗教国家の下では、聖職者たちが宗教上の命令権を行使し、世俗の人々にはこれに服従する栄誉しか残されておらず、その中には、皇帝、国王、諸侯も含まれる in hac ecclesiastica republica imperium sacrum exercent clerici, laicis gloria parendi est relicta, sub quibus illa etiam illa etiam Imperatores, reges et principes complectuntur」とされる以上、カノン法は「福音信仰に資るべき教会法 ius ecclesiasticum, quod religioni evangelicae inservire debet」の名に値しないと言うのである。これに対して、ベーマーは、カノン法の内容の是非と受容の可否との混同を戒め、「たとえ教皇法がどれほど多くの欠陥や誤謬に溢れているとしても、我々はこの法をいわば必要悪として捉えるべきであって、これを排斥することは我々の為すべきところではない et si tot naevis et erroribus ius Pontificium scatet, illud tanquam malum aliquod necessarium considerare debemus, quod tamen eliminare nostrum non est」と主張する²⁵⁾。とい

らの諸原理は、独自の「国家」としての形態や外観を教会に付与し、国王の統治下にある市民的な国家をこれに従属させる。このような宗教国家の下では、聖職者たちが宗教上の命令権を行使し、世俗の人々にはこれに服従する栄誉しか残されておらず、そこには、皇帝、国王、諸侯も含まれる。この法では全てがそのような支配を強化することに向けられており、それらを我々の教会の状況に適用することは全く不可能であるように思われる。”

25) §. VI. Ut una fidelia duos dealbem parietes, brevibus regero, inde tantum sequi, ius Canonicum inter protestantes recipi non debuisse, id quod tempore reformationis tantopere ursit B. LUTHERUS, sed voti sui compos fieri non potuit: ast receptum id non esse, inde concludi nequit, cum praxis quotidiana contrarium ostendat, ut fere iuri Civili praevaleat, ut pluribus argumentis ostendi in *diss. de praxi iuris Canon. in terris protestantium, cap. II.* Deinde rariones adductae ostendunt, eo maiorem cautionem adhibendam esse in decisionibus caussarum, quo facilius alias iudex falli potest. Ipsum ius Romanum itidem talia suppeditat argumenta, ex quibus liquet, saepe decisiones eius a rationibus fori nostri

abhorre; verum eam ob caussam studium hoc negligi aut repudiari nequit, quin eo maiori industria excoli debet, ne in applicando erretur, quod facile fieri potest, si rationes eius meditatione debita haud examinantur, nec spuria a genuinis et adaequatis distinguuntur. Hoc vero non *superficiarum*, sed *solidam iuris notitiam* requirit, ut vere dicere possim, eandem industriam, si non maiorem, doctrinae *iuris Canonici* deberi, quae alias iuri Civili impendi solet. Ipse neglectus huius studii peperit illas difficultates, de quibus antea disserui, nec ICTi, alias celeberrimi, ut REINKINGIUS, STEPHANI, LAURENTIUS, OHM, ARNISAEUS, FINKELTHAUS aliique, quos ubique fere sequitur CARPZOVIUS, in tot erroneas decisiones incidissent, si veros fontes huius iuris consuluisserint, et rationes eius adaequatas cum statu nostrarum ecclesiarum contulissent. Sed habent studia nostra etiam suas periodos, ut alia negotia humana, et ita his ICTis longe celeberrimis facile venia dari potest, qui in ea inciderunt tempora, quibus haec disciplina ingentibus adhuc involuta erat tenebris, quique, si nostra viverent aetate, rectius omnia sine dubio ponderassent et sub debitum examen revocassent. Nobis vero, quibus maior felicitas contigit, omnino vitio verti deberet, si abiepto hoc studio, erroribus veteribus insistere, quam genuinam faciam huius iuris reducere praeoptaremus. Et si tot navius et erroribus ius Pontificium scatet, ut omnino scatet, illud tanquam *malum aliquod necessarium* considerare debemus, quod tamen eliminare nostrum non est, sed potius is agendum, ut *via media* incedamus, et *prudentiam* in applicando adhibeamus.

§. VII. Evidem alii urgent, omnino sat esse, si *iuris Civilis et Canonici* differentiae duntaxat tradantur, quae tantum apparatus, quem integra iuris Canonici disciplina requirit, haud desiderant, cui rei inserviunt compendia B. STRYKII, RITTERSHUSII, CORNERII van ECK, HNRICI HAHNII, IOACHIMI HASSAEI aliorumque, qui ea intentione DIFFERENTIAS collegisse videntur, ut leviori et simpliciori via, reiectis inutilibus, quae scita necessaria sunt, traderentur. Sicuti vero horum ICTorum labores omnino laudo proboque, ita persuassimum habeo, hanc operam ab iis minime ea intentione esse susceptam, quod cederent, sufficere studiosis iuris, si unice in addiscendis his *differentiis* acquiescerent, sed, prout fieri solet, praegustum potius tantum iis conciliarent, qui ad solidiora eniti intendunt. Plura omnino sunt in iure Cannico scitu necessaria, de quibus ius Romanum non disponit, quaeque in his *differentiis* tradi nequeunt, quae tamen, si negliguntur, non possunt non eas difficultates animo insinuare, quas antes tetigi.

§. VIII. Huc fere etiam colligare videntur, qui contendunt, *ius ecclesiasticum*, ecclesiis protestantibus accommodatum, addiscendum esse, ius Canonicum haud pertinere ad protestantium for a, esse illud plane peregrinum, et eadem inconvenientia illud commendari, quae illis, qui *ius Scythicum ecclesiasticum* tradere vellent, imputanda esset. Evidem optandum foret, ut tale *ius ecclesiasticum*, ecclesiis protestantibus accommodatum, haberemus, nec ius Canonicum consistoria nostra ocupasset. Ast tale adhuc desideratur. Adsunt in singulis provinciis *ordinationes ecclesiasticae*, quae tamen quoad maximam partem ex iure Canonico sunt desumptae, nec huic rei sufficient, ob tot emer-

gentes casus, id quod ipse agnovit CARPZOVIUS, qui ubique adhuc recurrit ad *ius Canonicum*, quamvis non ubique eadem praecautione utatur, nec *via media* incedat. Et quis idoneus interpres *ordinationum ecclesiasticarum* esse poterit, qui principiis iuris Canonici, unde tot conclusiones adhuc in illis reperiuntur, non est tinctus? Quin quod in *subsidiū ad ius Canonicum* recurrentum esse asserant, ubi hae *ordinationes* deficiunt, id quod qua praecautione fieri debeat, nemo rectius iudicabit, quam qui *solidam* huius iuris *notitiam* sibi comparavit.

§. IX. Denique qui urgent, plura otiosa in iure Pontificio occurrere, et propterea abiiciendum esse, satis profitentur, se nimis praeceperanter agere. Quam plurima *otiosa* occurunt in iure Romano, cui tamen tantum impendimus tempus, et utinam ea, quae *otiosa* dicuntur, maiori cura et studio evoluta essent, certe nunquam iurisprudentia in artem *rabulisticam* degenerasset. Dum enim ea, quae *otiosa* dicuntur, discernere non possunt, inepte postea et perversa plane ratione ad caussas emergentes ea applicare student, quod ipsam praxin turbat, lites ex litibus movet, et iustitiae administrationem impedit. Qui vero, tam in *civili* quam *canonico* iure, quaevis, etiam quae *otiosa* dicuntur, sedula meditatione examinavit, in applicatione fallere nequit, sed quae retinenda, quae vero abiicienda sunt, omnium optime iudicare potest. Unde merito reprobanda est ea methodus, qua studiosa iuventus sub praetextu, quod *otiosa* haud addiscenda sint, ab ipsis fontibus abducitur, et tantum, quae ad praxin faciunt, levi brachio ei proponuntur; cum tamen, si postmodum ad praxin properat, et cum eiusmodi homine, qui *otiosa* quaevis in pretio habet, certamen inire cogitur, ipsius conatus sufficienter frangere nequit, quod tamen facili modo fieri posset, si rationes quarumcunque rerum sibi comparasset, easque a moribus nostris abhorriere, ostendere posset. Breviter: plura sunt addiscenda, non ut ea in praxin deducantur, sed ut praecaveamus, ne illa imprudenter applicentur. (Dissertatio praeliminaris, 3.r.-3.r.)

“6.二つの壁を一つの塗料壺で白く塗る [Cicero, Epistulae ad Familiares, VII, 29.] ために、簡潔に述べておくが、上記の点から結論づけられるのは、カノン法がプロテスタンントの間において受容されるべきではないということにすぎず、それはすなわち、宗教改革の時期に偉大なルテルスが強く主張したことであるけれども、彼の主張は共有されるに至っていない。つまり、そのような主張は受け容れられおらず、日々の実務が、ほとんどの場合にカノン法が市民法に優位しているという反対の事実を示している以上、そのように結論づけることも不可能である。これは、『プロテスタンント地域におけるカノン法実務に関する論考』の第二章において多くの論拠に基づき明らかにされている通りである。そこから取り出された諸論拠の示すところによれば、裁判官が誤る可能性が高ければ高いほど、事案の判決に際して一層多くの注意が払われる必要がある。ローマ法それ自身も、同様に、裁判官の判断を我々の裁判所の立場としばしば矛盾させるような諸論拠に事欠かない。実際、そのような場合には、適用に誤りのないようにする努力を軽んじたり否定することはできないし、それどころか、より一層の勤勉さをもって努力すべきである。適用の論拠が当然の省察によつ

て吟味されることが全くなく、見せかけの適用と本来の十全たる適用とが区別されない場合、そのような誤りは容易に生じ得る。要するに、ここで要求されているのは、「皮相」ではなく「確実」な法知識であり、市民法に対して通常求められている以上のものではないにしても、それと同じ程度の勤勉さが、「カノン法」の学説に義務づけられていると言っても過言ではない。このような努力を怠った者は先に指摘したような困難さに悩まされたけれども、レインキンギウス、ステファーニ、ラウレンティウス、オーム、アルニサエウス、フィンケルタウスその他のような卓越した法律家たち、カルブゾウイウスがほとんどあらゆる箇所において依拠した彼らも、もしこのカノン法の真の法源に精通し、その十全な論拠を我々の教会の置かれた状況に照らし合わせたならば、これほど多くの誤った判断に陥ることはなかったはずである。しかし、我々の努力もまた、人間の他の行為と同じように、限界があり、それ故、当該分野が未だ深い暗闇に覆われていた時代に偶然出くわしたこれらの極めて卓越した法律家を責めることは難しい。もし彼らが我々の時代に生きていたならば、全てを我々以上に適切に疑問の余地なく探究し、必要な吟味を加えたことであろう。他方、より大きな幸運に恵まれた我々が、そのような努力を怠り、この法の真の姿を回復することよりも先人の誤りを追及することを選ぶならば、全ての非は我々にあるとみなされることになる。たとえ教皇法がどれほど多くの欠陥や誤謬に溢れているとしても、確かにそうなのであるが、我々はこの法をいわば「必要悪」として捉えるべきであって、これを排斥することは我々の為すべきところではない。むしろ我々は、「中庸の道」を進み、適用に際して「賢慮」を用いるよう努めるべきである。

7. 確かに、「市民法とカノン法」の相違点さえ教示されればそれで十分と主張する人々もいるが、それはカノン法の十全な教授に要する多くの準備を全く問わないものであって、ストルキウス、リッテルスフシウス、コルネリウス・ヴァン・エック、ヘンリクス・ハーニウス、ヨアキムス・ハッサエウスその他の人々による便覧はこれを企図している。彼らは、無駄なものを省いた上で、必要な知識とは何かを迅速かつ簡便なやり方で教示すべきとの意図で「相違点」をまとめたように思われる。私はこれらの法律家の仕事を心より称賛し推奨すると同時に、それらの相違点を更に覚えさえすれば法を学ぶ者にとっては十分であるというような意図で彼らがこの仕事を企図したわけでは決してなく、一般に行われているように、より確実な知識に到達しようとする人々にその端緒を与えようとしたにすぎないという点についても私は強く確信している。カノン法に精通するためにはローマ法では扱われない非常に多くの知識が必要とされ、それらを両者の「相違点」の中で教示することは不可能であるが、他方、それらの知識が等閑にされるならば、先に言及した困難さに気付くことはない。

8. プロテスタント教会に相応しい「教会法」を追加して学ぶべきであると主張する人々も、やはり同じように、カノン法がプロテスタントの法廷とは無関係で、全く異質な法であり、それを推奨すれば、「スキタイ人の宗教法」を教示しようとする人々に由来するような不都合を伴うことになると結論づけている。プロテスタント教会に相応しいそのような「教会法」を保持し、カノン法が我々の宗教法院を支配することがないというのが無論望ましい。しかし、そのようなものは今のところ残念ながら欠

うのも、「日々の実務が、ほとんどの場合にカノン法が市民法に優位している」という反対の事実を示している *praxis quotidiana contrarium ostendit, ut fere iuri Civili ius Canonicum praevaleat*」からである。ただし、カノン法もまた、市民法たるローマ法と同様に、「裁判官の判断を我々の裁判所の立場としばしば矛盾させるような諸論拠に事欠かない *alia suppeditat argumenta, ex quibus liquet, saepe decisiones iudicis a rationibus fori nostri abhorrere*」のは確かであ

けている。個々の領邦には「教会規則」が存在するけれども、それらは大部分においてカノン法から取り出されたものであるし、日々発生する多くの事件に照らせば、このような現状に十分に対応しているとも言えない。これはカルブゾウイウス自身が認めていたことであり、しかも彼は、常に同じ慎重さを維持しているわけでも、「中庸之道」を歩んでいるわけでもないにもかかわらず、依然至る所で「カノン法」に依拠している。「教会規則」の下で依然としてこれほど多くの結論が引き出される根拠となっているカノン法の諸原理に精通していない者がどうしてこれらの条例に相応しい解釈者となることができよう。そればかりか、彼らは、これらの教会条例が不十分な箇所において、「補充的」に「カノン法」を参照すべき旨要求しており、そうであるならば、それが如何なる慎重さを以て為されるべきかを、このカノン法の「確実な知識」を備えた者よりも適切に判断できる者はいないはずである。

9. 従って、教皇法の内に多くの「無用の事柄」が見出されるが故に教皇法を排斥すべきと主張する人々は、自らの軽率に過ぎる振る舞いを十分に表明していることになる。我々がこれほど多くの時間をつぎ込むローマ法にはどれほど多くの「無用の事柄」が見出されることか。「無用」とされている事柄がより一層の注意と努力をもって解明され、法学が「欺瞞に満ちた」学問へ衰退することの決してないように願いたい。というのも、「無用」とされている事柄を判定できない間は、日々生じる事件に不当にも後追いで全く誤ったやり方でローマ法の適用に努めることになり、このことは実務そのものを混乱させ、次々に訴訟を誘発し、司法の妨げとなるからである。これに対して、「市民法」においても「カノン法」においても、「無用」とされるものを含めて全ての事柄を注意深い考察によって吟味する者は、その適用において誤ることはなく、何を維持すべきで何を排除すべきか誰よりも適切に判断できる。それ故、「無用な事柄」は学ぶ必要はないという口実で意欲ある若者を法源から遠ざけ、実務に役立つ事柄だけを片手間に教示するような方法は避けられるべきである。というのも、彼がその後間もなく実務に関わり、「無用な事柄」を全て重んずる者と論争を強いられた場合、その者の攻撃を十分に打ち碎くことが出来ないからである。このような事態は、彼があらゆる事柄について論拠を用意し、それらの事柄が我々の慣行に矛盾する旨主張する場合に容易に生じ得る。要するに、実務に持ち込むためではなく、軽率に適用しないように用心するためにこそ、多くのことを更に学ぶべきなのである。」

るので、「皮相ではなく確実な法知識 non superficiaria, sed solida iuris notitia」によって「適用に誤りのないようにする努力 industria, ne in applicando erretur」が「カノン法の学説 doctrina iuris Canonici」にも当然求められねばならない。例えば、ディートリヒ（テオドール）・ラインキング Dietrich (Theodor) Reinkinking (1590–1664年)、ヨアヒム・シュテファーニ Joachim Stephani (1544–1623年)、ローレンツ・エーム Lorenz Oehm (1578–1626年)、ヘンning ク・アルニサエウス Henning Arnisaeus (1535/6–1636年)、ジギスムント・フィンケルトハウス Sigismund Finkelthaus (1579/80–1644年) といった「卓越した法律家たち Icti celeberrimi」も、「もしこのカノン法の真の法源に精通し、その十全な論拠を我々の教会の置かれた状況と照らし合わせたならば、これほど多くの誤った判断に陥ることはなかったはずである in tot erroneas decisiones incidissent, si veros fontes iuris Canonici consuluisserint, et rationes ejus adaequatas cum statu nostrarum ecclesiarum contulissent」。また、「市民法とカノン法の相違点さえ教示されればそれで十分と主張する urgent, omnino sat esse, si iuris Civilis et Canonici differentiae duntaxat tradantur」人々もいるが、 「カノン法に精通するためにはローマ法では扱われない非常に多くの知識が必要であり、それらを両者の相違点の中で教示することは不可能である Plura omnino sunt in iure Canonico scitu necessaria, de quibus ius Romanum non disponit, quaeque in his differentiis tradi nequeunt」。彼らの「相違集 differentiae」乃至「便覧 compendia」は、「必要な知識とは何かが迅速かつ簡便なやり方で教示される quae scita sunt, traduntur」ように工夫し、「より確実な知識に到達しようと欲する人々にその端緒を与えようとした praegustum iis conciliabant, qui ad solidiora eniti intendunt」という点においてのみ評価できる。更に、「プロテスタンント教会に相応しい教会法をカノン法に追加して学ぶべきであると主張する contendunt, ius ecclesiasticum, ecclesiis protestantibus accommodatum, addiscendum esse」人々も、「カノン法がプロテスタンントの法廷とは無関係で、全く異質である ius Canonicum haud pertinere ad protestantium fora, esse illud plane peregrinum」と考える点では変わらない。「プロテスタンント教会に相応しいそのような教会法を保持し、カノン法が我々の宗教法院を支配す

ることがないというのが無論望ましい *equidem optandum foret, ut tale ius ecclesiasticum, ecclesiis protestantibus accommodatum, habaremus, nec ius Canonicum consistoria nostra ocupasset*」けれども、「そのようなものは今のところ残念ながら欠けている *tale adhuc desideratur*」。プロテスタント諸領邦で新たに制定された「教会規則 *ordinatines ecclesiasticae*」も、「大部分においてカノン法から取り出されたものであるし、日々発生する多くの事件に照らせば、このような現状に十分に対応しているとも言えない *quoad maximam partem ex iure Canonico sunt desumptae, nec huic rei sufficient, ob tot emergentes casus*」からである。カルプツォフを初めとして、「これらの教会規則が不十分な場合に、補充的にカノン法を参照すべき旨主張する *in subsidium ad ius Canonicum recurrendum esse assentantur, ubi hae ordinationes deficiunt*」人々もいるが、そうであれば尚更、「確実なカノン法の知識を備えた者よりも適切に判断できる者はいない *nemo rectius iudicabit, quam qui solidam iuris Canonici notitiam sibi comparavit*」という当然の事理を想起すべきである。

以上のようなベーマーの反論は、同時に、当時も依然として絶大な影響力を保っていたカルプツォフの『教会法学』への批判でもあった。従って、それは、プランデンブルク選帝侯の威信をかけて新設されたハレ大学において師シュトリューケの跡を継いだベーマーのザクセンへの単なる対抗意識に還元できるような形式的な批判ではない。『教会法学』の中でラインキング等に「ほとんどあらゆる箇所において依拠している *ubique fere sequitur*」カルプツォフは、彼らと同じく、「カノン法の諸原理に精通していない *principiis iuris Canonici non est tinctus*」者の一人にすぎず、それ故、カノン法による補充が欠かせない「教会規則」の「解釈者 *interpres*」としても不適格なのである。しかし他方で、このような批判は、プロテスタント領邦の教会法実務におけるカノン法の更なる影響力拡大を意図して、「確実なカノン法の知識 *solida iuris Canonici notitia*」を要求しているわけではない。カノン法は、プロテスタントにとって本来「無用の事柄 *otiosa*」であるからこそ、むしろ「一層の注意と努力をもって *maiori cura et studio*」解明される必要があるというのがベーマーの立場なのである。「無用な事柄は学ぶ必要はない」という口実で意欲ある若者

を法源から遠ざけ、実務に役立つ事柄だけを片手間に教示するような方法 ea methodus, qua studiosa iuventus sub praetextu, quod otiosa haud addiscenda sint, ab ipsis fontibus abducitur, et tantum, quae ad praxin faciunt, levi brachio ei proponuntur」は、教会法学の直面する問題の根本的解決にはなり得ない。なぜなら、何が無用であるかを弁えないまま下される場当たり的な判断は、「実務そのものを混乱させ、次々に訴訟を誘発し、司法の妨げとなる ipsam praxin turbat, lites ex litibus movet, et iustitiae administrationem impedit」からである。これに対して、「無用とされるものを含めて全ての事柄を注意深い考察によって吟味する者は、その適用において誤ることはなく、何を維持すべきで何を排除すべきか誰よりも適切に判断できる qui quaevis, etiam quae otiosa dicuntur, sedula meditatione examinavit, in applicatione fallere nequit, sed quae retinenda, quae vero abiicienda sunt, omnium optime iudicare potest」。

それ故、ペーマーは、もう一つの「極論」に与する者、すなわち、「カノン法を余りに重視し過ぎ、カノン法の立場を思慮深さや個別的衡平その他の徳目に従って推奨し、カノン法に規定されている事柄は何でも利用すべく全力を尽くす nimis magnifice de iure Canonico sentit, decisiones eius a prudentia, aequitate singulari, aliisque virtutibus commendat, et omni ope studet, ut quaevis tradita in usum deducantur」者にも当然批判的である²⁶⁾。この立場は、「宗教改革

26) §. X. Praeterea vero etiam in alteram peccari potest partem, si nimis magnifice quis de iure Canonico sentiat, decisiones eius a prudentia, aequitate singulari, aliisque virtutibus commendet. Et omni ope studeat, ut quaevis tradita in usum deducantur. Ipse EBER-HARDUS a WEIHE, quem supra laudavi, in illa ipsa oratione, qua ius Canonicum ab initio non leviter perstrinxit, ex argumentis variis praestantium eius deinceps mentibus hominum insinuare conatus est. Ait, *iure pontificio maxime illustrati civilem scientiam et actiones politicas; canonicum ius esse medullam legum et praxin iuris civilis; praeter theoremata utilissima et doctrinas in omni vita utilissimas, praescribere processum expeditissimum et foro nostro accommodatissimum; in eo reperiri, quae faciunt ad reipubl. et privatae conservationem, ad morum et vitae memorationem, adeoque non tantum iurisperitorum Romanorum Ethnicorum responsis et rescriptis coniungendum, sed fere preferendum esse.* Inde ita concludit: *Ius canonicum multas habere dotes singulares, multisque nominibus praestare aliis libris iuris, nemo negabit; imo politiae plura bona hoc iure collata fatemur, quam poss-*

int enumerari.

§. XI. Has easdem fere rationes ICti ante reformationem, ad demonstrandam praestantiam iuris Canonici prae Civili, attulerunt, ex quo factum, ut etiam in praxi preevaluerit. Sed quod ICti protestantes, restituta luce evangelii, tantas dotes singulares iuri Canonico adhuc tribuerint, in caussa sine dubio est, tum quod specie pietatis, quam pree se fert, decepti fuerint, tum etiam quod in genuinas rationes eius, rei et politicae et ecclesiasticae adversantes, ob defectum *historiae et doctrinae moralis*, inquisiverint, quaecunque *superficiairias* ex Canonistis repetendo et in usum trahendo. Nam (I) magis corrupta est civilis scientia per ius Canonicum, quam illustrata : in ambiguis legum interpretationibus secuti sunt pontifices Glossatorum sententias, erroribus infinitis involutas, et in hoc iure errores vim iuris acceperunt, rationes ineptaee approbatae, et quae a statu iudiciorum nostrorum aliena sunt, in praxin imprudenter tracta sunt. (II) In quibus discedit a iure civili et rationem *conscientiae aut pietatis* pree se fert, ut in doctrina de *iuramentis, usucapione et c.* fucum utplurimum facit, et *aequitatem cerebrinam* habet. (III) Theorematum et moralia scholasticorum ineptiis depravata sunt, ut nihil sani in iis deprehendatur, v. BARBEYRACII, viri clarissimi, *praefatio ad versionem Gallicam iuris Nat. et Gent. Pufendorfii*. (IV) Fundamenta, quae in ipso *iure ecclesiastico* habent, improba sunt. Aiant, ecclesiam esse *rempublicam*, in qua clericis imperium a Christo concessum, laicis vero nihil iuris relictum sit. Ex hoc supposito *statu inaequali* tot reprobas conclusiones deducunt, quae non possunt universum ius ecclesiasticum corrumpere. Praeter hoc, quod palmarium est, plura adhuc occurrent, quae a nostratibus reiiciuntur, v. c. *de sacramento matrimonii, sacrificio Missae, charactere indelebili, satisfactione, poenitentia externa, indulgentiis, et c.* ex quibus decisiones infinitae in hoc iure formantur, sed itidem erroneae et ex putido fonte natae. (Dissertatio praeliminaris, 5.r.-6.r.)

“10. しかし他方で、カノン法を余りに重視し過ぎ、カノン法の立場を思慮深さや個別的衡平その他の徳目に従って推奨し、カノン法に規定されている事柄は何でも利用すべく全力を尽くす者もまた、別な方向において躊躇可能性がある。既にふれたエベルハルト・ア・ウェイへでさえ、カノン法を頭ごなしに強く非難する上記演説の中で、様々な理由に基づいて、カノン法の卓越性を引き続き人々に印象づけようとして試みている。彼が言うには、「市民的知識や政治的行為は多くの場合教皇法によって説明でき、カノン法は、法律や市民法実務の核心であり、極めて有用な諸原理や生活全体において役立つことこの上ない諸学説以外にも、非常に迅速で我々の法廷にも相応しい裁判手続を規定している上、カノン法の中には、公私両面の保持や生活習慣の改良に資するものが見出され、それらは、異教徒たる古代ローマの法律家たちの助言や解答に調和するのみならず、ほとんどの場合これらよりも重視されるべき」とされる。以上から彼は次のように結論づけている。すなわち、「カノン法が多くの注目すべき長所を備えており、多くの点で他の法典を凌駕しているということは何人も否定できないし、この法によって数え切れないほど多くの利点が国政にもたらされていると認めざるを得ない」と。

以前の法律家 *ICti ante reformationem* と同様に、「カノン法の市民法に対する優位 *praestantia iuris Canonici pae Civilis*」を最大の論拠としているけれども、カノン法は、「良心や敬虔さといった論拠を誇示して極端な衡平さを掲げる *rationem conscientiae aut pietatis praese fert, et aequitatem cerebrinam habet*」だけでなく、「教皇法に関する注釈者たちの学説 *pontifices Glossatorum sententiae*」や「スコラ学者たちの道徳的諸準則 *theorematum moralia scholasticorum*」に由来する無数の「誤謬 *errores*」を内包するが故に、市民法よりも優れているとまでは言えないし、そして何よりも、教会を「国家 *respublica*」

11. 宗教改革以前の法律家たちは、カノン法の市民法に対する優位を証明するためには、以上とほぼ同じ論拠を提示し、実務においてもカノン法が市民法に優位するを主張していた。ただし、プロテスタントの法律家たちが、福音の光の回復後も依然として、カノン法にこれほど多くの長所を認めているのは、一方で、カノン法が誇示する外面的な敬虔さに幻惑され、また他方で、歴史認識や道徳的教養の欠如の故に政治的及び宗教的制度に関わるカノン法の真の考え方を吟味することなく、カノン法学者の著作から「皮相な内容」を可能な限り取り出して利用していることに間違いなく起因する。実際、1) 市民的知識はカノン法によって解明されるというよりもむしろ損なわれる。というのは、教皇法に関する注釈者たちの果てしない誤謬に満ちた学説が、不明確な法文の解釈に際して参照された結果、この法の下では、誤謬が法律としての効力を發揮し、不当な論拠が承認され、我々の裁判の状況とは無縁の事柄が実務において未熟にも運用されているからである。2) それらにおいて、カノン法は、例えば宣誓や使用取得の学説のように、市民法から逸脱し、良心や敬虔さといった根拠を誇示するとともに、何重にも外面を飾り立て、「極端な衡平さ」を掲げている。3) スコラ学者たちの道徳的諸準則は、その馬鹿げた主張によって、その中に健全なものを何一つ見出せないほどに堕落している。この点については、プーフェンドルフの『自然法と万民法』のフランス語版に付された聰明なるバルベイラキウスによる序文を参照せよ。4) 「教会法」それ自体について彼らが想定している基礎にも信仰心が欠けている。彼らが言うには、教会とは「国家」であり、そこでは、キリストから聖職者に支配権が委ねられる一方で、世俗の人々には如何なる権利も残されていない。このような「不平等な地位」という前提から、彼らは、これほど多くの誤った結論を引き出しているのであり、それらによって普遍的な教会法が損なわれることなどあり得ない。更に、傑作とも言うべきこの主張以外にも、例えば、「婚姻の秘蹟」、「ミサ聖祭」、「消えざる印号」、「贖罪」、「悔悛の秘蹟」「贖宥」等について、我々の下では退けられているような多くの事柄が今もなお見出され、それらに基づいた無数の判断がこのカノン法の中に示されているが、それらもやはり同じように、誤謬に溢れ、汚れた源泉から生まれ出している。

とみなし、そこでは「キリストから聖職者に支配権が委ねられる一方で、世俗の人々には如何なる権利も残されていない *clericis imperium a Christo concessum, laicis vero nihil iuris relictum est*」とする中世以来のカノン法学の根本的立場が、プロテstantの信仰と相容れない。にもかかわらず、「プロテstantの法律家たちが、福音の光の回復後も依然としてカノン法にこれほど多くの長所を認めているのは、一方で、カノン法が誇示する外面的な敬虔さに幻惑され、他方で、歴史認識や道徳的教養の欠如の故に政治的及び宗教的仕組みに関わるカノン法の真の考え方を吟味せずに、カノン法学者の著作から皮相な内容を可能な限り取り出して利用していることに間違いなく起因する *quod ICti protestantes, restituta luce evangeli, tantas dotes singulares iuri Canonico adhuc tribuerint, in caussa sine dubio est, tum quod specie pietatis, quam prae se fert, decepti fuerint, tum etiam quod in genuinas rationes eius, rei et politicae et ecclesiasticae adversantes, ob defectum historiae et doctrinae moralis, non inquisiverint, quascunque superficiarias ex Canonistis repetendo et in usum trahendo*」。しかも、そのような無批判な態度は、ベーマーが、ヴィッテンベルク大学で教皇令集担当教授を務めたエーバーハルト・フォン・ヴァイヘ Eberhard von Weyhe (1553–1637年) を例に皮肉を込めて指摘する通り、カノン法へのあからさまな敵意と盲目的な称賛との奇妙な同居をもたらすことさえあり得る。

「カノン法の正当な権威を承認する *auctoritas iuris Canonici authentica*」一方で「既に多くの点でこの法から遠ざかり、あるいは、徹底的に離反する可能性のある *in plurimis recte ab eo fora nostra recesserunt, vel ad maximum recedere possunt*」プロテstant諸領邦の裁判実務のアンビヴァレントで過渡的な状況に相応しい方向性として残されているのは、結局、「二つの極論の間に位置する中庸の道 *inter duo extrema media via*」だけである²⁷⁾。この「中庸

27) §. XII. Quae cum ita sint, magna utique praecautione opus est ei, qui inter haec duo extrema *media via* incedere studet, ut neque in totum decisiones huius iuris reiiciat, neque temere et sine debito examine easdem sequatur. Prius vel ideo fieri nequit, quia *autoritatem eius authenticam* protestantes in foris admittunt. Posterius vel ideo praे-

cavendum, quia *Ius Canonicum* non *in totum* est receptum, sed in plurimis recte ab eo
fora nostra recesserunt, vel ad maximum recedere possunt.

§. XIII. Hunc in finem (I) secundum *veritatem Evangelii* et ipsius *Iuris Naturae*
principia, laborandum de genuino et vero conceptu ecclesiae, quem prae se ferat statum,
aequalemne an inaequalem? cui meditationi valde inseruit aureus PUFENDORFFII libel-
lus *de habitu religionis ad vitam civilem*. Et quia tum *recta ratio*, tum etiam *Scrip-
tura S.* ostendit, ecclesiam haud esse *rempubl.* sed in republica, et societatibus
aequalibus annumerandam, inde iura eius quaecunque sunt aestimanda. (II) Decisiones
Iuris Canonici ex veris suis rationibus examinandae et cum statu ecclesiarum nostrarum
conferenda sunt, ita ut, si diversitas nulla singularis appareat, in iis aquiescere liceat.
Ubi vero ex principiis fluunt a nostratis vel reiectis, vel cum statu ecclesiarum nostra-
rum pugnantibus, ab earum applicatione tam diu desistamus, donec evidenter de *obser-
vantia fori* satis radicata constet. Conveniens enim est, ut, dum principiis repudium
misimus, conclusiones quoque eo ipso repudiatas esse *in dubio* iudicemus, donec *obser-
vantia constans* probata fuerit. Sic *denunciatio Evangelica* fluit ex principiis reproba-
tis; de praxi eius non constat, uti nuper admodum ostendit illustris THOMASIU, *Diss.
de denunciatione evangelica*; et ita applicatio eius in Consistoriis nostris admittenda
haud est. Clerici de iure Canonico prorogare haud possunt iurisdictionem in iudicem lai-
cum, quod ex perverso fundamento fluit, statui ecclesiarum nostrarum adversanti; et
inde Facultas nostra iuridica ante annum, et quod excurrit, eandem admisit contra senten-
tiam alterius cuiusdam Facultatis, quae ius Canonicum secuta est. Denique (III) si ob-
servantia in contrarium allegatur, videndum, an sit *constans, evidens et universalis*,
quae qualitates tamen rarissime deprehenduntur. Plerumque provocatur ad CARPZOVII
Iurisprudentiam ecclesiasticam, quae tamen tantum praxin Saxoniam ostendit, et
quidem illius temporis, quo vixit CARPZOVII. Mutato praeside iudiciorum, mutantur
ut plurimum sententiae, et ita quoque observantiae, ut ne quidem praxis hodierna Consis-
toriorum Saxoniorum cun scitis Carpzovianis ubique conveniat. Hac *via media* qui in-
cesserit, meo iudicio quidem tutissimus ibit. (Dissertatio praeliminaris, 6.v.-7.r.)

12. 以上のような事情の故に、二つの極論の間に中庸の道を歩もうと欲する者には、カノン法の立場を全て排斥したり、必要な吟味も絶ずに軽々しくそれらに追従することのないように常に細心の注意を払う必要がある。前者のような事態は、プロテスチヤントが法廷においてカノン法の「正統な権威」を承認している以上、生じようがない。後者のような事態も、「カノン法」が全て受け容れられているわけではなく、我々の法廷が既に多くの点においてこの法から遠ざかっており、あるいは、徹底的に離反する可能性がある以上、防がねばならない。

13. このような目標に向けて、1) 「福音の真理」、及び、「自然法」そのものの諸原
理に従い、「教会」の純粹かつ真正な概念について検討すべきであり、そのような概念
が如何なる状態を不变としあるいはまた変更可能とするのかという点の考察につ
いては、『市民的生活に対するキリスト教の位置について』というブーフェンドルフィ

の道 media via」を歩もうと欲する者が従うべき指針を、ベーマーは三つ提示している。まず第一に、「福音の真理、及び、自然法そのものの諸原理に従い、教会の純粹かつ真正な概念について検討されねばならない secundem veritatem Evangelii et ipsius Iuris Naturae principia, laborandum de genuino et vero conceptu ecclesiae」。ここで求められているのは、国家としての教会において想定された「聖職者 clericci」と「世俗の人々 laici」の「不平等な地位 status inaequalis」への根本的な反省である。ここでベーマーは、ザムエル・プフェンドルフ Samuel Pufendorf (1632-1694年) の『市民的生活に対するキリ

ウスの小著が大いに寄与している。というのも、「正しい理性」のみならず「聖書」によってもまた明らかにされている通り、教会は決して「国家」ではなく、国家や「これと同質の」共同体の内に付け加えられるべきものであり、教会の如何なる権利もそこから判断されねばならないからである。2) カノン法の立場は、その真の論拠に基づいて吟味され、我々の教会の状況と比較された上で、際だった相違が見出されなければ、我々の教会の内に根を下ろすことも許されるべきである。これに対して、カノン法の立場が、我々の国家の原則によって忌避されている諸原理、あるいは、我々の教会の立場と相容れない諸原理に由来する場合には、十分に根付いた「裁判慣行」が明らかとなるまで、それらの諸原理の採用を我々は控えるべきである。というのも、我々が諸原理を否認している以上、それに由来する結論もまた、「疑わしい場合」には、諸原理の否認それ自体を理由に、「恒常的な実務慣行」が証明されるまで否認すべきであるから。例えば、「福音的命令」は、否認された諸原理に由来し、著名なトマシウス氏の『福音的命令の実務に関する論考』が最近適切にも指摘している通り、そのような実務について意見が一致しているわけでもないので、我々の宗教法院においてはその適用を決して認めるべきではない。聖職者は、カノン法に関して、世俗裁判官に対してまで裁判権を及ぼすことは絶対にできない。そのような裁判権の拡大は、我々の教会の立場に矛盾する不当な根拠に基づいており、それによれば、我々の法学部の裁判権は一年以内に限られ、その経過後は、カノン法を依拠した他のどの法学部の判決に対しても同じ裁判権を聖職者に与えていた。最後に、3) もし反対に実務慣行が主張された場合は、それが「恒常的で、明白で、普遍的である」かどうか調べる必要があるが、そのような性質が見出されるのは極めてまれである。多くの場合、カルブゾウイウスの『教会法学』が頼みの綱とされているけれども、同書は、ザクセンの実務を明らかにしているだけであり、しかもそれはカルブゾウイウスが生きていた当時のものにすぎない。裁判長が代わり、多くの判決が変更され、実務慣行もまた変化した結果、ザクセン宗教法院の今日の実務はカルブゾウイウスの知見と常に一致するわけではない。以上のような中庸の道を進む者が最も安全であることは明らかである。」

スト教の位置について *De habitu religionis christiana ad vitam civilem*』(1687年) によってもたらされた決定的な視座転換に依拠している。すなわち、「教会は決して国家ではなく、国家やこれと同質の共同体の内に付け加えられるべきものであって、教会の如何なる権利もそこから判定されねばならない ecclesiastum haud esse rempublicam sed in republica, et societatis aequalibus annumerandam, inde iura eius quaecunque sunt aestimanda」のである。第二に、「カノン法の立場が、我々の原則によって忌避されている諸原理、あるいは、我々の教会の立場と相容れない諸原理に由来するような場合には、十分に根付いた裁判慣行が明らかとなるまで、それらの諸原理の採用を控えるべきである ubi decisiones iuris Canonici ex principiis fluunt a nostratis vel reiectis, vel cum statu ecclesiarum nostrarum pugnantibus, ab earum applicatione tam diu desistamus, donec evidenter de observantia fori satis radicata constet」。その結果、そのような「諸原理 principia」に由来する「結論 conclusiones」もまた、「疑わしい場合には、恒常的な実務慣行が証明されるまで、諸原理の否認それ自体を理由に退けられるべき eo ipso repudiatis esse in dubio, donec observatio costans probata fuerit」であり、例えば、俗人の虚偽宣誓や講和違反等について教会裁判所が発する「福音的命令 denuncitatio evangelica」²⁸⁾や、「大学法学部 Facultas iuridica」の判決団等の「世俗裁判官 iudex laicus」に対する教会裁判権の優位は、プロテスタント教会の立場に反するが故に認められない。第三に、「実務慣行 observantia」がカノン法適用の論拠とされる場合であっても、「それが恒常的で、明白かつ普遍的であるかどうか調べねばならない videndum, an sit constans, evidens et universalis」とされる。そして、「そのような性質が見出されるのは極めてまれである quae qualitates rarissime deprehenduntur」以上、カノン法の適用は極めて慎重かつ限定的なものにならざるを得ない。「ザクセンの実務 praxis Saxonica」を後ろ盾とするカルプツォフの『教会法学』の信頼性は、この点においても限られている。というのも、「裁判長が代わり、多くの判決が変更され、実務慣行もまた変化した結果、ザクセン宗教法

28) X. 2, 1, 13. Innocentius III.

院の今日の実務はカルプゾウイウスの知見と常に一致するわけではない *mutato praeside iudiciorum, mutantur ut plurimum sententiae, et ita quoque observationae, ut ne quidem praxis hodierna Consistoriorum Saxonorum cum scitis Carpzonianis ubique conveniat*」からである。

これに対して、シルターの『提要』に対するベーマーの態度は極めて好意的であり、シルターを「中庸の道」の先駆者として位置づけてさえいる²⁹⁾。「初

29) §. XIV. Praemittenda haec cesui, postquam a viro nobilissimo, qui novam editionem *Institutionum Iuris Canonici* SCHILTERI sumtibus suis adornandi consilium cepit, rogatus sum, ut praefationem eidem adiungerem. Huic desiderio eo facilius assurrexi, quod non tantum aliquoties hoc auctore duce in interpretando iure Canonico usus sim, sed etiam ante annum *emendatione et additamenta* ad has Institutiones, in usum praesertim Auditorum meorum, ediderim, quae in officina *Orphanotropi* huius loci prostant, mihique praeterea haec nova editio pergrata fuerit, quoniam copia huius compendii sufficiens hactenus desiderata fuit. Praestantia huius libelli enim fecit, ut saepius iam edi debuerit et fere in omnium manibus versetur, ut meo encomio haud indigeat. Quae B. Auctoris, Icti Consummatissimi, intentio, Institutiones has conscribendi, fuerit, ipse titulus loquitur, quo ostendit, quod easdem *ad ecclesiae veteris et hodiernae statum* accommodare voluerit. Quantum ergo iudicare valeo, rationem, *medium tenendi viam* in hoc studio eiusque applicatione, tradere voluisse videtur, et hoc intuitu statum *veteris ecclesiae purioris* eiusque decreta cum statu ecclesiarum protestantium conferre allaboravit, ut abstineret ab iis, quae corrupta in ecclesia nata sunt, et puriora ex antiquo statu substitueret. Quamvis enim eorum consilium *simpliciter* approbari nequeat, qui quaecunque ad *statum primitivae ecclesiae* reducenda et quae ab eo, utut in rebus arbitrariis, recedunt, repudianda esse contendunt; negari tamen nequit, plura secundum faciem primitivae ecclesiae efformari etiam in nostris posse ecclesiis, ut nulla committatur inconvenientia, quae merito scitis Pontificiorum corruptissimis preeferenda. Scilicet etiam hac in re *media via* tenenda, ne omnia reducere tenemus, neque etiam iura purioris et nascentis ecclesiae plane negligenda esse censeamus cum ecclesiis primitivis, et si *diversitatem* in ipso *statu* deprehendimus, diversa iura quoque obtainere debere concludamus. Olim ecclesiae erant *collegia privata*, auctoritate publica destituta, a republica reiecta et neglecta, et inde maior *libertas*, determinandi negotia ecclesiastica, ecclesiis competitabat, quam hodie, ubi ecclesiae ad *universitates publicas* referuntur, quae reipublicae praesidio publico gaudent et ita inspectioni singulari imperantis subsunt. Presbyterium olim iura plura habebat, quae exercentur hodie a Consistoriis, quaeque ministerium suis vindicare nequit, quia hoc non in omnibus cum presbyterio comparari potest. Quid dicam de episcopis, excommunicatione, poenitentia publica, per diuturnos labores trahenda,

agapis aliisque, quorum iura statui ecclesiarum praesentium non satis congruunt. Prudentia hic ubique desideratur, sine qua *intentio bona* non sufficit. Quantum ego animadvertere potui, Autor noster se intra limites hosce *utplurimum* continuit, aliquando tamen medium cursum non tenuit, id quod utique difficile satis est. consilium eius satis optimum laudandumque fuit, sed, quod negari nequit, ei non ubique respondit eventus, maxime eam ob caussam, quod adhuc *quodammodo* in ecclesia formam quandam *reipublicae* concipiendam esse crediderit, indeque varias conclusiones deduxerit, quas tamen in *emendationibus* meis modeste correxi. Vixit vir eruditus eo tempore, quo vera ecclesiae facies et status eius genuinus nondum e tenebris lucem adspexerat, quod primum PUFENDORFIUS in *libello*, antea laudato, fecit. Nihilominus tamen opera Auctoris nostri debita laude minime est privanda, quin potius in eo alias compendiis praefferenda, quod iura peculiaria nostrarum ecclesiarum fideliter tradat, ex antiquitatibus illustret, et varios abusus detegat. Plura addere supersedeo, cum vino vendibili non opus sit suspensa hedera. Dab. Halae IV. Mart. M DCC XIII. (Dissertatio praeliminaris, 7.r.-8.v.)

『14. スキルテルスの『カノン法提要』の新版をその出版社から公刊しようと考えていた極めて聰明な人から、その序文を書き加えるように頼まれた際、以上のことがまず書かれるべきものと私には思われた。この要請に応じることは私にとって非常に容易であった。というのも、私は、カノン法の解釈に際してしばしばこの著者の導きに従ってきたばかりでなく、この提要の『修正と補充』を特に私の聽講生のために公表しているからであり、それは当地のオルファノトロフス社から出版されている。更に、この便覧の十分な在庫が現在求められていることを考えるならば、この度の復刊は私にとっても非常に喜ばしいことである。実際、この小著は、その素晴らしいの故に、これまででも度々復刊されねばならなかつたし、ほとんど全ての人々の手に渡っているので、私の推奨など全く不要であろう。最高の法律家である著者が一体如何なる意図をもってこの提要を著したのかは、その題名それ自体が述べており、それが表明するところによれば、彼はこの提要を「初期及び現代の教会の状況に」適用させようとしたのである。それ故、私の判断する限りでは、そのような努力と適用に際して「中庸之道」を歩むための方法を彼は教示しようとしたものと考えられ、このような洞察の下、彼は、「より素朴な初期教会」の立場とその教えをプロテスタント教会の立場に一致させようと努力した結果、堕落した教会において生み出された事柄を排し、古代の立場からより素朴なものを補うことになった。確かに、あらゆる事柄を「原始教会の立場」に還元し、それに離反する事柄はそう判定される限り必ず排斥すべきと主張する人々の忠告を「単純に」受け容れることはできない。しかし、我々の教会の下でも、多くの事柄が原始教会の姿に倣って形作られ得ることは否定できず、不都合が全く生じないわけではないとしても、そのような不都合は教皇たちの堕落した知識よりも優先されて然るべきである。つまり、この問題に関してもやはり「中庸の方法」を堅持し、全てを還元しようと試みたり、あるいはまた、より素朴な発展途上の教会の法を単純に否定しようとしたりしないように我々はすべきであり、我々の教会の立場と原始教会とを比較して、「立場」それ自体に「食い違い」を見出した

期及び現代の教会の状況に適応した ad ecclesiae veteris et hodiernae statum accommodatae」との表題からも明らかのように、シルターは、「より素朴な初期教会の立場とその教えをプロテスタント教会の立場に一致させようと努めた statum veteris ecclesiae purioris eiusque decreta cum statu ecclesiarum protestantium conferre allaboravit」わけであるが、そのような試みにおいて「中庸の道」を歩もうとする場合、「全てを還元しようと試みたり、あるいはまた、より素朴な発展途上の教会の法を単純に否定しようと考え方したりしないように我々はすべきであり、我々の教会の立場と原始教会とを比較して、立場それ自体に食い違いを見出したとしても、結論としてはやはり、異なる法がそのまま維持されねばならない ne omnia reducere tentemus, neque etiam iura purioris et

ならば、結論としてはやはり、相異なる法がなお維持されねばならない。かつて教会は、公的権威を欠いた「私的な団体」で、国家から排斥され無視されていたので、それだけ一層大きな自由を、教会事務の処理について教会は享受していたが、教会が「公的法人」の内に数えられている今日においては、教会は、国家の監督に服しており、従ってまた、統治者による個々の査察の対象となる。かつて長老職は、今日宗教法院によって行使されている多くの権利を保持していたが、司祭職がそれらの権利を自己のものとして要求することはできない。というのも、司祭職を長老職と完全に同一視することはできないからである。司教職、破門、長期に渡る苦行を通じて為される公開の贖罪行為、愛餐その他については言うまでもなかろう。ここでは至る所で分別というものが不足しており、「善き意図」も分別がなければ十分と言えない。私が吟味し得た限りでは、我々の著者は「大半の箇所において」上記の枠組みの中に留まり続けているとはいえ、中庸の方針を維持していない箇所もあって、全くもって悩ましいところである。著者の助言はこの上なく適切で称賛されるべきものであるが、結論が異論の余地のない助言に常に對応しているわけではない。その原因は、多くの場合、彼が依然として教会に何らかの意味で「國家」の形態を想定すべきと考えているところにあり、そこから彼は様々な結論を引き出したけれども、私は『修正』の中でそれらを慎重に訂正した。学識ある氏は、教会の眞の形態や立場が未だ暗闇から姿を現していない時代に生きていたのであり、プーフェンドルフィウスは既にふれた小冊子において初めてそれを達成したのである。にもかかわらず、我々の著者の作品から相応の栄誉が奪われることはあり得ず、それどころか、この作品は、我々の教会特有の法を教示し、それを古代史に即して説明して様々な誤解を解明している点において、他の便覧よりもむしろ評価されるべきものである。「人気の葡萄酒には薫飾りは不要」であるから、これ以上多くを付け加えることは差し控えたい。1713年3月4日、ハレにて記す。」

nascentis ecclesiae plane negligenda esse censeamus, sed statum ecclesiarum nostrarum conferamus cum ecclesiis primitivis, et si diversitatem in ipso statu deprehendimus, diversa iura quoque obtinere debere concludamus」。シルターの『提要』は、確かに、「大半の箇所において utplurimum」この要求を満たしている。しかし、ベーマーによれば、「中庸の方針を維持していない箇所 medium cursum non tenuit」も散見され、「その原因は、多くの場合、彼が依然として教会に何らかの意味で国家の形態を想定すべきと考えているところに存する maxime eam ob caussam, quod adhuc quodammodo in ecclesia formam quandam reipublicae concipiendam esse crediderit」とされる。他方、教会をもはや「国家」と考えるべきではないからといって、「初代教会 vetus ecclesia」がそうであったように、「公的権威を欠いた私的団体 collegia privata, auctoritate publica destituta」と位置づけるわけにもいかない。「教会が公的法人の内に数えられている今日において、教会は、国家の監督に服している hodie, ubi ecclesiae ad universitates publicas referuntur, quae reipublicae praesidio gaudent」のであり、そのようなプロテスタント教会の法的地位に照らしてカノン法を取捨選択する「方法」こそ、ベーマーの言う「中庸の道」なのである。

(完)